平成22年9月定例会

横芝光町議会会議録

平成22年 9月7日 開会

平成22年 9月14日 閉会

横芝光町議会

平成22年9月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月7日)

議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名1
職務のため出席した者の職氏名2
開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
開議の宣告
会議録署名議員の指名
会期決定の件
諸般の報告
発議第1号の上程、説明9
議案第1号ないし議案第16号、報告第1号及び報告第2号の上程、説明10
休会の件······51
散会の宣告······51
第 2 号 (9月10日)
議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名53
職務のため出席した者の職氏名
開議の宣告
一般質問
森 川 忠 君

Щ	﨑	貞	_	君		• • • • • • •	••••	• • • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	 	 89
JII	島	富	士子	君			••••											 	 106
伊	藤	圀	樹	君			••••											 	 123
休会の)件						••••	•••••										 	 136
散会の	宣	告					••••											 	 137
		第	3 号	÷ (9	9 月	1 4	日)												
議事日	程						••••											 	 139
本日の)会	議に	付した	事件…			••••											 	 140
出席講	髮員						••••											 	 140
欠席請	美員						••••											 	 140
地方自	治	法第	1 2 1	条の規	見定	によ	り説り	明の	ため	り出席	朝し	た者	貴の!	職氏	名…			 	 140
職務の	った	め出	席した	者の職	哉氏	名	••••											 	 141
開議の	宣	告					••••											 	 142
諸般の	報	告					••••											 	 142
発議第	等 1	号の	質疑、	討論、	採	:決…	••••											 	 142
議案第	等 1	号の	質疑、	討論、	採	:決…	••••											 	 142
議案第	等2	号の	質疑、	討論、	採	:決…	••••											 	 143
議案第	等3	号の	質疑、	討論、	採	:決…	••••											 	 148
議案第	§ 4	号の	質疑、	討論、	採	決	••••	•••••		· · · · · ·								 	 148
議案第	₹5	号の	質疑、	討論、	採	:決…	••••											 	 149
議案第	等6	号の	質疑、	討論、	採	:決…	••••											 	 149
議案第	等 7	号の	質疑、	討論、	採	:決…	••••											 	 150
議案第	等8	号の	質疑、	討論、	採	:決…	••••											 	 150
議案第	等 9	号の	質疑、	討論、	採	:決…	••••											 	 182
議案第	₹ 1	0 号(の質疑	E、討論		採決·	••••											 	 186
議案第	等 1	1号(の質疑	E、討論	公 ਜ、	採決.	••••	•••••										 	 187
議案第	≒ 1	2号(の質疑	E、討論	会 前、	採決.	••••	•••••										 	 187
議案第	等 1	3号(の質疑	圣、討 論	台、	採決·	••••											 	 188
議案第	等 1	4号(の質疑	E、討論	会	採決·												 	 189

議案第15号の質疑、討論、	採決	189
議案第16号の質疑、討論、	採決	194
議員派遣の件		196
陳情の件		196
委員会の閉会中の継続調査に	こついて	197
閉会の宣告		197
署名議員		199

平成22年9月横芝光町議会定例会

議 事 日 程(第1号)

平成22年9月7日(火曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 発議第1号について

日程第 5 議案第1号ないし議案第16号、報告第1号及び報告第2号について(町長 提 案理由説明)

日程第 6 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	杉	森	幹	男	君	2番	森	Ш		忠	君
3番	實	Ш		隆	君	4番	JII	島		仁	君
6番	若	梅	喜	作	君	7番	Ш	島	富士	: 子	君
8番	鈴	木	克	征	君	9番	野	村	和	好	君
10番	Щ	﨑	貞	_	君	11番	伊	藤	圀	樹	君
12番	嘉	瀬	清	之	君	13番	Ш	島		透	君
14番	鈴	木	唯	夫	君	15番	八	角	健	_	君
16番	Ш	島	勝	美	君	17番	越	Ш	輝	男	君
18番	越	Ш	洋	_	君						

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 産業振興課長 土屋文雄君 齊 藤 隆 君 副 町 長 鈴 木 孝 一 君 都市建設課長 小堀正博君 総務課長 福祉課長 林 英次君 実 川 裕 宣 君 企画財政課長 健康管理課長 林 新一君 椎名幸司君 食肉センター 所 長 環境防災課長 伊藤定幸君 伊藤秀和 君 東陽病院 税務課長 高 埜 広 和 君 宮薗博香君 事 務 長 住民課長 会計管理者 若 梅 操 君 山 本 照 男 君 井 上 哲 君 教 育 長 教育課長 高 蝶 政 道 君 社会文化課長 五木田 桂 一 君 監査委員 高 橋 俊 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 川島重男 書 記 椎名圭子

◎開会の宣告

○議長(野村和好君) おはようございます。

これより平成22年9月横芝光町議会定例会を開会します。

(午前 9時58分)

◎開議の宣告

○議長(野村和好君) 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(野村和好君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

1番 杉 森 幹 男 議員

18番 越 川 洋 一 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長(野村和好君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から9月17日までの11日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月17日までの11日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長(野村和好君) 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、本日は高橋代表監査委員にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきます。

高橋代表監査委員。

○監査委員(高橋俊夫君) 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまご紹介をいただきました高橋俊夫でございます。さきの議会におきまして、皆様 方のご承認を得まして、町長の選任を受けまして、ただいま監査委員の職についておるもの でございます。何といいましても、浅学非才の身でございます。皆さん方のご指導とご支援 によりまして、この重責を全うしたいものだと考えております。どうぞよろしくお願いいた します。

議員の皆様方には昼夜にわたる議員活動、また執行部の皆さん方には日々の精勤、まことにご苦労さまでございます。魅力ある当町発展のために一致協力して貢献したいものだと考えておるところでございます。

ここで若干、私の理念の一端を申し上げたいと思います。公正中立の立場で物事を判断するのは当然なことでございますけれども、その上に立って、行政の側よりは、むしろ若干町民の側にスタンスを置いた形で行政を見させていただきたいと思っております。その上で意見具申をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解のほどをお願いしておきたいと思います。

貴重なる時間をいただき、このような機会をつくっていただきました関係者の皆様方に深 く感謝を申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつといたします。どうぞよろし くお願いいたします。

○議長(野村和好君) 次に、請願・陳情の付託について報告します。

今期定例会に受理しました陳情1件は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管 の常任委員会に付託したので、報告をいたします。

次に、議員派遣結果報告について、伊藤副議長から報告書の提出がありましたので、報告をします。

次に、本日、鈴木唯夫議員から発議案、町長から議案の送付があり、これを受理したので、 報告をいたします。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、8月9日に開催された千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会について。 川島富士子議員。

〔7番議員 川島富士子君登壇〕

○7番(川島富士子君) おはようございます。

去る8月9日に開催されました千葉県後期高齢者医療広域連合議会平成22年8月臨時会の 概要を報告させていただきます。

本臨時会に提案された案件は7議案であります。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてでありまして、 香取郡東庄町長の岩田利雄氏を広域連合の副広域連合長に選任するものであります。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでありまして、印 旛郡酒々井町議会議長の森本一美氏を広域連合の監査委員に選任するものであります。

議案第3号は、専決処分の承認を求めるもので、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与について、県に準じて時間外勤務手当の支給割合を改正する必要が生じたため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、急施を要するため、専決処分したものであります。

議案第4号は、専決処分の承認を求めるもので、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等について、県に準じて育児を行う職員の時間外勤務の制限に関する規定を追加するほか、時間外勤務手当の引き上げ分の支給にかえて、時間外勤務代休時間を指定できるよう改正する必要が生じたため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、急施を要するため、専決処分したものであります。

議案第5号は、専決処分の承認を求めるもので、平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について、急施を要するため、専決処分したものであります。

補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ25億781万5,000円を増額し、一般会計の総額を歳入 歳出それぞれ52億1,715万6,000円とするものであります。

内訳といたしましては、保険料の軽減措置の差額分である高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金25億781万5,000円を全額臨時特例基金へ積み立てるものであります。

議案第6号は、専決処分の承認を求めるもので、平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算について、急施を要するため、専決処分したものであります。

補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ1,473万1,000円を増額し、特別会計の総額を歳入歳出それぞれ3,938億5,834万7,000円とするものであります。

内訳といたしましては、歳入では、特別調整交付金に1,473万1,000円を増額し、歳出では、

長寿健康増進事業費に2,113万3,000円を追加するとともに、財源構成に対応して、一時借入 金利子を640万2,000円減額するものであります。

議案第7号は、専決処分の承認を求めるもので、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、急施を要するため、専決処分したものであります。

提案されました7議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

以上、千葉県後期高齢者医療広域連合議会平成22年8月臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔7番議員 川島富士子君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、8月10日に開催された八匝水道企業団議会8月定例会について。 川島透議員。

[13番議員 川島 透君登壇]

○13番(川島 透君) 去る8月10日に開催されました八匝水道企業団議会8月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会は、報告1件と3議案が提案されました。

初めに、報告第1号の平成21年度八匝水道企業団資金不足比率についてでありますが、本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、議会に報告し、公表するもので、八匝水道企業会計に当たっては、資金不足比率がない旨の報告がありました。

議案第1号は、専決処分の承認を求めるもので、本案は、平成22年3月23日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関することの協議について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年6月3日に専決処分したもので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、平成21年度八匝水道企業団水道企業会計決算の認定についてであります。 収益的収支については、水道事業収益12億6,649万5,386円に対し、水道事業費用13億2,065 万7,923円で、差し引き5,416万2,537円の純損失となっております。

水道事業収益のうち給水収益は8億6,097万6,377円となり、営業外収益の主な収入は、市町村補助金1億9,799万9,000円、県補助金1億9,444万7,000円が主なものであります。

一方、支出の水道事業費用の内訳は、営業費用13億649万8,509円、営業外費用1,345万3,934円、特別損失70万5,480円となりました。

営業費用の主な費用構成は、九十九里地域水道企業団への受水費 7 億5,222万4,676円、減価償却費 3 億830万5,448円、営業外費用では企業債利息の1,134万4,405円であります。

また、資本的収支における収入については3,336万5,250円で、この内訳は、負担金76万8,000円、給水申込納付金3,259万7,250円であります。

一方、支出は3億2,069万173円で、内訳は、建設改良費1億2,046万2,846円、給水工事費 215万3,515円、企業債償還金1億9,807万3,812円であります。

この結果、収入額が支出額に対し不足する額2億8,732万4,923円は、過年度分損益勘定留 保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補てんいたしました。

議案第3号は、平成22年度八匝水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は、収益的収入及び支出のうち、収入に当たっては、水道事業収益289万円を減額し、13億3,006万7,000円とするもので、その内訳は、配水工事収益69万9,000円の追加と消費税還付金358万9,000円を減額するものです。

一方、支出に当たっては、営業費用210万6,000円と営業外費用322万8,000円を追加し、水道事業費用を13億4,055万7,000円とするものであります。

提案された議案は、すべて原案どおり可決承認されました。

以上、平成22年8月八匝水道企業団議会定例会の概要報告といたします。

[13番議員 川島 透君降壇]

○議長(野村和好君) 次に、8月20日に開催された山武郡市広域水道企業団議会8月定例会 について。

嘉瀬清之議員。

[12番議員 嘉瀬清之君登壇]

○12番(嘉瀬清之君) おはようございます。

去る8月20日に開催されました平成22年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要を 報告させていただきます。

本定例会に上程されました案件は、5議案、3報告であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めるもので、本案は、平成22年3月23日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部

を改正する規約の制定に関することの協議について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年7月2日に専決処分したもので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、山武郡市広域水道企業団の条例を左横書きに改める条例の制定についてであり、これにかかわる必要な事項を定めるべく、提案されたものであります。

議案第3号は、平成21年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計決算の承認についてであります。

収益的収支についてですが、収益的収入は50億7,383万3,921円で、内訳は、給水収益を主とする営業収益42億4,683万6,888円、構成市町村及び県補助金を主とする営業外収益8億2,699万7,033円であります。

一方、支出は52億7,540万7,111円で、内訳は、九十九里水道企業団に支払った受水費、施設管理費及び職員人件費を主とする営業費用52億2,680万5,111円、企業債利益や支払消費税などの営業外費用2,920万9,640円、特別損失1,939万2,360円であります。

この結果、2億1,157万3,190円の純損失が計上されました。

また、資本的支出における収入は、企業債や国庫補助金並びに工事負担金を3億6,922万1,744円で、支出は、配水管布設工事や改良工事の建設改良費10億8,076万1,074円、企業債償還金1億7,494万3,905円であります。

なお、収入額が支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんしてあります。

議案第4号及び5号は、監査委員の選任について同意を求めるもので、山武市の野島暉通 氏と同小川善郎氏の両名が選任されました。

報告第1号は、平成21年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本報告は、大網駅東土地区画整理事業及び東日本高速道路の圏央道建設工事遅延に伴う配水管繰り越し3,955万3,500円を、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰り越した旨の報告であります。

報告第2号は、平成21年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書についてであります。

本報告は、千葉県山武地域整備センターの発注の広瀬橋かけかえ工事の遅延に伴う配水管 移設工事1,377万1,000円を、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、逓次繰 り越しした旨の報告であります。

報告第3号は、平成21年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率についてであります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、議会に報告し、公表するもので、山武郡市広域水道企業団水道事業会計にあっては、資金不足比率の発生はなく、経営健全化基準も十分に満たしており、経営状況は良好な状態である旨の報告であります。

提案されました議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成22年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要報告とさせていただきます。

[12番議員 嘉瀬清之君降壇]

○議長(野村和好君) 最後に、山武郡市広域行政組合議会について、お手元に配付の資料を もって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発議第1号の上程、説明

○議長(野村和好君) 日程第4、発議第1号を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

鈴木唯夫議員。

[14番議員 鈴木唯夫君登壇]

○14番(鈴木唯夫君) 発議第1号 横芝光町海岸の保全事業早期実施を求める意見書について提案理由を説明申し上げます。

横芝光町の海岸及び海水浴場は、町の貴重な観光資源であるとともに、県立九十九里自然公園の一部として、千葉県の観光事業の一翼を担っているものと認識しております。今般、九十九里海岸で随所に発生している侵食被害による海岸線の後退は、白砂青松という九十九里海岸の風光明媚なイメージを損ねるものであり、観光事業に及ぼす影響は大きなものと考えます。

当町においても、尾垂海岸の砂浜は、ほとんどが消滅し、それに続く木戸浜海岸、屋形海岸の海水浴場の海岸線も後退が見られるなど、海岸浸食による被害が発生しております。また、海岸浸食は、観光事業のみならず、高潮、台風時の防災の面においても支障を及ぼすことが予想されるところであります。

現在、千葉東沿岸海岸保全計画に基づき、ヘッドランド設置など侵食対策が隣接する匝瑳 市まで実施されておりますが、本町を含め山武地域での侵食対策でありますサンドリサイク ルについては、事業実施が進まない状況にあります。

人々が親しめる安全で豊かな海岸環境をつくるため、事業費の拡充を行い、侵食対策事業が早期に促進されるよう関係機関へ強く要望するものであります。

議員各位には意見書案が示す趣旨をご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

[14番議員 鈴木唯夫君降增]

◎議案第1号ないし議案第16号、報告第1号及び報告第2号の上程、説明

○議長(野村和好君) 日程第5、議案第1号ないし議案第16号、報告第1号及び報告第2号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長(齊藤 隆君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成22年9月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節ご多忙の折にもかかわらず、ご参集いただきまことありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、7月の初めごろは比較的過ごしやすかったものの、梅雨明けしましてからは、うだるような猛暑が続きまして、先日の気象庁の発表では、6月から8月の全国の平均気温は、明治31年の統計開始以来、最高であったとの報道もございました。

また、世界に目を向けますと、やはり異常気象が襲っています。ロシアは記録的な暑さに 見舞われ、中国やパキスタンでは大雨が続き、多くの被災者が出ています。この原因の一つ は上空で吹く偏西風の蛇行とされておりますが、地球温暖化による気象変動を考えさせられ た夏でございました。

一方、政局にも異変が起きています。1年前の8月30日に執行されました衆議院議員総選挙において、民主党が308議席を獲得、政権交代が実現したものの、ことし7月に執行され

た参議院議員選挙では民主党が改正議席を大幅に下回り敗北、国会は衆参で多数派が異なるいわゆる「ねじれ」が再び生じる状態となっています。

そして今、民主党ではマニフェストの取り扱いをめぐる対立が代表選へとつながり、紆余 曲折があった中、今月1日に告示された民主党代表選挙は、再選を目指す菅直人首相と小沢 一郎前幹事長の一騎打ちとなっています。

また、国の2011年度予算編成につきましては、8月31日をもって各省の要求を終えておりますが、要求総額は過去最大となる96兆円に上っているものの、マニフェスト関連事業については、子ども手当の全額支給は盛り込まれておらず、また、高速道路の無料化分もわずかな上積みにとどまっているようでありますので、今後、代表選の結果いかんによっては、現在の概算要求基準が大幅に見直される可能性も否定できないようであります。

いずれにいたしましても、今後の国の動向を左右する代表選挙になりそうでありますので、 14日の投開票の結果に注目してまいりたいと思っております。

9月に入りましても、まだまだ暑い日が続いております。議員の皆様におかれましては、 体調管理に十二分にご配慮していただきますようお願いいたします。

それでは、9月議会に当たりまして、町政の状況等諸般のご報告を申し述べさせていただきます。

初めに、平成21年度の各会計ごとの決算状況について申し上げます。

平成21年度の一般会計の決算規模は、歳入総額が114億1,571万1,000円、歳出総額が107億610万円で、翌年度へ繰り越しすべき財源3,338万4,000円を除いた実質収支額は6億7,622万7,000円となりました。なお、この繰越金を財源として、本議会に4億円の財政調整基金の積み立てをすべく補正予算案を提出させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

一般会計における主な基金保有額の状況は、財政調整基金が10億7,545万円、学校施設等整備基金が4億7,300万円、地域振興基金が4億円などで、総額26億636万9,000円となっています。

一方、地方債残高につきましては、21年度において合併特例債 5 億1,800万円のほか、総額で11億1,230万円の借り入れをした結果、年度末残高は97億4,458万2,000円となりました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指標につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに該当せず、実質公債費比率は12.6%、将来負担比率は65.5%となり、いずれも政令で定められている早期健全化基準を下回っている状況にありま

す。

決算の詳細については、本議会において改めてご報告申し上げますが、今後も公約である 「町財政の健全化」を念頭に置きながら予算の執行に当たる所存でございますので、議会の ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続いて、国民健康保険特別会計についてでありますが、歳入総額が35億1,036万1,000円、 歳出総額は33億2,784万3,000円となり、実質収支額では1億8,251万8,000円の黒字となるも のの、前年度繰越金や基金繰入金を差し引いた実質単年度収支では8,802万円の赤字となり ました。

歳入においては、国民健康保険税の資産割の廃止、軽減措置の拡大及び景気低迷による所得の落ち込み等により、現年度分の国保税収入が前年度に比べ約1億1,600万円の減収となりましたが、この減収分につきましては、財政調整基金の取り崩し、国の特別調整交付金の獲得及び一般会計からの繰入金により、ほぼ同額を補てんしたところであります。なお、財政調整基金については、4,000万円の取り崩しを行った結果、平成21年度末の基金保有額は1億6,125万2,000円となりました。

一方、歳出の約3分の2を占める保険給付費の総額は20億8,960万2,000円で、前年度と比較して、額で5,644万8,000円、率で2.8%の伸びとなりました。また、後期高齢者支援金が歳出の14.3%の4億7,517万9,000円となるなど、高齢者の医療費の伸びに伴い、今後さらなる支出の増加が懸念されるところであります。

国保を取り巻く財政状況は依然として予断を許さない厳しいものがありますが、平成22年度も引き続き被保険者の負担軽減を図りつつ、積極的に財源の確保に努め、医療費の動向を的確に把握しながら、医療費抑制対策を着実に推進させて国保財政の安定運営を図っていく所存であります。

続いて、老人保健特別会計についてでありますが、本会計は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成19年度末で終了した老人保健医療費の収支精算のために必要な予算措置をしたことから、歳入歳出とも前年度に比べて大幅な減額となり、歳入総額が2,133万7,000円、歳出総額は1,731万9,000円で、収支差引401万8,000円を平成22年度で精算することになりました。

老人保健特別会計は、平成22年度におきましても、医療給付費の精算や国・県、支払基金 等にかかわる収支等が行われるため、これに必要な予算措置をしたところであります。

続いて、後期高齢者医療特別会計についてでありますが、平成20年4月からスタートした

後期高齢者医療制度2年目の歳入総額は2億655万4,000円、歳出総額は2億252万9,000円で、 実質収支額は402万5,000円の黒字となりました。

歳入のうち、後期高齢者医療保険料については、軽減措置の拡充や、保険料の激変緩和策を前年度に引き続き講じた結果、保険料収納率が、年金天引きによる特別徴収で100%、口座振替や窓口納付による普通徴収で96.9%と、合計1億2,894万円の収入となりました。このほか、一般会計からの繰入金が、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金の合計で6,546万4,000円となりました。

一方、歳出の94%を占める広域連合納付金は1億9,029万7,000円となりました。平成21年度の後期高齢者にかかわる医療費は、前年度に比べ伸び率は鈍化したものの、依然として増加しており、この傾向は今後も続くものと予測されます。

後期高齢者医療制度につきましては、既に国において廃止の方針が決定し、現在、厚生労働大臣が主宰する会議で、新たな高齢者医療制度が検討されているところでございます。町といたしましては、検討会議における議論の行方を見守る一方、県広域連合及び庁内関係部局と連携をとりながら、高齢者にかかわる医療費の抑制に努め、現行制度の円滑な運営を推進してまいりたいと考えております。

続いて、介護保険特別会計についてでありますが、平成21年度介護保険特別会計は、歳入総額15億8,160万6,000円、歳出総額15億4,144万1,000円となり、実質収支額は4,016万5,000円の黒字となりましたが、保険給付費等に対する国・県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの義務的負担金が実績額を上回って交付されたことから1,882万7,000円の返還をすることとなりましたので、本議会に精算に伴う補正予算案を提案させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

歳入における介護保険料は、前年度と比較すると1,603万6,000円の増、率で6.7%の伸び となり、徴収率につきましては95.4%となりました。

歳出の90.5%を占める保険給付費は、前年度と比較すると8,035万6,000円の増、率で6.1%の伸びとなりました。

また、重点施策であります介護予防のための地域支援事業につきましては、昨年同様の実績となりました。

なお、平成22年4月1日現在で、65歳以上の高齢者数は7,180人、介護認定者数は979人、率で13.6%となりました。そのうち、居宅介護サービス利用者は559人、施設入所者数は215人となっています。

今後も引き続き介護予防事業を着実に推進し、介護事業の安定運営を図って参ります。 続いて、農業集落排水事業特別会計についてでありますが、歳入総額が6,240万8,000円、 歳出総額は5,991万1,000円となり、実質収支額は249万7,000円の黒字となりました。

平成21年度の歳入の主な項目については、施設使用料と一般会計からの繰入金であります。 また、歳出の主な項目については、維持管理費と起債償還金であり、維持管理費は施設使 用料で賄えている状況にあります。

今後も引き続き維持管理の軽減と宅内工事の推進について普及啓蒙を図り、利用率の向上 に努めたいと考えております。

続いて、東陽食肉センター特別会計についてでありますが、歳入総額が4億1,627万8,000円、歳出総額が3億4,287万6,000円で、実質収支額は7,340万2,000円の黒字となりました。

屠畜頭数は、牛が昨年度より1,064頭の増、豚は1万9,488頭の大幅な増となりました。これは昨年度から大手問屋が顧客拡大をしたことが大きな要因であります。以上により、事業収入は前年度と比較して3,000万円の増収となりました。

一方、歳出のうち、平成19年度から3カ年計画で実施してまいりました施設の老朽部分の 改修工事については、1億5,400万円をもって、解体室本館関係で空調換気設備、屋根防水、 便所全面改修等を実施したほか、浄化槽余剰汚泥の有効利用を図るべくコンポストの設置を 行ったところであり、計画どおり完了することができました。

最後に、東陽病院の運営状況等についてでありますが、平成21年度の決算額は、収益的収支・資本的収支を合わせた歳入総額で15億4,716万5,000円、歳出総額は15億2,367万6,000円で、実質収支額は2,348万9,000円の黒字となりました。

患者数は、入院が延べ2万4,528人で昨年より1,495人、外来は延べ4万2,355人で昨年より225人と、入院・外来ともに減少いたしました。しかしながら、昨年に引き続き一般会計繰入金の算定方法の見直しにより追加繰り入れをしたことで、平成21年度は黒字決算を計上することができたものであります。

いずれにしましても、病院運営につきましては、改善計画に沿い、よりよい病院運営ができるよう改善を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位にはご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、各種諸事業の進捗状況等について申し上げます。

初めに、総務課関係事業についてでありますが、広く住民の皆様のご意見等を伺う「まちづくりを語ろう会」につきましては、7月25日から12月11日までの延べ10日間、町内29会場

での開催を予定しております。本日現在、横芝地域の12会場で開催し、地元町議会議員の皆様を初め、延べ172名のご出席をいただきました。特に今回は、住民の皆様との協働のまちづくりを進めていくため、3つのテーマに基づく意見交換をさせていただいております。1つ目は「住民参加のまちづくり」、2つ目は「子育て支援と教育」、3つ目が「産業振興と地産地消」です。

この「まちづくりを語ろう会」を通して、すべては町民のために住民参加のまちづくりを 実践してまいりたいと考えておりますので、住民の代表であります議員の皆様にも、今後、 地元地区で開催されます「まちづくりを語ろう会」にぜひご出席くださいますようよろしく お願いいたします。

続いて、福祉課関係事業についてでありますが、敬老事業として9月26日の日曜日に、横 芝中学校を会場に敬老会を開催いたします。昨年にも増して多くの方々にご参加いただきた いと考えておりますので、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、75歳以上の方々約4,090名に対して、敬老祝い品としてタオル配付を職員により実施しているところであり、訪問時の対応として本人に手渡すことを原則としていますが、家族に手渡すときは「○○さんはお元気ですか、いかがですか」と声かけ確認をできるだけするよう指示しているところであります。

なお、100歳以上の高齢者が所在不明でマスコミをにぎわしておりますが、当町では109歳を筆頭に21名の対象となる方がおられ、いずれもご健在ということで確認がとれております。 続いて、環境防災課関係事業についてでありますが、9月5日の日曜日に、大雨洪水警報発令中、千葉県東方沖を震源地とする大型地震が発生したという想定で、防災訓練を実施いたしました。訓練は、陸上自衛隊第一空挺団後方支援隊を初め、消防組合、山武警察署、八匝水道企業団、町消防団の協力のもと、町全域を対象とした避難誘導訓練、情報伝達訓練、初期消火訓練などや、行政総務員のご協力をいただき災害時要援護者安否確認を実施し、総勢3,000人の参加をいただきました。早朝から参加していただきました町民の皆さんを初め、ご協力をいただきました関係機関の皆さんに厚く御礼を申し上げます。

次に、環境関係事業についてでありますが、去る6月13日の日曜日に行われた栗山川周辺環境ボランティア活動では、早朝より多くのボランティアの皆様のほか、横芝敬愛高校の校長先生を初め生徒の皆さんや町内少年サッカーチームの選手の参加をいただき、ふるさとの川「栗山川」の環境保全に寄与できたものと確信いたしたところであります。参加をいただきました皆様方には心から御礼申し上げる次第であります。

また、来月3日の日曜日にも、第2回目となる栗山川周辺環境ボランティア活動を計画しておりますので、栗山川両岸の堤防の草刈り、ごみ拾い等の清掃活動に引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

続いて、産業振興課関係事業についてでありますが、県営経営体育成基盤整備事業篠本新井地区は、今月下旬に請負業者が決定され、10月下旬より工事に着手し、来年2月下旬に完成する予定と聞いております。

本年度の工事内容は、地区全体のおよそ2分の1、112へクタールを昨年度同様6工区に 分けて区画整理を行い、今年度でほ場の大区画化が完了することとなっております。

来年度の稲の作付には支障がないように実施すると聞いておりますが、天候不順による工 期のおくれがないことを強く願っております。

また、本基盤整備事業の採択要件である集落営農組織の設立につきましては、篠本三区及び新井地区がことしの5月に任意組合を設立し、9月末から10月にかけて法人化する予定であり、篠本二区についても、9月末に任意組合を設立し、来年2月ころには法人化する予定で準備を進めております。これにより平成23年度産の水稲作付からは、3法人により基盤整備区画の約62%に当たる137~クタールで耕作が行われる予定であります。

次に、国営両総農業水利事業についてでありますが、新井地先の高台に設置する栗山川統合機場吐水槽工事が8月13日から来年2月18日まで、栗山川第一調整池工事が9月下旬から来年3月中旬までの工期で実施されると聞いております。

次に、今年度から新たに始まった戸別所得補償制度モデル対策への7月末現在での加入状況についてでありますが、全国で131万9,845人の参加があり、県内ではモデル対策加入対象者6万1,466人に対し9,003人、町内では対象者1,564人に対し192人の方の加入申し込みがありました。来年度からの本格実施に向け、制度の内容等の把握に努め、農家の皆さんへ情報提供してまいりたいと考えております。

次に、観光事業についてでありますが、7月17日から8月22日までの海水浴場開設期間中に、町内の海水浴場において約2万5,000人の来遊客がありましたが、交通安全協会や防犯協会の皆様方のご協力とライフセーバーによる適切な監視業務により、事故もなく、無事終了することができました。ご協力を賜りました皆様に厚く御礼を申し上げます。

続いて、教育課関係事業についてでありますが、7月17日から始まりました山武郡市中学校総合体育大会におきまして、横芝中学校、光中学校ともに生徒たちは大変頑張り、すばらしい成績をおさめました。

中でも、横芝中学校の卓球部男子は県大会を勝ち抜き、8月7日から神奈川県で開催されました関東大会出場を果たしました。さらに、ソフトテニス部は、男女団体、そして個人戦で県大会を勝ち抜き、関東大会出場を果たすとともに、男子団体と個人戦につきましては、8月23日から岡山県で開催されました全国大会へも出場し、大健闘いたしました。

また、光中学校におきましては、陸上部3年土屋徹君が110メートルハードルで標準記録を突破し、8月20日から鳥取県で開催されました全国大会で準決勝へ進出し、見事な走りで大健闘いたしました。

そして、野球部は県大会で第3位という、これも素晴らしい成績を残しました。

さらに、野球部3年生の土屋貴寿君は、日本代表メンバーとして、8月21日から27日まで バンコクで開催されました第6回アジア野球選手権大会に出場いたしました。

このように、さまざまな種目で大きな成果を上げるとともに、横芝光町の名を広く知らしめてくれました。今回の結果につきましては、9月の広報で町民にお知らせし、中学校の部活動に対する理解と協力を求めて参りたいと考えております。

次に、統合給食センター整備事業についてでありますが、7月末には基礎ぐいの打ち込みが終了し、9月末までには基礎工事を完了する見込みであります。10月からは鉄骨上屋工事に着手する予定であり、平成23年4月からの供用開始を目指し、順調に進捗しております。

なお、今議会に食器などの備品購入に関する契約案件を提案させていただきましたので、 よろしくお願いいたします。

続いて、社会文化課関係事業についてでありますが、7月18日から8月22日までの5週間にわたり第61回山武郡市民体育大会が行われ、当町は山武市、大網白里町に次いで総合第3位という好成績をおさめました。特にサッカーの初優勝を初め、卓球女子、陸上男子が優勝、ソフトテニス男女、陸上女子、バスケット男子、グラウンドゴルフが準優勝したほか、多くの競技が入賞するなど、選手を初め体育協会役員皆様の努力に深く感謝と敬意を表する次第であります。

次に、図書館では、学校図書室・図書館資料整理事業として、千葉県の緊急雇用創出事業 臨時特例事業補助金を受け、8月に5人の臨時職員を雇用いたしました。採用に当たっては、 ハローワークと町広報紙により募集し、53名の応募者の中から、事業目的に適した5名を採 用いたしました。現在、学校図書の整理を順調に進めております。

また、利用状況については、7月末現在の入館者数は7万3,286人、本の貸出冊数は13万8,267冊で、1日当たり平均では、入館者数は718人、貸出冊数は1,356冊、これは前年同時

期と比較しますと、入館者数は6%の減、貸出冊数は46%の減となっています。貸出冊数が 大幅に減少した要因としましては、平成21年度までのコンピュータ入力に誤りがあったため であります。今後は、このようなことのないように適正な統計作業を行うとともに、町民の 皆様の要望にこたえられる利用しやすい図書館となるよう努力してまいります。

続いて、東陽食肉センター関係事業についてでありますが、本年度7月末現在の屠畜頭数は前年度ベースで確保しているものの、昨年度からの屠畜頭数の大幅な増頭により、特に浄化槽施設設備に過負荷がかかりましたことから、昨年度の3月補正で曝気槽散気管の一部改修及び血液処理施設の設置による血液除去で対応を図ってまいりました。

現在は、豚換算で1日当たり約150頭分の血液除去をしていることから、浄化槽の負荷軽減となり放流基準を確保しているところであります。

しかしながら、浄化槽は新設後15年がたつことから、平成23年度以降、計画的に設備改修を行う計画でありましたので、開場日では目視点検できない部分を中心に、5月、7月の連休を利用し現状を総点検したところ、原水槽、調整槽、汚泥槽等の油、ごみの堆積、各種配管の腐食、ポンプ及び余剰汚泥脱水機の機能低下等、一部計画の前倒しをして、改修整備を実施しなければ、健全な機能維持が確保できない部分がありましたので、本議会に所要の補正措置を計上したところであります。

続いて、東陽病院関係事業についてでありますが、経営の健全化と安定化を図るには、多くの患者に東陽病院を利用していただくことで、それには医療技術を初めサービスやハード的な設備等の提供が必要であります。

しかしながら、根底にあるのは、医療従事者の患者に対する「接遇サービス・能力」が必要不可欠であることから、全職員の接遇力を向上させるために今年度1年間を通し、1人当たり4回、延べ12時間の接遇研修を行うこととしました。既に第1回目となる研修を6月に実施し、全職員参加により接遇の重要性を再認識したところで、今後も計画的に実施してまいります。

次に、去る8月3日に就任後初めて「東陽病院運営検討委員会」を開催いたしました。従来は、病院幹部職員と病院に関連する町職員によって構成されておりましたが、外部委員も加わるべきとかねてから考えておりましたので、今回から試行的に住民の代表であります議会議員の皆様の中から議長並びに民生文教常任委員会正副委員長に加わっていただきました。その結果、活発な意見交換ができたと感じております。今後も外部の方々に入っていただき、病院運営に対するご意見、ご提言をいただき、東陽病院の経営改革に生かしてまいりたいと

考えております。

それでは、引き続きまして、今議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上 げます。

議案第1号の匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありますが、本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の管理者、副管理者及び組合議員の任期を、関係市町の長及び議会議員の任期と同一とするため、匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第2号の平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第2号)についてでありますが、本案は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して実施するカーブミラー台帳管理事業及び道路管理事業に要する経費の追加のほか、人事異動に伴う人件費、財政調整基金積立金、僻地共聴施設改修整備事業、徴収事務費、地域排水管理事業、町道G166号線道路改良事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ4億6,648万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億5,136万8,000円とすべく提案したものであります。

議案第3号の平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は、国保保健指導事業の実施及び国保税システム改修に伴う国の特別調整交付金の追加、人事異動に伴う一般会計繰入金及び人件費の調整、繰り出し基準の確定による一般会計財政安定化繰入金の精算、実績報告に基づく過年度療養給付費負担金及び特定健康診査等負担金の精算、前年度繰入金の精算による一般会計繰出金の追加等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,036万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,136万8,000円とすべく提案したものであります。

議案第4号の平成22年度横芝光町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は、実績報告に基づく過年度分支払基金交付金及び国・県負担金の調整、前年度繰入金の精算による一般会計への返還等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ401万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ501万7,000円とすべく提案したものであります。

議案第5号の平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は、人事異動に伴う一般会計繰入金及び人件費の調整、前年度繰入金の精算による一般会計への返還等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ

338万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億2,438万8,000円とすべく提案したものであります。

議案第6号の平成22年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は、前年度における保険給付費及び地域支援事業費への国・県、社会保険診療報酬支払基金及び町一般会計からの定率による義務的負担金の精算と、人事異動に伴う人件費の調整等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2,332万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,392万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第7号の平成22年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は、施設改修工事等に伴い、補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,050万円とすべく提案したものであります。

議案第8号の平成21年度横芝光町一般会計決算の認定について、議案第9号の平成21年度 横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第10号の平成21年度横芝光町老人 保健特別会計決算の認定について、議案第11号の平成21年度横芝光町後期高齢者医療特別会 計決算の認定について、議案第12号の平成21年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について、議案第13号 平成21年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議 案第14号の平成21年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定について、議案第8 号から議案第14号までは、各会計の平成21年度歳入歳出決算について、地方自治法第233条 第3項の規定により、議会の認定を求めるべく、監査委員の意見をつけて提案したものであ ります。

議案第15号の平成21年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてでありますが、本案は、 平成21年度横芝光町病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、 議会の認定を求めるべく、監査委員の意見をつけて提案したものであります。

議案第16号の財産の取得についてでありますが、本案は、(仮称)横芝光町学校給食センター厨房備品物品売買契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

報告第1号の平成21年度健全化判断比率の報告についてでありますが、本件は、地方公共 団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成21年度における健全化判 断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第2号の平成21年度資金不足比率の報告についてでありますが、本件は、地方公共団

体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年度における資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明を加えさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長(野村和好君) 町長からの提案説明が終わりました。

ここで休憩とします。

再開は午前11時20分。

(午前11時08分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

○議長(野村和好君) 提案理由説明を続けます。

担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、環境防災課長。

〔環境防災課長 伊藤定幸君登壇〕

○環境防災課長(伊藤定幸君) それでは、議案第1号の補足説明をいたします。

議案つづり1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第1号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議 について。

匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成22年9月7日提出。

本案は、冒頭町長が提案理由で申し上げましたとおり、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の管理者、副管理者及び組合議員の任期を、組合を組織する市町の長及び議会議員の任期と合わせるために、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の規約を変更する必要が生じたため、関係地方公共団体と協議するに当たり、構成市町議会の議決を求めるものであります。

それでは、新旧対照表で説明を申し上げますので、恐れ入りますが、別資料、議案第1号 関係資料をごらんいただきたいと存じます。

改正箇所は、アンダーラインでお示ししてある箇所となりますので、比較しながら説明を いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、第6条でありますが、本条は組合議員の選挙について定めるもので、同条第1項の改正前は「組合議員は、関係市町の長の職にある者及びその議会の議員のうちから選挙された者とする」を、改正後では「の職にある者」を削り、「議会議員は、関係市町の長及びその議会の議員のうちから選挙された者とする」に改め、次に第3項の改正前は「関係市町の議会の議員である者の組合議員に欠員を生じたときは」を、改正後は、「者の」を削り、「関係市町の議会の議員である組合議員に欠員を生じたときは」に改め、第4項の改正前は「関係市町の長が管理者、副管理者となった場合の組合議員の補充は、第2項の規定にかかわらず、当該市町の議会の議員のうちから、更に1名を選挙する」を、改正後は「関係市町の長が管理者又は副管理者となった場合は、第2項の規定にかかわらず、当該市町の議会の議員のうちから更に1名の補欠議員を選挙する」に改正するものであります。

続いて、第7条、第8条は、組合議員の任期について定めるもので、第7条第1項の改正前は「組合議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない」を、改正後は「組合議員の任期は、関係市町の長にあっては当該市町の長の任期とし、関係市町の議会の議員のうちから選挙された者にあっては当該市町の議会の議員の任期とする」に改正するものであります。

次に、第8条第1項の改正は「組合議員が、関係市町の長の職又は議会の議員の職を失ったときは、その職を失う」を、「失ったときは」の次に「前条の規定にかかわらず」を加え、改正後を「組合議員が関係市町の長の職又は議会の議員の職を失ったときは前条の規定にかかわらず、その職を失う」に改正するものであります。

第8条第2項は、「第6条第4項の規定に基づき、補充された組合議員は、管理者、副管理者が再び組合議員となった場合は前条の規定にかかわらず、管理者、副管理者が組合議員となったときからその職を失う」を、改正後は「第6条第4項の規定により選挙された補欠議員は、管理者及び副管理者が再び組合議員となった場合は前条の規定にかかわらず、その職を失う」に改正するものであります。

続いて、第12条は、執行機関の組織、選任及び任期に関して定めたもので、改正前は「管理者及び副管理者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない」を、改正後では「管理

者及び副管理者の任期は、関係市町の長の任期とする」とするものです。

恐れ入りますが、裏面をごらんいただきたいと思います。

第13条は、文章中の句読点の調整であり、第15条は、監査委員について定めたもので、同 条第2項から第4項までを改正するものであります。

まず、第2項の改正前は「監査委員は、組合議員の関係市町の監査委員のうちから、それぞれ1名を組合の議会の同意を得て管理者が選任する」を、改正後では「監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1名を選任する」に改め、第3項において「識見を有する者のうちから選任された監査委員を代表監査委員とする」とし、改正前、第3項で「監査委員の任期は、2年とする」とあったものを、第4項で「監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された者にあっては4年とし、組合議員のうちから選任された者にあっては4年とし、組合議員のうちから選任された者にあっては組合議員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことができる」と改正するものであります。

それでは、恐れ入りますが、議案つづり3ページに戻っていただきたいと存じます。

附則といたしまして、この規約は知事の許可のあった日から施行するとするものであります。

なお、参考に申し上げますと、当町が構成しております他の一部事務組合は、すべての組 合が改正後と同様の任期等が定められております。

以上で議案第1号の補足説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔環境防災課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第2号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長(林 新一君) 議案第2号 平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

議案第2号は別冊となっております。こちらをお願いいたします。

平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出それぞれ4億6,648万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ110億5,136万8,000円とするものでございます。

2ページから4ページにつきましては、第1表歳入歳出予算補正で、款項に係る説明書となっております。内容は、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記

載事項のご確認をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございます。

白浜小学校屋内運動場改築事業で、本年度から平成23年度にわたり設計業務で2,257万5,000円を限度額に、横芝光町学校給食センター給食配送業務委託で、本年度から平成27年度にわたり2,599万円を限度額に債務負担行為を追加しようとするものでございます。

6ページから8ページは、事項別明細書の款別の総括でございます。後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

9ページから始まります、まず歳入でございますが、9款1項1目地方特例交付金は、児童手当及び子ども手当特例交付金が334万1,000円の増額交付決定となり、減収補てん特例交付金が182万5,000円の減額交付決定となったため、差し引き151万6,000円の増額補正となっております。

14款 2 項 1 目総務費国庫補助金は、テレビジョンの地上デジタル放送化に伴い、共同受信施設を設置する者の個人負担金額を低減すべく補助されるもので、組合加入者数が確定し、増額となったものでございます。

15款2項2目民生費県補助金は、聴覚障害者に地上デジタル放送対応受信装置を給付する事業に対する助成が主なものでございます。

4目農林水産業費県補助金は、説明欄でご説明いたしますが、水田農業構造改革推進事業補助金は、実施面積の決定により増額補正、農業委員会費補助金は、農地法改正による農地台帳システムの改修に係る補助金の増額補正、「園芸王国ちば」強化支援事業補助金並びに産地づくり支援事業補助金は、事業の実施が困難となったため減額補正、稲ホールクロップサイレージ等緊急拡大事業補助金は、水田農業構造改革推進事業に事業が統合されたため減額補正、経営体育成交付金は、篠本新井地区3集落に対します田植え機購入に対し補助されるもので、ケブカトラカミキリ緊急防除事業は、まきの被害対策として2分の1が補助されるものでございます。

5目商工費県補助金の地方消費者行政活性化交付金は、消費生活相談員の旅費及び相談員 への火災報知器設置並びにコンピューターソフトの購入に対し交付されるものと、緊急雇用 創出事業臨時特例交付金は、カーブミラー台帳管理事業及び道路管理事業に対し費用の全額 が交付されるものでございます。 15款 3 項 1 目総務費委託金は、県税徴収事務委託金の単価が引き上げになったことによる 増額補正でございます。

18款1項1目国民健康保険特別会計繰入金並びに2目老人保健特別会計繰入金、10ページになりますが、3目の後期高齢者医療特別会計繰入金、4目介護保険特別会計繰入金は、前年度分の精算による繰入金でございます。

18款2項3目地方消費者行政活性化基金繰入金は消費生活相談窓口事業に、7目文化スポーツ振興基金繰入金は図書館ハイビジョンホールの映像機器改修費用に充当すべく、基金を取り崩すものでございます。

19款1項1目繰越金は、一般財源の不足分を補てんするほか、財政調整基金に4億円を積み立てようとするもので、この措置により、残額は約3,000万円となります。

20款 5 項 1 目雑入でございますが、小・中学校臨時講師等社会保険個人負担金は雇用保険に係る個人負担金で、i J A M P 利用助成金は、自治通信社がインターネットを通じて行政情報を配信するサービスを i J A M P と申しますが、この費用に対する千葉県町村会からの助成金でございます。

11ページをお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

なお、今回の補正予算のうち、人件費に係る部分につきましては、特別職給与費は在職期間による調整でございまして、一般職給与費は人事異動による変更が主なものでございますので、個々の説明は省略させていただきます。

1款1項1目議会費並びに2款1項1目一般管理費は、人件費の補正でございます。 12ページをお願いいたします。

5目財政管理費は、前年度繰越金が6億7,622万7,000円となりましたことから、今後の財政需要を考慮いたしまして、このうち4億円を財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

7目財産管理費は、横芝B&G海洋センター屋内プールの共済保険料と、借地上に建設されている建物、健康づくりセンター「プラム」、地域活動支援センター「たんぽぽ」、中台農業集落排水処理施設、老人憩の家「光風館」、光B&G海洋センター、図書館、東陽病院の保存登記を行おうとするものでございます。

8目企画費は、11月に実施予定のお座敷列車への職員分の参加負担金でございます。

9 目地域安全対策費は、緊急雇用創出補助金によりまして、カーブミラーの腐食、劣化状

況を調査し、システムへ反映させようとするものでございます。

10目地域振興費は、屋形南集会所の舗装工事費用の計上でございます。

12目情報管理費の委託料は、国税庁と確定申告データの連携を図るためのシステム改修費と、子ども医療制度改正に伴うシステム改修費で、13ページ、上段の負担金、補助及び交付金は、テレビジョンの地上デジタル放送化に伴い共同受信施設を設置する者の個人負担額を低減すべく補助しようとするもので、全額国庫補助金でございます。

13ページ、後段になりますが、2款2項2目賦課徴収費は、コンビニ収納サービスの導入費用の計上でございます。

14ページの中段でございます。2款4項8目町議会議員選挙費は、立候補届出用紙等の印刷を県内市町村で共同印刷している関係からの22年度で共同印刷するということからの計上でございます。

15ページでございます。

3款1項1目社会福祉総務費の繰出金は、説明欄の後段になりますが、国民健康保険特別会計繰出事業で人事異動に伴う人件費調整と、財政安定化支援分の繰り出し基準が確定したことにより、それぞれ減額となっております。

2目老人福祉費は、第二松丘園建設予定地の地目変更に係る経費と、介護保険特別会計繰 出事業の21年度分追加交付費用の計上でございます。

3目障害福祉費は、障害者福祉事務費と次ページにかけましての障害者自立支援特別対策 事業とも、21年度国庫負担金精算に伴う償還金が主なものでございます。

16ページの中段をお願いいたします。

5目後期高齢者医療費は、人件費の調整による繰出金でございます。

3款2項4目保育所費は、人件費調整のほか、産休並びに育児休業となる職員の業務を委託する費用と、17ページ、説明欄の横芝保育所の遊戯室屋根の改修を行う費用の計上でございます。

4款1項1目保健衛生総務費は、人件費調整のほか、産休並びに育児休業となる技術職員の代替を確保するための賃金と、子ども医療費助成が小学校3年生まで引き上げられることから、受給券の印刷及び通知費用の計上でございます。

3目健康づくり費は、卓上型高圧蒸気滅菌器の購入費用でございます。

18ページをお願いいたします。

4目健康増進対策費でございます。女性特有のがん検診補助金の21年度分精算に伴う返還

金でございます。

5目健康づくりセンター費は、自動ドアの機能回復工事に必要な費用の計上でございます。 5款1項1目農業委員会費は、人件費調整のほか、19ページの説明欄でございますが、農 地法の改正に伴い、農家台帳システムの改修委託料の計上で、2目農業総務費は、人件費調 整のほか、中台トレーニングセンターの床改修費用の計上でございます。

3目農業振興費は、米の生産調整に関係する項目では、実施面積がほぼ決定したことにより必要となる費用の計上であり、説明欄の後段でありますが、地域園芸活性化事業は、事業の実施が困難となったための減額補正、20ページになりますが、稲ホールクロップサイレージ等緊急拡大事業は、水田農業構造改革推進事業に事業が統合されたための減額補正、経営体育成事業は、篠本新井地区3集落に対する田植え機購入に対する補助金、ケブカトラカミキリ緊急防除事業は、緊急防除委託料の計上でございます。

5 目農地費は、屋形排水機場の改修を行うに当たり、土地改良施設維持管理適正化事業により行うべく、ヒアリングに必要な改修図面等の作成を委託しようとするもので、町単土地改良補助事業は、屋形南区、二又区、小堤区、両総土地改良区南条支部、白浜水利組合へ資材支給、または補助しようとするものであり、地域排水管理事業は、作間内地先の排水路改修工事費の計上でございます。

21ページをお願いいたします。

6款1項1目商工振興費は、消費生活相談員の旅費及び相談室の火災報知器設置並びにコンピューターソフトの購入費用の計上でございます。

7款2項1目道路橋りょう総務費の道路橋りょう事務費は、車検に係る費用の計上で、22ページの道路管理事業では、緊急雇用創出事業の利用によります境界確認位置電子化業務委託が主な内容となっており、橋りょう長寿命化修繕計画策定事業は、町内の橋長2メートル以上の橋266カ所について、その状況や検査方法を検討すべく委託しようとするものでございます。

3目道路新設改良費は、人件費調整のほか、23ページになりますが、I-9号線横芝小学校わきの信号機移設に伴う調査設計費用の計上で、町道G166号線道路改良事業は、東陽小体育館建設に伴い、許可条件とされた第二松丘園から東陽小北口に至る道路の改良に係る費用の計上でございます。

7款5項1目住宅管理費は、栗山団地に係る修繕料と廃棄物処理委託料でございます。 24ページをお願いいたします。 8款1項2目非常備消防費でございますが、これは式典用の町長の制服を購入しようとするもので、3目消防施設費は、防災行政無線の移動系につきまして、11月に実地検査を行う旨の通知がありましたことから、これの点検を行い、報告書を作成する業務を委託しようとするものでございます。

25ページをお願いいたします。

9款2項1目学校管理費の説明欄でございます。小学校施設維持管理事業は、白浜小学校のプールろ過装置の修繕費用、東陽小学校屋内運動場改築事業は、建築確認費用の計上でございます。

26ページでございます。

3 目共同利用施設費は、文化会館の屋内消火栓の改修に係る設計費用、4 目図書館費は、 人件費調整のほか、ハイビジョンホールの映像機器改修費用の計上となっております。

9款6項2目体育施設費は、坂田池公園、野球場スコアボードの修繕費と、同公園内で陥 没が生じている箇所の改修に必要な費用の計上でございます。

27ページでございます。

3目学校給食費は、人件費調整のほか、新給食センター稼動の準備として、横芝給食センター勤務の職員を光給食センターで研修させるべく、委託料間の移動を行おうとするものでございます。

28ページから30ページにつきましては、給与費明細でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。慎 重審議の上、可決ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[企画財政課長 林 新一君降壇]

○議長(野村和好君) 続いて、議案第3号ないし議案第5号について、住民課長。

[住民課長 若梅 操君登壇]

○住民課長(若梅 操君) それでは、議案第3号から議案第5号につきまして、補足説明申 し上げます。

初めに、議案第3号の平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の補正予算書案をごらんいただきたいと存じます。

それでは、予算書の1ページをごらん願います。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,036万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,136万8,000円とするものでございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、説明の都合上、歳出の内容から初めにご説明させていただき たいと存じますので、7ページをお開き願いたいと存じます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費11万3,000円の減額は、4 月の人事異動に伴う職員給与費の調整分であります。

続く1款2項徴税費、1目賦課徴収費157万5,000円は、このたびの制度改正で会社の倒産 やリストラ等による非自発的失業者については、一定期間、前年の給与所得を100分の30と して国保税を算定する軽減制度が適用されることになったことに伴いまして、国保税電算シ ステムを改修するための委託料であります。なお、この経費は、国の特別調整交付金により、 全額が措置されるものでございます。

続いて、8ページをお開き願います。

8款1項保健事業費、2目特定健康診査事業費534万円につきましては、特定健診の受診率向上を図るために、全額国の特別調整交付金により実施する国保保健指導事業に係る委託料でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金45万7,000円は、平成21年度に国から交付されました療養給付費負担金と、同じく平成21年度に国及び県から交付されました特定健診等に係る負担金につきまして、本年度に精算した結果、過払いとなった分を返還するものでございます。

同じく11款3項繰出金、1目一般会計繰出金310万9,000円につきましては、平成21年度に一般会計から繰り入れました給与費等を初めとする法定繰入金につきまして、本年度に精算して、一般会計に返還するものでございます。

以上、歳出総額は1,036万8,000円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

6ページにお戻り願います。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金691万5,000円につきましては、先ほど歳出でご説明をいたしました非自発的失業者の国保税軽減に係るシステム改修費157万5,000円と、特定健診の受診率の向上のための委託費534万円の合計で、これらの経費全額が

国の特別調整交付金により措置されるものでございます。

次の10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は165万5,000円の減額で、この うち3節職員給与費等繰入金11万3,000円の減額は、先ほど歳出でご説明をいたしましたと おり、4月の人事異動に伴う職員給与費の調整分で、その下の5節財政安定化支援事業繰入 金は、医療費が高くなる傾向のある高齢被保険者の割合に応じて算定される法定繰入金でご ざいまして、今回、国から示されました繰り出し基準により調整いたしました結果、154万2,000円の減額となったものでございます。

11款1項繰越金、2目その他繰越金510万8,000円は、今回の補正の不足財源を前年度繰越金により充当するものでございます。

以上、歳入総額は1,036万8,000円でございます。

引き続きまして、議案第4号の平成22年度横芝光町老人保健特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、同じく別冊の補正予算書をごらんいただきたいと存じます。

まず、予算書の1ページをごらん願います。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ501万7,000円とするものでございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書により説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

初めに、歳入の内容からご説明いたします。

5款1項1目繰越金401万7,000円は、平成21年度からの繰越金で、今回の補正財源とする ものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをごらん願います。

4 款諸支出金、1項1目償還金338万9,000円でありますが、平成21年度の支払基金交付金及び国・県負担金につきまして、本年度に精算を行いました結果、いずれも交付超過であったために返還する必要が生じたものであります。

同じく4款2項繰出金、1目一般会計繰出金62万8,000円につきましては、平成21年度の 一般会計からの繰入金を精算いたしまして、本年度に一般会計に返還するものでございます。 以上、歳出総額は401万7,000円でございます。 引き続きまして、議案第5号の平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、同じく別冊の補正予算書をごらんいただきたいと存じます。

まず、予算書の1ページをごらん願います。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,438万8,000円とするものでございます。

補正予算の詳細につきましては、同じく事項別明細書により説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

初めに、歳入の内容からご説明いたします。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金18万1,000円につきましては、4 月の人事異動に伴う職員給与費調整分に係る一般会計からの繰入金でございます。

5款1項1目繰越金320万7,000円は、平成21年度からの繰越金のうち、今回の補正の不足 財源分に充当するものであります。

以上、歳入総額は338万8,000円でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7ページをごらん願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費18万1,000円につきましては、人事異動に伴う人件費の増額調整で、歳入でもご説明いたしましたとおり、同額を一般会計から繰り入れるものでございます。

次の4款諸支出金、2項繰出金、1目他会計繰出金320万7,000円は、平成20年度の一般会計からの繰入金を精算して、本年度に返還するものでございます。

以上、歳出総額は338万8,000円でございます。

以上で議案第3号から第5号までの補足説明といたします。慎重審議の上、よろしくご審議賜り、可決承認願いますことをお願い申し上げます。

[住民課長 若梅 操君降壇]

○議長(野村和好君) 次に、議案第6号について、福祉課長。

〔福祉課長 実川裕宣君登壇〕

○福祉課長(実川裕宣君) 議案第6号 平成22年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第 1号)についてご説明申し上げます。議案第6号をよろしくお願いいたします。 補正予算書の1ページをごらんください。

今期補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,332万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億6,392万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをごらんください。

それでは、歳入からご説明をいたします。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費負担金、2節過年度分、介護給付費交付金279万7,000円は、制度に基づき精算した結果、平成21年度支払基金交付金に不足が生じましたので、不足分について、平成22年度予算において、支払基金から追加交付を受け入れるものでございます。

続きまして、8款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金、2節包括的支援事業・任意事業、過年度分の1万4,000円でありますが、これにつきましても制度に基づき精算した結果、平成21年度の町一般会計からの負担分に不足が生じましたので、不足分につきまして平成22年度予算において、町一般会計から追加交付を受け入れるものでございます。

3目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金90万5,000円は、人事異動に伴う介護担当職員給与分を一般会計より受け入れるべく計上したものであります。

次に、9款1項1目1節繰越金1,960万8,000円につきましては、財源不足を前年度繰越金において充当するものでございます。

以上、歳入補正総額は2,332万4,000円となります。

続いて、7ページをごらんください。

歳出につきましてご説明を申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、説明欄、細目1、一般給与費90万5,000 円につきましては、歳入で計上いたしました人事異動に伴います職員給与、子ども手当を含 みます諸手当及び共済組合負担金に係る調整でございます。

同じく1款1項1目、説明欄、細目の一般管理費、8節報償金4万8,000円につきましては、介護運営協議会が地域密着グループホームの選定委員会機能を兼ねており、今回、グループホーム光より、建設計画の変更が提出されたことを受けまして、計画の変更を審議していただくため、会議開催回数が増加することから、委員報酬に不足を生じるため追加計上す

るものであります。

続きまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費279万7,000円につきましては、支払基金から追加交付された交付金に係る財源振りかえのための計上でございます。

同じく2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、19節負担金、補助及び交付金の高額医療合算介護サービス費283万4,000円につきましては、介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し、高額になった場合は、所得に応じて限度額を超えた分が支給される制度であり、当初予算編成時におきましては、支給対象者が不明でしたが、今回支給対象者がほぼ確定しましたことから、現在までの実績をもとに精算し、補正計上したものであります。

続きまして、8ページをごらんください。

5 款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業、2目任意事業費1万4,000円につきましても、町一般会計より追加交付された繰越金に係る財源振りかえのための計上となります。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、23 節償還金、利子及び割引料の過誤納返還金70万円につきましては、平成20年度と21年度分の 保険料を精算するために計上したものでございまして、対象は347件となっております。

次に、2目償還金、23節償還金、利子及び割引料の過誤納返還金823万4,000円につきましては、制度に基づき、平成21年度分を精算した結果、国に474万254円を、支払基金に74万5,178円を、県へ274万9,350円の返還をすることとなりましたので、これを補正計上するものであります。

続いて、4目一般会計繰出金、28節繰出金、一般会計繰出金1,059万3,000円につきまして も、平成21年度において超過となりました一般会計からの繰入金につきまして精算するもの でございます。

次に、5目家族介護用品利用者負担金還付金、23節償還金、利子及び割引料の過誤納返還金1万円につきましては、家族介護用品利用者で申告していなかった第1号被保険者が2名申告をしたことによりまして、平成21年度の個人負担比率が、1名は50%から5%へ、もう1人の方が5%から個人負担なしとなったことにより、これを利用者へ返還すべく補正計上したものであります。

以上、歳出補正予算総額は2,332万4,000円となりました。

なお、9ページ、10ページは、給与明細でございますので、後ほどごらんいただきたいと 存じます。

これをもちまして、平成22年度横芝光町介護保険特別会計補正予算の説明といたします。 慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 実川裕宣君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第7号について、食肉センター所長。

[食肉センター所長 伊藤秀和君登壇]

○食肉センター所長(伊藤秀和君) それでは、議案第7号 平成22年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算(第1号)について補足説明を申し上げます。

別冊の用紙をお願いいたします。

1ページをごらんください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,050万円とするものであります。

それでは、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページをごらんください。

冒頭、町長の政務報告の中で申し上げましたが、浄化槽は新設後15年が経過することから、 平成23年度以降、計画的に施設整備を行う予定でありました。しかし、昨年の屠畜頭数の増 頭により、浄化槽の機能が著しく低下したため、21年度においては、12月と3月補正にて機 能回復のための緊急修繕等を実施させていただきました。

今年度も昨年度と同様の屠畜頭数であることから、5月と7月の連休に総点検をした結果、原水槽や調整槽、汚泥水槽に油やごみの堆積が非常に多いことが判明、早期の除去が必要であること、また汚泥脱水機の機能低下が進んだために、搬出汚泥にも支障が出ていることから、脱水機のオーバーホール等を一部前倒しをして実施する必要があるために今回補正の計上をさせていただきました。

それでは、歳入でありますが、4款1項1目繰越金に1,750万円を追加し、3,708万3,000 円とするものであります。これは財源となるものであります。

支出ですが、2款1項1目施設管理費の13節委託料の134万4,000円は、浄化槽改修工事期間中は、屠畜頭数もふえる季節であることから、浄化槽の放流水の基準値を上回るおそれがあるため、血液処理をさらにふやし、浄化槽施設の軽減を図るべく、専門業者に委託するものであります。

2款1項2目施設整備費の13節委託料の51万1,000円は、15節施設整備工事費の管理委託 料であります。

15節の工事請負費の1,564万5,000円は、浄化槽施設の改修工事で、原水槽、調整槽、汚泥水槽に堆積する油やごみの除去、脱水機1号機のオーバーホール、調整槽のポンプ及び配管等を交換するものの経費でございます。

以上、簡単でございますが、議案第7号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、 可決承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

[食肉センター所長 伊藤秀和君降壇]

○議長(野村和好君) 提案理由の説明の途中ですが、ここで休憩とします。 再開は午後1時15分。

(午後 0時10分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時15分)

○議長(野村和好君) 提案理由説明を続けます。

議案第8号について、企画財政課長。

[企画財政課長 林 新一君登壇]

○企画財政課長(林 新一君) それでは、議案第8号 平成21年度横芝光町一般会計決算の 認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、平成21年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書、 こちらでございます。こちらでご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

資料の1ページをお願いいたします。

会計別決算の状況のうち、一番上段の一般会計でございますが、平成21年度の歳入決算額は114億1,571万1,000円、歳出決算額は107億610万円で、前年度に比較して、歳入では3億1,892万3,000円、2.9%の伸び、歳出では1億7,444万9,000円、1.7%の伸びとなっております。

2ページをお願いいたします。

款別の明細となっておりますが、1款町税が25億2,160万9,000円と前年度に比較して 4,624万9,000円、1.8%の減となっております。町民税については、法人町民税が減額とな ったものの、個人町民税が退職所得の伸びによりまして増額となりましたが、固定資産税が 約4,900万円の減収となったため、全体的には減額となっております。

2 款地方譲与税は1億8,671万1,000円で、前年度に比較して1,293万8,000円、6.5%の減となっております。自動車重量譲与税が約1,520万円ほど減額していることが主な要因でございます。

6 款地方消費税交付金は2億2,218万2,000円で、前年度に比較して1,165万9,000円、 5.5%の増となっております。経済危機対策及びエコカー減税による車両の販売や家電製品 販売の伸びが影響しているものと思われます。

8 款自動車取得税交付金は7,285万2,000円で、前年度に比較して3,909万7,000円、34.9% の減となっており、地方特例交付金で一部を補てんされているものの、大きく減額となっております。

9 款地方特例交付金は4,619万7,000円で、前年度に比較して1,433万1,000円、45%の増となっております。8 款で説明いたしました自動車取得税交付金の補てんとして2,307万1,000円が措置されておりますが、地方税等減収補てん臨時交付金が平成19年度で終了したことにより、1,433万1,000円の増額となっております。

10款地方交付税は29億4,402万4,000円で、前年度に比較して1億2,490万2,000円、4.4%の増となっております。地域雇用創出推進費が新たに算定基礎とされたことによるものでございます。

12款分担金及び負担金は1億2,080万円で、前年度に比較して1億8,691万4,000円、60.7%の減となっております。横芝中学校に対する騒音防止対策事業助成金が21年度はなくなったことによるものでございます。

14款国庫支出金は13億4,995万3,000円で、前年度に比較しますと5億9,128万1,000円、77.9%の増となっております。安全・安心な学校づくり交付金は減額となっておりますが、地域活性化・経済危機対策交付金、地域活性化・生活対策交付金、定額給付金事業補助金の増によるものでございます。

15款県支出金は5億4,584万4,000円で、前年度に比較して1,687万円、3.2%の増となって おります。緊急雇用創出事業臨時特例交付金、妊婦健康診査支援基金事業補助金、国民健康 保険基盤安定負担金の増によるものでございます。

16款財産収入は1,700万9,000円で、前年度に比較して1億5,421万8,000円、90.1%の減となっております。文化スポーツ振興財団の残余財産清算収入が20年度にはございましたが、

21年度はこれがなくなったことによるものでございます。

18款繰入金は10億3,649万4,000円で、前年度に比較して2億1,453万8,000円、26.1%の増 となっております。財政調整基金繰入金、横芝中学校建設基金繰入金の増が主な要因でござ います。

21款町債は11億1,230万円で、前年度に比較して3億4,000万円、23.4%の減となっております。一般公共事業債、臨時財政対策債で増額となっておりますが、合併特例債の減額がそれを上回っているための減となっております。

3ページ、目的別の歳出でございます。

1 款議会費は8,920万円で、前年度に比較して229万3,000円、2.5%の減となっており、議員報酬並びに職員給与の減額によるものでございます。

2 款総務費は26億6, 458万8, 000円で、前年度に比較して10億4, 207万9, 000円、64. 2%の増 となっております。地域振興基金並びに財政調整基金への積み立てや定額給付金事業費の増 が主な要因でございます。

3款民生費は20億8,702万1,000円で、前年度に比較して1億1,464万9,000円、5.8%の増 となっております。老人保健特別会計繰出金、一般職給与費で減額しているものの、子育て 応援特別手当給付事業、管内保育所入所児童委託料、国民健康保険特別会計繰出金、介護給 付訓練等給付事業、老人福祉施設入所措置費、後期高齢者医療に係る負担金で増額となって おります。

4 款衛生費は14億5,081万8,000円で、前年度に比較して7,098万2,000円、5.1%の増となっております。水道事業負担金では減額となっておりますが、東陽病院事業会計繰出金、乳幼児医療費、新型インフルエンザ対策事業で増額となっております。

5 款農林水産業費は4億6,524万8,000円で、前年度に比較して3,191万1,000円、7.4%の増となっております。農免道路整備事業、房総導水路補償施設管理事業、農業振興地域整備計画策定業務委託料で減額となっているものの、経営体育成基盤整備事業負担金、広域農道事業負担金で増額となっております。

6 款商工費でございますが、6,003万6,000円で、前年度に比較して220万2,000円、3.5% の減となっております。消費生活相談窓口開設事業が新規の財政需要となっておりますが、 中小企業振興融資資金利子補給並びに消費者行政活性化基金積立金で減額となっております。

7 款土木費は 6 億6,975万8,000円で、前年度に比較しまして 1 億3,945万9,000円、26.3% の増となっております。町道 Π -10号線道路改良事業で減額となっておりますが、(仮称)

長塚北清水橋架橋・取付道路整備事業、新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業、町道 I -22号線 道路改良事業で増額となっております。

8 款消防費は4億7,257万円で、前年度に比較して581万8,000円、1.2%の減となっております。消火栓設置及び修繕料負担金が増額となっているものの、防火水槽設置事業、消防車両整備事業が減額となっております。

9 款教育費は18億4,085万6,000円で、前年度に比較して12億2,517万8,000円、40%の減となっております。学校施設等整備基金積立金、小学校施設整備事業、図書館一般設備維持管理事業、小学校情報教育推進事業で増額となっておりますが、横芝中学校校舎等改築事業、文化スポーツ振興財団積立金が減額となっております。

11款公債費は9億600万5,000円で、前年度に比較して1,086万円、1.2%の増となっております。市町村合併特例事業債、臨時財政対策債の償還額の増額が主な要因となっております。 4ページをお願いいたします。

- 1、人件費でございますが、16億7,751万1,000円で、前年度に比較して4,417万9,000円、 2.6%の減となっております。期末勤勉手当の減額が主な要因となっております。
- 2、扶助費は9億616万7,000円で、前年度に比較して4,127万1,000円、4.8%の増となっております。保育委託事業で減額となっておりますが、老人福祉施設入所措置事業、介護給付訓練等給付事業、乳幼児医療対策事業で増額となっております。

公債費は9億6,500万円で、先ほど申し上げた内容と同じでございます。

4、物件費でございますが、11億5,551万3,000円で、前年度に比較して1,109万9,000円、1%の増となっております。LGWAN管理事業、戸籍総合システム賃借料で減額となっているものの、住民情報系電算管理事業、保育士派遣業務委託料、外国人英語講師配置事業で増額となっております。

維持補修費は2,079万4,000円で、前年度に比較して439万8,000円、17.5%の減となっております。道路維持事業での減額が主な要因でございます。

- 6、補助費は25億4,570万円で、前年度に比較して4億5,590万7,000円、21.8%の増となっております。税源移譲特例還付金、水道高料金対策事業繰出金、「原点回帰」飼料増産緊急対策事業補助金で減額となっているものの、定額給付金、子育て応援特別手当給付金、東陽病院繰出金が増額となっております。
- 7、投資及び出資貸付金は1,902万円で、前年度に比較しますと1,220万3,000円、39.1% の減となっております。九十九里地域水道企業団出資金の減額が主な要因でございます。

繰出金は8億1,029万9,000円で、前年度に比較して7,729万4,000円、10.5%の増となって おります。国民健康保険特別会計繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金、後期高齢者医 療給付費負担金の増額が主な要因でございます。

9、積立金は14億356万9,000円で、前年度に比較して9億8,590万2,000円、236.0%の増 となっております。文化スポーツ振興基金積立金が減額となっているものの、財政調整基金 積立金、地域振興基金積立金、学校施設等整備基金積立金が増額となっております。

10、投資的経費は12億6,152万2,000円で、前年度に比較して13億4,710万4,000円、51.6% の減となっております。 (仮称) 長塚北清水橋架橋・取付道路事業、新粟嶋橋架橋・取付道 路整備事業、本庁舎維持管理事業、経営体育成基盤整備事業負担金、小学校施設整備事業、 ふれあい坂田池公園施設改修工事、町道 I -22号線道路改良事業などで、それぞれ増額となっておりますが、横芝中学校校舎等改築事業で大幅に減額となっております。

5ページから30ページにかけましては、平成21年度の主な事業の実施状況が記載されております。

表の一番左側に決算書の対応ページ、款項目と続きまして、事業名、決算額とその財源内 訳、説明となっております。

また、31ページ以降には、特別会計の状況を初めといたしまして、各種の決算資料を添付 しておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

以上で簡単ではございますが、平成21年度一般会計決算の説明とさせていただきます。慎 重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

○議長(野村和好君) 議案第9号ないし議案第11号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長(若梅 操君) それでは、議案第9号から議案第11号につきまして補足説明申し上げます。

初めに、議案第9号の平成21年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、ただいまの一般会計と同じく平成21年度決算資料、決算に係る主要 な施策の成果及び実績報告書によりましてご説明申し上げます。

なお、説明に入る前に資料の差しかえをお願い申し上げます。本日お手元に資料の差しか え分をお配りさせていただいたところでございます。資料31ページと32ページが裏表になっ た1枚の差しかえ分でございます。実は31ページの国民健康保険保健事業活動費という項目の中に1カ所数字の誤りがございました。大変ご迷惑をおかけいたしまして申しわけございませんが、差しかえをよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料の38ページをお開き願います。

この38ページ、本ページの上段が国民健康保険特別会計で、左側の表が歳入、右側の表が 歳出となっております。この中から主な区分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、歳入の約4分の1を占める1款国民健康保険税は、資産割の廃止による国保税の減税、低所得世帯への軽減措置の拡大及び景気低迷による所得の落ち込み等によりまして、前年度対比で11.7%、額にして1億9,556万8,000円の減となりました。この減収分につきましては、町長の政務報告でもご説明申し上げましたように、財政調整基金の取り崩し、国の特別調整交付金でございます特特調の獲得、一般会計からの繰入金等によりまして、ほぼ同額を補てんいたしまして、財政調整を図ったところでございます。

4款国庫支出金は、前年度とほぼ同額の9億4,369万5,000円となり、このうち今申し上げました特特調は、対前年200万円増の4,200万円が交付されたところでございます。

6 款前期高齢者交付金は、国保と被用者保険間の年齢構成の不均衡を調整するために、65 歳以上75歳未満の前期高齢者数の多い国民健康保険に交付されたものでございまして、前年 度対比10.7%増の4億5,489万7,000円となりました。

8款に移っていただきまして、共同事業交付金でございますが、これは高額医療費の発生による国保財政への影響を緩和するために、一定基準を超える部分の高額医療給付費が国保連合会から交付されるものでございまして、前年度対比6.9%増の3億8,080万4,000円が交付されたところでございます。

続きまして、10款繰入金でございますが、前年度と比べまして、額で9,556万1,000円、率で55.7%と大きく伸びておりますが、これは先ほど歳入の1款国民健康保険税でご説明申し上げましたとおり、国保税減収の補てん措置として、財政調整基金4,000万円を取り崩したほか、一般会計からの法定外繰入金3,000万円、さらに国から補てんされます国保税軽減の減収分としての基盤安定繰入金の増額等によるものでございます。

11款繰越金は、前年度とほぼ同額の2億3,100万4,000円でございました。

続いて、右側の歳出をご説明申し上げます。

歳出の3分の2近くを占めます2款保険給付費の総額は、ごらんいただいたように20億 8,960万2,000円でございまして、前年度と比べまして額で5,644万8,000円、率で2.8%の伸 びとなりました。

3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度の財源に充てるため、現役世代からの支援金として支出するものでございまして、前年度対比9.4%増の4億7,517万9,000円でございました。これは歳出総額の約7分の1に相当するものでございまして、75歳以上の高齢者医療費の伸びに伴い、今後さらなる支出の増加が懸念されるところであります。

6 款介護納付金は、介護保険給付費に係る納付金でございまして、前年度対比 4 %減の 2 億540万円でありました。

次に、7款共同事業拠出金でありますが、これは1件当たりの医療費が一定基準額を超える高額の医療費を対象として、一種の互助事業として、各保険者が拠出金を出し合い、負担の均一化を図るものでございまして、平成21年度の拠出金は前年度対比5.7%増の4億738万1,000円でありました。

次の8款保健事業費でございますが、これは短期人間ドック委託費や水中ウオーキング教室に係る経費が主なもので、東陽病院を中心といたしました短期人間ドック利用者の大幅な増加によりまして、前年度対比37.6%増の1,429万5,000円となりました。

9款基金積立金につきましては、昨年度、平成20年度に4,026万8,000円の積み増しを行いましたが、21年度は基金利子46万6,000円のみの積み立てであったことから98.8%の減になりました。なお、21年度末の基金残高は1億6,000万円強となっております。

以上、平成21年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入が35億1,036万1,000円、歳出が33億2,784万3,000円でありました。

続きまして、議案第10号の平成21年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定についてご説 明申し上げます。

資料は、同じく38ページの下の段でございます。

老人保健特別会計の表をごらんいただきたいと存じます。

老人保健特別会計は、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、平成19年度末で終了した 老人保健医療費の収支精算を行うために予算措置をしたものでございます。

それでは、主な区分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

左側の表をごらんください。

2款の国庫支出金596万円は、平成20年度分の医療費国庫負担金が精算によりまして過年 度分として追加交付されたものでございます。 4款の繰入金841万9,000円は、一般会計からの繰入金で、前年度対比で50.1%、845万6,000円の減となっております。

5款の繰越金307万2,000円は、前年度からの繰越金、6款諸収入385万5,000円につきましては、交通事故による第三者納付金でございまして、いずれも対前年比70%台後半の減額となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

右側の表をごらんください。

2款医療費は、平成21年度に精算支出しました20年3月診療分までの老人医療費でございまして、対前年比99.9%減の18万8,000円でございました。

4 款諸支出金1,669万8,000円は、精算による基金や県への返還金と一般会計繰入金の返還金で、前年度対比72.3%の減でございました。

以上、平成21年度の老人保健特別会計の決算額は、歳入が2,133万7,000円、歳出が1,731万9,000円でありました。

最後に、議案第11号の平成21年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定につきましてご説明申し上げます。

資料は、次の39ページでございます。

上の段の後期高齢者医療特別会計の表をごらんください。

平成20年度から新たに設けられました本特別会計は、後期高齢者医療制度に係る町の分担 事務でございます保険料の徴収及び広域連合への納付、あるいは保険証の引き渡し、いろい ろな届け出等の窓口事務などに関する収支を賄うものでございまして、ご承知のとおり、後 期高齢者医療制度につきましては、国において廃止が決定し、現在これにかわる新たな高齢 者医療制度の創設に向けて議論がなされているところでございます。

それでは、主な区分についてご説明申し上げます。

左側の歳入でございますが、1款保険料は、軽減措置の拡充、あるいは保険料の激変緩和策を前年度に引き続きまして、引き続き講じた結果、保険料収納率が年金天引きによる特別徴収で100%、口座振替や窓口納付による普通徴収で96.9%となり、合計でほぼ前年並みの1億2,894万円でありました。

4款の繰入金は、一般会計からの事務費繰入金と、保険料軽減分の公費補てんであります 保険基盤安定繰入金の合計で、前年度対比3.8%減の6,546万4,000円でございました。

続きまして、右側の歳出をごらんください。

歳出の94%を占めます2款広域連合納付金は、収納済みの保険料納付金と国・県及び町一般会計から補てんされました基盤安定納付金の合計で、前年度対比で1,333万4,000円、7.5%増の1億9,029万7,000円でありました。

3款諸支出金519万6,000円は、精算による前年度一般会計繰入金の返還金が主なものでございます。

以上、平成21年度の後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入が2億655万4,000円、歳出が2億252万9,000円でございました。

以上で議案第9号から議案第11号の補足説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長(野村和好君) 議案第12号について、福祉課長。

〔福祉課長 実川裕宣君登壇〕

○福祉課長(実川裕宣君) それでは、議案第12号 平成21年度横芝光町介護保険特別会計決算についてご説明を申し上げます。

資料につきましては、39ページをごらんいただきたいと思います。

ページの下段部分が介護保険特別会計決算の内訳でございます。

下段の左側の表が歳入でございます。

歳入合計は15億8,160万6,000円で、対前年度比2.9%、額にしまして4,509万1,000円の増 となりました。主なものをご説明いたしますと、1款保険料の決算額は2億5,550万4,000円 で、平成20年度と比較いたしまして6.7%、1,603万6,000円の増額となりました。これは平 成21年度より保険料が改定されたことが主な要因であります。

次に、3款国庫支出金3億5,671万6,000円は、制度に基づきまして、施設サービス給付費の15%相当額及び居宅サービス給付費の20%相当額2億4,550万円、財政調整のための調整交付金9,647万3,000円等でございます。

続きまして、4款支払基金交付金4億1,963万6,000円は、制度に基づきまして、介護給付費の30%相当額となります4億1,568万円、介護予防事業に要する経費の30%相当額、395万6,000円でございます。

5 款県支出金 2 億1,849万7,000円は、制度に基づきまして、施設サービス給付費の17.5% 相当額及び居宅サービス給付費の12.5%相当額でございます。

続いて、8款繰入金2億7,352万4,000円は、一般会計からの繰り入れでございます。制度

に基づきまして、施設サービス給付費及び居宅サービス給付費ともに12.5%相当額である1億7,799万2,000円、介護予防事業費の12.5%、221万2,000円、包括支援・任意事業の20%、710万6,000円のほか、職員給与費及び介護認定審査等に要する経費など、事務的経費を一般会計から繰り入れたものでございます。

9款繰越金5,477万8,000円は、平成20年度からの繰り越しでございます。

以上、歳入総額は15億8,160万6,000円でございます。

次に、右側の表の歳出についてご説明いたします。

歳出合計額は15億4,144万1,000円で、対前年度比4.0%、額にいたしまして5,970万4,000円の増となりました。

主な内訳は、1款総務費7,297万5,000円でございますが、職員7名分の給与、保険料の賦課徴収に関する電算処理や印刷費用、郵送料といった事務費費用、認定調査費、医師意見書委託料、共同事務として実施しております介護認定審査に関する行政組合の負担金が主なものでございます。

続いて、2 款保険給付費は13億9,492万7,000円で、歳出全体の90.5%を占めるものであります。介護サービスの内訳は、居宅介護サービスが延べ件数で1万7,221件で6億3,991万3,000円、施設介護サービスは延べ4,492人で6億3,613万7,000円、介護予防サービスは延べ2,264人で3,806万2,000円、特定入所者介護サービスは月平均165件で5,666万7,000円、そのほか国保連合会に委託しております審査支払手数料172万4,000円及び高額介護サービス費2,242万4,000円を支出したものでございます。

次に、4款基金積立金は、介護保険事業の安定化のため、343万7,000円を基金に積み立て たものでありまして、本年3月末現在の基金残高は1億5,084万4,000円でございます。

続きまして、5款地域支援事業は、平成18年度から新たに始まりました介護予防事業の実施のために設置した科目であります。介護予防事業、生活機能評価事業としまして1,070万3,000円、包括支援事業・任意事業としまして2,801万6,000円、合計3,871万9,000円を支出いたしました。

7 款諸支出金3,134万7,000円は、第1号被保険者保険料の還付60万3,000円及び制度に基づき平成20年度を精算した結果、超過分を国に211万2,000円、支払基金に814万7,000円、県に830万4,000円、また町一般会計に1,218万1,000円を還付するものでございます。

以上、歳出合計は15億4,144万1,000円でございます。

この結果、歳入済額から歳出済額を引きました実質収支は4,016万5,000円となりました。

以上で平成21年度介護保険特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご 承認賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 実川裕宣君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第13号について、産業振興課長。

〔產業振興課長 十屋文雄君登壇〕

○産業振興課長(土屋文雄君) それでは、議案第13号 平成21年度農業集落排水事業特別会 計決算についてご説明申し上げます。

平成21年度決算資料の40ページをお願い申し上げます。

まず初めに、歳入でございますが、1款分担金及び負担金では、滞納繰越金で5万5,000 円の決算額となっております。該当者は1名で、残額は1万円でございますが、現在は解消 されております。

2 款使用料及び手数料では、決算額888万9,000円で、前年度に比較し4万円、0.4%の減額になっております。5世帯の新規加入がございましたが、利用者数の減少によりまして、わずかに減額となっております。

3 款繰入金は、一般会計からの繰入金でございまして、決算額が5,095万1,000円で、前年度に比較いたしまして333万6,000円、7%の増額となっております。これにつきましては、公債費の償還額が増加したことによるものであります。

4 款繰越金は、決算額250万9,000円で、前年度に比較し239万5,000円、48.8%の減額となっております。

5款諸収入は、決算額が預金利子の4,000円で、前年度に比較し3,000円の減額となっております。

歳入合計では6,240万8,000円で、前年度に比較し91万3,000円、1.5%の増額となっております。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費では、決算額が972万8,000円で、前年度に比較し31万5,000円、3.1%の減額となっております。これにつきましては一般会計への繰出金の減少によるものでございます。

2款事業費は、決算額が800万円で、前年度に比較し79万6,000円、9%の減額となっております。大きな修繕等が発生しなかったことによる減額でございます。

3 款公債費は、決算額が4,218万3,000円で、前年度に比較し203万6,000円、5.1%の増額となっております。

歳出合計では、決算額5,991万1,000円で、前年度に比較し92万5,000円、1.6%の増額となっており、実質収支では249万7,000円の黒字となっております。

次に、未収金の状況でございますけれども、51ページのほうをお願いします。

農業集落排水事業使用料で、現年分で2万1,000円が21年度に発生しておりますが、本年度に入りまして完納していただいたところでございます。

また、農業集落排水受益者分担金では、平成12年分として1万円の未収金がございましたが、これも本年度に入りましてから完納していただいております。

以上、平成21年度農業集落排水事業特別会計決算の補足説明とさせていただきます。慎重 審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔產業振興課長 土屋文雄君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第14号について、食肉センター所長。

[食肉センター所長 伊藤秀和君登壇]

○食肉センター所長(伊藤秀和君) 議案第14号 平成21年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算について補足説明を申し上げます。

それでは、平成21年度決算資料の40ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でありますが、1款、収入の大宗をなします事業収入は2億1,494万6,000円で、対前年16.3%の増、額で3,018万8,000円の増額となりました。これは屠畜頭数、豚で16万6,380頭、対前年で1万9,488頭の増、牛で3,904頭、対前年1,064頭の増とそれぞれ増加したことから、センター使用料を初めとする各使用料が増額となったものであります。

2 款県支出金は4,612万1,000円で、対前年比10.6%の増、額で441万6,000円の増額となりました。増額の要因につきましては、屠畜頭数増頭による検印押印の委託料の増額と、施設改修事業費に伴う県からの補助金の増額によるものであります。

- 3款財産収入38万2,000円は、基金利子であります。
- 4款繰入金7,200万円は、施設改修に対して財政調整基金を取り崩したものであります。
- 5款繰越金5,193万9,000円は、前年度からの繰越金であります。
- 6款諸収入89万円は、牛枝肉確認票の受託費、それと消費税確定申告還付金に伴うものであります。

7款町債3,000万円は、施設改修に対しての屠畜場整備事業債を借り入れたものでございます。

以上、収入合計4億1,627万8,000円で、対前年29.5%の増、額で9,484万6,000円の増額と

なりました。

それでは、歳出についてご説明させていただきます。

1 款総務費は、決算額9,810万5,000円で、対前年11.8%の増、額で1,035万円の増額となりました。増額の主な要因は、牛処理組合に対する出荷奨励補助金と豚枝肉落下事故に伴う補償金であります。

2 款施設管理費は、決算額2億1,992万円で、対前年40.3%の増、額で6,313万1,000円の増額となりました。増額の主な要因は、施設整備費で3カ年計画の最終年度でもあり、施設改修やコンポスト設置工事による事業が大幅な伸びを占めたものであります。

3款公債費は、決算額2,446万9,000円で、対前年0.6%の増、額で15万4,000円であります。 これは屠畜場整備事業債の元利償還金であります。

4款積立金は、基金利子によるもので38万2,000円であります。

以上、歳出合計 3 億4, 287万6, 000円で、対前年27. 2%の増、額で7, 338万3, 000円の増額となりました。

歳入歳出差引残高は7,340万2,000円であります。

以上、簡単でありますが、議案第14号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、 可決承認くださいますようお願い申し上げます。

[食肉センター所長 伊藤秀和君降壇]

○議長(野村和好君) 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩とします。

再開は午後2時15分とします。

(午後 2	時 ()	1分)
-------	------	-----

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

○議長(野村和好君) 議案第15号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 宮薗博香君登壇〕

○東陽病院事務長(宮薗博香君) それでは、議案第15号 平成21年度横芝光町病院事業会計 決算について説明申し上げます。

資料につきましては、引き続き決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書をごらんくだ さい。 それでは、資料の41ページをお開きください。

この表は、決算額を前年度と比較した表になっております。

最初に、上の表、収益的収入及び支出の収入でありますが、病院事業収益は12億1,331万2,000円で、前年度と比較しますと、金額で8,213万5,000円の減額、率では6.3%の減でございます。主な要因といたしましては、医業収益で入院・外来収益とも前年度を下回ったことによるものと、医業外収益で負担金、交付金が減額になったことによるものでございます。

なお、内訳としましては、医業収益が7億6,637万9,000円で、前年度と比較し、金額で4,733万円の減額、率で5.8%の減となっています。

医業外収益につきましては 4 億4,693万3,000円で、前年度と比較して、金額で3,439万9,000円の減額、率で7.1%の減となっています。

また、特別利益につきましてはゼロで、皆減という状況になっております。

続きまして、支出の病院事業費用は11億3,199万2,000円で、前年度と比較し、金額で9,689万3,000円の減額、率では7.9%の減でございます。

主な要因としましては、医業費用で給与費と材料費が減額になったことと、医業外費用で 利率の高い起債の繰上償還により、支払利息及び企業債取扱諸費が減額になったものであり ます。

なお、内訳としましては、医業費用が10億8,899万6,000円で、前年度と比較し、金額で1,679万7,000円の減額、率で1.5%の減となっています。医業外費用につきましては4,299万6,000円で、前年度と比較して、金額で8,009万6,000円の減額、率で65.1%の減となっております。

また、特別損失と予備費につきましては、ゼロという状況になっております。

次に、下の表であります。

資本的収入及び支出の収入をごらんください。資本的収入は3億3,385万3,000円で、前年度と比較しますと、金額で12億1,938万1,000円の減額、率では78.5%の減でございます。

主な要因としましては、前年度は利率の高い起債を繰上償還するために14億560万円の繰 上償還資金の借り入れを行っているものであります。

なお、内訳としましては、企業債が7,890万円で、前年度と比較し、金額で13億6,870万円 の減額、率で94.5%の減となっています。

出資金につきましては1億117万8,000円で、前年度と比較して、金額で293万円の減額、率で2.8%の減となっております。

補助金につきましては 1 億5,377万5,000円で、前年度と比較し、金額で 1 億5,224万9,000円の増額、率で9,977%増となっております。これはMR I 購入補助金によるものであります。

続きまして、支出の資本的支出は3億9,168万4,000円で、前年度と比較しますと、金額で11億6,154万3,000円の減額、率では74.8%の減でございます。

主な要因としましては、前年度は利率の高い起債を繰上償還するために、企業債を借り入れし、企業債償還金に充てたものであります。

なお、内訳としましては、建設改良費が 1 億7,039万1,000円で、前年度と比較し、金額で 1 億1,103万7,000円の増額、率で187.1%の増となっております。これはMRIの購入によるものであります。

企業債償還金につきましては 2 億2, 129万3, 000円で、前年度と比較し、金額で12億7, 258万円の減額、率で85. 2%の減となっております。

以上をもちまして、平成21年度横芝光町病院事業会計決算の説明を終わらせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 宮薗博香君降壇〕

○議長(野村和好君) 議案第8号から議案第15号までの平成21年度各会計決算の説明が終了 しました。

横芝光町監査委員からの平成21年度横芝光町一般会計及び各特別会計並びに病院事業会計 の決算審査意見書は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、議案第16号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長(林 新一君) 議案第16号 財産の取得についてご説明申し上げます。 議案つづりの9ページをお願いいたします。

財産の種類でございますが、(仮称) 横芝光町学校給食センター厨房備品でございます。 契約の方法は指名競争入札で、去る8月20日に9社の参加による指名競争入札を行い、株 式会社関東三貴が、入札書比較予定価格5,300万円に対しまして、入札金額5,289万8,700円 で落札者に決定したことから、入札額に消費税を加えました額5,554万3,635円を契約金額と し、千葉県千葉市若葉区西都賀二丁目7番5号、株式会社関東三貴、代表取締役石井勝之を 契約の相手方として、財産を取得しようとするものでございます。

なお、指名競争入札は、予定価格を公表し、最低制限価格を設けないで実施いたしました。

以上、慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、報告第1号及び報告第2号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長(林 新一君) それでは、続きまして報告第1号及び報告第2号についてご 説明申し上げます。

議案つづりの11ページをお願いいたします。

報告第1号 平成21年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成21年度における健全化判断比率を次のとおり報告いたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、一般会計、特別会計とも赤字がありませんでしたので、比率の表示はされておりません。

実質公債費比率は12.6で、前年度と比較いたしますと0.1ポイント上がっております。

将来負担比率は65.5で、前年度と比較いたしますと6.6ポイント下がっております。

表中括弧書きとなっております数値が横芝光町の早期健全化基準でございますが、いずれの数値も基準額を下回っており、健全な財政運営がなされているものと考えております。

13ページをお願いいたします。

報告第2号 平成21年度資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年度における資金不足比率を次のとおり報告いたします。

この報告第2号につきましては、財政健全化法に基づき、公営企業分の資金不足比率をご報告申し上げるものでございますが、資料のとおり、病院事業会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計の3会計とも資金不足がありませんので、比率の表示はございません。したがいまして、この3会計におきましても、健全な財政運営がされているものと判断しております。

以上、報告第1号及び第2号のご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

○議長(野村和好君) 報告第1号 平成21年度健全化判断比率の報告について、報告第2号 平成21年度資金不足比率の報告については、ただいま説明のとおりでございますので、ご 了承願います。

以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

◎休会の件

○議長(野村和好君) 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月8日及び9月9日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議しと認めます。

よって、9月8日及び9月9日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長(野村和好君) 本日の日程はこれをもって終了します。

9月10日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 2時30分)

平成22年9月横芝光町議会定例会

議 事 日 程(第2号)

平成22年9月10日(金曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問日程第 2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

|--|

1番	杉	森	幹	男	君	2番	森	Ш		忠	君
3番	實	Л		隆	君	4番	JII	島		仁	君
6番	若	梅	喜	作	君	7番	JII	島	富 =	上 子	君
8番	鈴	木	克	征	君	9番	野	村	和	好	君
10番	Щ	﨑	貞	_	君	11番	伊	藤	圀	樹	君
12番	嘉	瀬	清	之	君	13番	JII	島		透	君
14番	鈴	木	唯	夫	君	15番	八	角	健	_	君
16番	JII	島	勝	美	君	17番	越	Ш	輝	男	君
18番	越	Л	洋	_	君						

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	齊 藤 隆 君	副 町 長	鈴 木 孝 一 君
総 務 課 長	林 英 次 君	企画財政課長	林 新 一 君
環境防災課長	伊藤定幸君	税 務 課 長	高 埜 広 和 君
住 民 課 長	若梅操君	産業振興課長	土屋文雄君

都市建設課長 小 堀 正 博 君 福 祉 課 長 実 川 裕 宣 君 健康管理課長 椎 名 幸 司 君 食肉センター長 伊 橋 秀 和 君 東 陽 病 院 長 宮 薗 博 香 君 会 計 管 理 者 山 本 照 男 君 教 育 長 井 上 哲 君 教 育 課 長 高 蝶 政 道 君 社会文化課長 五木田 桂 一 君 監 査 委 員 高 橋 俊 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 川島重男 書 記 椎名圭子

◎開議の宣告

○議長(野村和好君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長(野村和好君) これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 森 川 忠 君

○議長(野村和好君) 通告順に発言を許します。森川忠議員。

[2番議員 森川 忠君登壇]

○2番(森川 忠君) 議長のお許しを得ましたので、議席番号2番、森川忠が、通告に従い まして一般質問をさせていただきます。

齊藤町長は、所信表明の中で、立候補された理由を、「残念なことに、今のままでは自分が生まれ育ったこの大好きなふるさと、横芝光が将来に希望の持てない町になってしまわないか、私は町会議員として町政に携わってきた中で多くの問題や課題が山積みになっている現状を目の当たりにし、このままではいけないという危機感と選挙戦を通して多くの方がまちづくりに対する再チャレンジと焦燥感を募らせておられると強く感じた」とおっしゃっております。そして「議員として初代町長を支えながら新町の歩みを感じてまいりましたが、今後のまちづくりを考えたとき、厳しい財政運営の中、将来に向けたまちづくりがこれでいいものかと感じ、これからは多くの町民の皆様の意見を伺い、議論を重ね、いち早く方向性を決めていくことが大切であり、町民の皆様と行政が一体となった透明性のある安心・安全なまちづくりが今、最も必要であると考え、5つの柱を公約に上げ当選させていただきました」と述べておられます。

ぜひとも支持された多くの町民のご期待にこたえるべく、5つの公約は確実に実行されるようお願い申し上げまして、質問に移らせていただきます。

5本の柱である公約については、後に山﨑議員も通告されておられるようなので、部分的

になるかと思いますがご了承願います。

まず、大綱4点のうち1点の財政関係では、町長の公約の1丁目1番地である財政の健全 化についてお伺いいたします。

過去4年間の事業検証、事業評価を行い、借金に頼らない財政の運営の構築、また町民参加の事業仕分け、協働化の推進での恒久的、抜本的財政健全化策については、ホームページ等でもうたわれておりますが、借金に頼らないということについて、具体的にどのような方策で行うのかお尋ねしたいと思います。

財政健全化、事業仕分け、協働などの言葉は、町民のほうから見ますと本当に民主的で、 なおかつ前例踏襲することのない新しいスタイルの行政運営をしてくれるのではと、齊藤町 長への手腕に大きな期待が寄せられております。しかしながら、公約の中には新設予算が必 要ではないかと思われるような公約も多くありますが、公約実行を信じ、多くの町民が期待 をしております。

続いて、平成21年度の決算カード速報版も配布されました。これは前町長の決算と言えば それまでかもしれませんが、決算統計などでの系統的なデータも勘案され、ご所見を述べて いただきたいと思います。

予算を新設しなければならないと思われる中学生の医療費無料化や、町独自の奨学金制度 の創設等々についても、財源などはどのようにされるのかお伺いいたします。

次に、公会計の整備推進についてお伺いいたします。

平成23年中には、人口3万人未満の市と町村は、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書、いわゆる公会計の4表でありますが、その整備、また作成に必要な情報の開示に取り組むことになっております。以前も公会計についてはお尋ねしたのでありますが、残り1年になった現在の進捗状況、そしてまた期限までに公開が可能なのかをお伺いいたします。

続いて、公共交通についてでありますが、私自身、昨年6月定例会でも提案させていただいたデマンド交通システムについてであります。

ありがたいことに、昨年の議員研修でも視察に行っていただき、その後、デマンド交通の 検討委員会も立ち上げたとお聞きしました。班長以上での検討をされていると聞きましたが、 その後、どうなったのか、会議の具体的経緯を含めご報告願います。

たしか町長は、議員時代、現在の循環バスとデマンドの比較については議論した際、費用 対効果も含め、やや否定的を意見されたと記憶しておりますが、今現在、導入に関してはど のようにお考えかお伺いいたします。

大綱 2 点目、教育関係では、来春 4 月、運用が予定されている学校給食センターについてです。

地産地消による食材の供給計画を明言されておりますが、現在どの程度、またどのような 方法で地元産の食材を調達される予定なのかお伺いいたします。

また、横芝地区町立3保育園がございますが、給食センターから今現在、配食されているようです。厚労省の指導では自園給食をするとの指導がされております。今後はどのようにされるのかお伺いいたします。

大綱3点目の行政関係について、現在、町内29カ所でまちづくり座談会、名前は、まちづくりを語ろう会ですか、行われておりますが、これは前町長時代から行われており、たしかことしで4年目を迎えるかと思います。名前は変更し、事前に3つのテーマを出され、テーマに沿っての意見交換会を企画されたようであります。私も数カ所お邪魔しまして、その様子をうかがったのでありますが、各地区の参加者数、意見内容などの状況をお教え願いたいと思います。

またこの中で、ごあいさつの中でも、行政と町民の協働のまちづくりとうたっておられます。町長は協働という言葉をどのように位置づけておられるのか、見識と認識をお伺いいたします。

最後に、全国多くの自治体で自治基本条例やまちづくり基本条例が制定されております。 これも協働ということに関連するかと思いますが、町民参加のまちづくりを目指している町 長にとっては、町民とのルールを決め、町政運営されることは大変重要と考えます。条例の 制定に対するご所見をお伺いいたします。

以上、町長、執行部の皆様方には、明快なご答弁をお願いし、壇上からの質問とさせていただきます。

[2番議員 森川 忠君降壇]

○議長(野村和好君) 森川忠議員質問に対する当局の答弁を求めます。 町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長(齊藤 隆君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、森川忠議員のご質問にお答えいたします。

なお、いただきました通告に従いまして、私からは、財政関係のうち財政健全化と公共交

通についてのご質問と、行政関係のご質問にお答えし、その他のご質問については、各担当 課長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、財政関係の財政健全化についてお答えいたします。

まず、事業仕分けと事業評価についてでありますが、6月定例議会で、森川議員と越川洋一議員の一般質問にお答えしましたように、私は、町財政の健全化策として、まず100億円を超える現在の一般会計の予算規模を縮小すべきであると考えています。財政需要がふえ続けている中で、予算規模を縮小するには必然的に現行事業の取捨選択をしなければなりません。そのため、担当課では各事業の必要性、効果、達成度などを検証し、評価が低いと判断される事業については整理をする必要があると考えますが、その方法については、現在、調査・研究している段階です。なお、この事業評価により、事業の選択が図れると思われますので、町民参加の事業仕分けは事業評価の結果を見ながら検討したいと考えております。

また、借金に頼らない財政健全化についてですが、町の借入金は、いわゆる財源不足を補う国の赤字国債とは違い、教育施設の建設や道路の改良など、特定の事業の財源として借り入れており、借り入れに当たっては、償還金が交付税措置されるなどの有利な起債を導入しているところです。借金に頼らないと申しましても、ただ借り入れをしないということではなく、まちづくりに必要なものは借り入れはしなければなりませんが、起債の対処事業だからといって安易に事業採択することなく、十分に事業を選択することが健全化につながるものと考えています。

次に、21年度決算カード・決算統計における見解についてでありますが、21年度決算における主な財政指標を見ると、経常収支比率が87.8%で、前年度の91.9%から4.1ポイント、同様に公債費比率が8.5%で、8.6%から0.1ポイント改善しましたが、財政力指数は0.551で、0.568から0.017ポイント、起債制限比率は5.8%で、5.6%から0.2ポイント、わずかながらではありますが低下しております。財政健全化判断比率では、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は19年度来該当せず、実質公債費比率の12.6%及び将来負担比率の65.5%は、政令で定める数値を大きく下回っております。このような財政指標から、21年度決算は安定かつ健全な決算状況であると判断しております。

続いて、中学生医療費無料化についてでありますが、ことしの6月診療分の国保医療費は、小学校1年生から小学3年生までが176人で127万9,000円、中学校1年生から3年生まで108人で119万5,000円となっており、個人負担分を3割とするとそれぞれ38万4,000円、35万9,000円となります。6月1日現在の国保加入率は40.4%ですので、国保以外の小学1年生

から3年生と中学生を加えた医療費を推計し、個人負担分を算出すると、それぞれ95万円、88万7,000円となります。単月の比較ではありますが、中学生分の医療費が小学1年生から3年生までの医療費を下回る額であることから、県の医療費助成制度の拡充により、中学生の医療費を無料にしても、中学生を中心にインフルエンザがはやるなどといった特殊要因がない限り、新たな財源の捻出は要しないものと考えています。

次に、町独自の奨学金制度の創設等の新設予算についてでありますが、私の選挙公約の1つとして、学びたい子供たちへ町独自の奨学金制度の新設を掲げさせていただきました。経済的理由により就学が困難な生徒に対し、奨学資金の貸し付けを行い、将来の有能な人材育成を図ることを目的に制度を新設したいと考えております。

今後、貸し付けの対象、貸付金額等の制度設計について検討し、既存の基金である教育振 興基金の活用を念頭に考えております。

続いて、公共交通についてお答えいたします。

デマンド交通システムの検討結果についてでありますが、平成21年度から班長職22名により検討いたしました公共交通につきましては、デマンド交通に絞った検討ではなく、広く公共交通について検討いたしておりました。広く検討していたことから、課題整理に時間を費やし、検討結果を示すまでには至っておりません。

そこで、本年度新たに関係の深い担当班長12名により、公共交通庁内検討委員会を立ち上げ、検討を再開したところであります。

なお、この検討委員会へは検討目標を具体的に提示し検討することとし、具体的に、1つには、現行バス車両購入費の償還が終了した時点では、循環バスにとらわれることなく新たな交通システムを検討すること、2つ目には、経費は今までよりも低廉で、より便利な方法を検討すること、3つ目には、新交通システムを導入する場合は、現行の循環バス利用者をカバーすること、そして4点目に、デマンド交通システムを導入する場合にあっては、さまざまな手法があると考えられるので複数の方法を研究することの以上4点を指示し、検討を再開したところであり、検討結果については、いましばらくお待ちいただきたいと考えております。

また、今回の検討は、なるべくスピーディーに検討し、結果を報告するよう求めたところであります。

次に、行政関係についてお答えいたします。

まちづくり座談会についてでありますが、初めに、今年度実施しています、まちづくりを

語ろう会の開催状況について申し上げます。

まちづくりを語ろう会は、7月25日の立会集会所から8月28日の上町共同利用施設まで12会場で開催させていただき、地元議会議員の皆様を初め、延べ172名の皆様にご出席いただき、貴重なご意見をいただいております。

今後も残り17会場での開催を予定しておりますので、議員各位におかれましては、地元地域でのまちづくりを語ろう会に、ぜひご出席くださいますようよろしくお願い申し上げます。 それでは、行政と町民の協働のまちづくりとうたっているが、協働に対する見解、認識は

とのご質問についてでありますが、私の考えている協働の概念は、多くの自治体が取り入れている考えと同様であり、特に異なる認識は持っておりません。協働の考えは古くから存在していました。決められた日時にごみを出すことや、ごみの分別、一日清掃や栗山川ボランティアの協力、広報紙の配布など、自治会がその役割を担ってくれています。さらには、地球温暖化や森林破壊など地球規模で問われている環境問題では、省エネに取り組んだり、レジ袋のかわりにエコバッグを持参したりと、日常生活の中で一人一人が取り組んでいる中にも、行政と住民・企業が一体となった協働が存在しています。

今回、まちづくりを語ろう会を通して、町民同士のお互いに助け合うという精神が次第に 薄れていることを感じました。一生懸命、自治会に協力している方もいれば、自治会にも加 入せず、ルールさえ守れない人もいます。

協働の取り組みは一人一人が助け合い、手を差し伸べてくれる人、後ろから支え、押し上げてくれる人がいて成り立つものだと思います。まず自分ができることから始めることにより、だんだん輪が広がり、そしてそこに大きな力が生まれ、まちづくりのエネルギーにつながるものだと思っております。まちづくりは、行政だけで行うものではなく、また住民だけで行うものでもありません。協働のまちづくりには、そこに暮らす住民の役割、自治会、NPOなど市民活動団体、企業、そして行政の役割があり成り立ち、ここで暮らすすべての人が協力して、魅力ある横芝光町をつくっていくものだと考えています。

私は、まちづくりを語ろう会を通して、住民の皆様のご意見を伺い、これからのまちづくりを住民の皆様と一緒に考え、歩んでいきたいと思っておりますので、「すべては町民のために」を目指して住民参加のまちづくりを実践してまいります。

続きまして、自治基本条例(まちづくり基本条例)の制定についてでありますが、平成21 年度中に山﨑議員や川島富士子議員からの一般質問に、前町長からお答えしましたとおり、 自治基本条例については慎重に検討したいと考えております。 自治基本条例は、住民の皆さんの協働意識の啓発や協働における役割分担を明確にするためには効果的であるとは解釈しておりますが、ともすればイデオロギー的な見方をされることや、議会制民主主義と競合する直接性民主主義の方向へ流れることも懸念されることから、慎重に検討すべきものと考えております。

また、県内の状況を見ますと、市部においては制定している自治体もありますが、まだまだ当町においては、行政主導において自治基本条例を制定することは時期尚早ではないかと考えております。

以上申し上げまして、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、企画財政課長。

[企画財政課長 林 新一君登壇]

○企画財政課長(林 新一君) おはようございます。

それでは、私のほうから財政関係の公会計の整備推進についてのご質問にお答えいたします。

公会計の取り組みにつきましては、21年度決算を基準モデルで整備すべく、6月30日付で株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティングと支援業務の委託契約を締結し、7月14日に各課班長職を対象とした公会計制度に係る説明会を実施いたしました。

7月30日と8月6日には、各課の資産ヒアリングを行いまして、土地、建物、道路などの 固定資産の算定作業の準備に入っております。

今後は、固定資産台帳の整備、一部事務組合との連携、21年度の歳入・歳出伝票の資金仕 訳作業等に入るわけでございますが、主管課でございます企画財政課を中心に、全課で協力 体制をとりながら、21年度決算分を平成23年3月までに、また22年度決算分を23年9月まで に整備完了できるよう臨む所存でございます。

[企画財政課長 林 新一君降壇]

○議長(野村和好君) 次に、教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長(高蝶政道君) それでは、森川議員の学校給食センターについてのご質問のうち、 地産地消による食材等供給の計画・見込みについてのご質問にお答えいたします。

学校給食センターは、地産地消・食育推進を町全体に広げていくための拠点となる施設の 1つであり、地元産の食材を優先的に使い、栄養バランスのとれた安心で安全な給食を提供 することが求められております。

給食センターで使用する食材につきましては、地元産を優先し、次は近隣で取れたもの、 次は県内産といったように優先順位をつけ、地産地消を進めてまいりたいと考えております。

現在、産業振興課と連携を図りながら、農業団体であるJA山武郡市、JAちばみどり、 丸朝園芸、房総食料センターと協議を行い、農産物生産情報の提供を受けるとともに、学校 給食センターで使用している野菜類の購入状況に基づいた使用品目の整理を行っております が、食材の調達につきましては、これらの団体のご協力を得られるものと考えております。

しかし、地場農産物を学校給食で用いるためには、あらかじめ決まった量を決まった時期に安定的に納入できる体制が必要となります。また、学校給食の使用食材は品目が多く、使用量も一定ではないため、品目の割り振りや供給量の調整を行う方法を検討してまいりたいと考えております。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、福祉課長。

〔福祉課長 実川裕宣君登壇〕

○福祉課長(実川裕宣君) 森川議員ご質問の教育関係、学校給食センターについての2点目、 町営3保育園の給食につきましてお答えをいたします。

町立3保育所につきましては、開設以来、学校給食センターの給食を提供してまいったところでございますが、平成23年4月供用開始予定の新学校給食センターにおきましては、保育所分の提供を取りやめることが決定している状況にございます。保育所の給食は自園給食が原則とされており、町立保育所におきましても自園給食を実施すべきところではございますが、実施に当たりましては施設改修、人員の配置等に多額の経費が見込まれますことから、民間専門業者への外部委託の方向で、現在、調整作業を進めておるところでございます。

[福祉課長 実川裕宣君降壇]

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) それでは、自席から再質問をさせていただきます。

最近は、決算カードなるものが、町民もしくは国民すべてで見られるような時代でございます。ホームページの総務省のデータというところをクリックしますと、ばあっとPDFでいるいろ出てまいりますので、情報公開を旨としている町長には、非常に強力な味方ではないかと思います。そんな中、今現在、財政においては平成20年度の普通会計決算の財政の比較分析表、そしてまた歳出の比較分析表というものが、これでございますけれども、皆さん

がおとりすることができると思います。

そんな中で、非常に目立っているのが、町長、ご存じかと思いますが、この平成18年の合併で、郡をまたいだ、ある意味、若干不自然であろうかと言われておりました合併でありますので、環境関係、し尿、もろもろの一部事務組合の重複ということが大きな問題であろうかと思います。前町長時代も、私もご指摘、質問させていただきましたけれども、とにかくこの補助費等というくくりに入りますこの類似団体の中では、20年度でございますけれども153団体中152、要するにかなり異常だということは、これは言うすべもありません。

そんな中で、町長は財政の健全化という旗印で当選されました。町民は本当に財政という ものを非常に心配をしております。何かといいますと、財政が厳しいから何ができない、財 政が厳しいからこうだということをお聞きしますが、町長も健全化という言葉を使われます が、健全化については、例えば4指標の中でどの辺の数字が健全化と思われているのかお尋 ねします。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 各指標については、現在この横芝光町は健全化の範疇に入っているということで、国の定める法律の中の健全化の範疇に入っていると思っております。

ただ、これは公的な見方であります。今回行います公会計制度の整備が進むことによりまして、そのあたりもまた見方が変わってくるものと考えております。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) できれば、私は数値を挙げてお答え願いたかったのでありますが、今 現在、財政の健全化の指標の判断基準の中に入っているのは、私も重々知っておりますが、 例えば近隣では、お隣の多古町を言いますと、実質公債費比率が8.8、そしてまた将来負担 比率が27.7、経常収支比率は85.7と硬直化を示す数字についてはさほど変わりがありません。 そんな中で、地方税の比率がやはり当町は、町長もまちづくり座談会の中でもよくおっしゃ っていますが4分の1弱と非常に低い。しかしながら、合併時のさまざまな総合計画、そし て建設計画等々、合併特例債を利用しての事業というのは私は避けられないと思うんですね。 やはり計画にのっとってそれはすべき。選挙戦のことを言って恐縮ですけれども、それをち ょっとやり過ぎたというような批判を私も聞きましたけれども、その合併特例債について、 町長はどのようにお考えでしょうか。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 合併特例債事業というのは、ご存じのように合併をした団体が新町建

設計画の中に盛り込んだものを実施するに当たって借りることができる有利な借金であります。ただし、これもまず金額の5%を町が用意し、残りにつきましても、幾ら国が交付税措置してくれるとはいうものの、約3分の1は返済をしなくてはいけない、やっぱり借金であります。でありますので、これは有利なものでありますけれども、使い過ぎるということはいけないのではないかと考えております。

合併の優等生として、合併の先進事例として挙げられておりました丹波篠山市がございますが、全国各地から合併の手法の研修に集まった丹波篠山市、これが合併特例債を有利であるということで使い過ぎたがために、現在その維持費や返済に苦労されているという前例もございますので、ただ単に有利だから使ってしまうというのではなく、先ほども申し上げましたように、きちんと事業の評価をしながら、必要かどうかの判断をきちんとしながらやっていかなければならないかと思います。

今、森川議員ご質問の中でも、やはり使い過ぎたのかなというお話がありましたけれども、10年間というスパンの中で順次行えればよかったのではないかなとは思いますが、とにかく有利な借金でありますけれども、使い過ぎるということは将来の返済に直接影響してまいりますので、十分検討しながら活用させていただきたいと思っております。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) 合併特例債については、民間のシンクタンク等の調査でも出ておりますけれども、歳入では地方債の増加率が著しく、そして歳出では義務的経費比率が上がるとしております。合併による財政効率化の効果は顕在化しないと結論づけられてもおります。しかし、事務の統合化、合理化、建設事業の厳選などを断行すれば、2割程度の交付税削減が可能とされておりますが、現状はなかなか厳しいようであります。

そんな中で、中学生の医療費の無料化、また町独自の奨学金制度、来年は行ってくれるであろうプレミアム商品券の発行は、これは私も関係団体に係っておりますので、約800万円程度が拠出する予定ということは大体数字的にはつかませていただいております。

そんな中で、何を削って、何を継続するという事業仕分け、最近行われております、千葉市等々でも、やはり現在、民主党といいましょうか、民主的な首長さんとか、そういう方がしがらみを気にせず、やはり我が町のような郡部ですと、何に対する補助金だ、それ何だというようなことが非常に多くあります。細かいことですが、何かの総会があったり集まりがあれば、ご祝儀を持っていくということが慣習化されておりますが、本当に町長は、その事業仕分けをどのようにやれるのか、私は実は心配に思っているんですね。事業仕分けという

のは、一般的にはご存じかと思いますが、大きい行政、この辺ですと流山市とか習志野市、 館山市、首長がみんな民主党というか、民主的な方でありまして、構想日本というNPOに 依頼してやっております。町長のおっしゃる町民を交えての仕分けというのは、具体的に何 なのかをお聞きしまして、財政については終わりたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 事業仕分けにつきましては、私もこの横芝光町の財政の100億を超える一般会計の予算規模を縮小したいという考えの中から導入したいということで、選挙の中でも話をさせていただきました。

しかし、6月の議会でも、また先ほどの答弁でもいたしましたように、事業仕分けをする ためには、その前の段階として、その事業が何なのかということの事業評価をきちんとしな くては、本当の意味の事業仕分けというのはできないのではないかと考えており、今、各課 でそれぞれの仕事の事業評価をきちんとするようにということで指示しているところであり ます。その事業評価というものがあった上での事業仕分けと考えています。

また、町民参加の事業仕分けというものにつきましては、仕分け人の中に町民が入るというスタイルもありますし、公開の場で行うということでも町民参加であると考えています。

また、事業仕分けにつきましては、今、森川議員がおっしゃいましたように、構想日本が 主体的となって行っているのが現在の事業仕分けです。この事業仕分けについての考えです が、いろいろなものを調べてみますと、現場からの行政事業の総点検であって、国益を官が 独占する公益国家独占の仕組みを見直し、国民自身が世の中を担っていく公益国民分担の仕 組みをつくっていくものとされております。これが構想日本が挙げている事業仕分けの、ま ず一番目の定義であります。

この事業仕分けにつきましては、このたび民主党が政権をとられてから行っているということでありますけれども、実際は、民主党が国レベルでの事業仕分けというのは初めて行ったわけですけれども、それ以前から行われていたものであります。事業仕分けには、それこそ行政現場や制度に詳しい人、大学教授だとか議員、民間経営者なども入って行っているというのが現実であります。公開のもとで行われることが原則ですが、事業仕分け自体、町民参加ということからも、町民参加が基本となっていると考えています。

また今回、いろいろこの事業仕分けについて3人の議員さんからご質問いただいておりますので、いろいろ調べましたところ、事業仕分けについての提言というのをネットの中で見つけました。事業仕分けが華々しく報道されており、小泉劇場以来のヒット作のように見え

る。これまでの自民党政権下では、何人、国会議員がいてもできなかった事業の評価や選択、無駄の排除が事業仕分けにより一見うまくいっているようにテレビの中では見える。水戸黄門の印籠よろしく、最後には廃止、見直しと一刀両断で、昔の時代劇の結末をほうふつとさせる。ここで考えなければならないのは、功罪入りまじっているという点である。国会議員にはできなかったこと、官僚にもできなかった継続性の断ち切りを行ったことは評価に値する。しかし、この仕分けに財務省関係の事業が入っていないことから、財務省が事業のごく一部の廃止しやすい事業を意図的に上げてやり玉に上げることで国民の批判を誘導していないかとの疑問が生じる。もっともリストづくりは財務省所管の仕事である。国民参加と言われるが、仕分け人自身に直接、間接にかかわらず関係のある事業については発言権がないということと、事業仕分けが事業仕分けコンサルタントともいわれる構想日本しかないということは余り知られていない。比較の対象がないということを言っております。事業仕分けの方法も公平に評価を受け、事業仕分けがされるべきであるということも公開されておる中で、私としましては、やはり基本は構想日本の手法を取り入れなくては判断基準はできないと思いますので、その部分は取り入れたいと思っております。また、その中には町民の皆様にも入っていただきながら行いたいと思っております。

しかし、いきなりこれをするのではなくて、話は戻りますが、事業評価をきちんとした上でやらなくては、本来の効果が発揮されないと考えておりますので、まずは事業評価をしっかりやっているところであります。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) ありがとうございました。

事業評価といいますか、事業仕分けは大変なご労苦があろうかと思いますので、ぜひともこの町に合わせたといいましょうか、皆さんの声をよく聞いてやっていただきたいと思います。千葉市等では、きょうの新聞にもありましたけれども、補助金の見直しの公開ヒアリングというようなことをやっておるようでございます。ぜひともこの財政分析でも指摘されているような、一部事務組合の重複による弊害を除いても、若干、補助団体への見直しも必要であろうかと思います。

続いて、公会計についてであります。

林課長は、もう本当に財政のプロパーでありまして、優秀な課長だと私も認識しております。ぜひとも一致協力して、来年度には情報公開をきちっとされ、やはりちまたで言う夕張市のようなことがないよう、我々議会もきちんとよく調査、精査をさせていただきますけれ

ども、やはり単年度ではどうしても見にくいというものがありますので、連結された決算、 また経年的な決算ということで、よろしくお願いしたいと思います。

続いて、公共交通についてであります。

皆さんご存じだと思いますが、お隣、山武市、10月から社会実験としてデマンド交通システムを含む公共交通のあり方ということで始めたようでございます。このことは平成20年10月から、山武地域公共交通会議というものを立ち上げ、構成委員に、バスやタクシー会社の代表、国交省、そして県からも参加してもらい、地元の方も当然いらっしゃいます。大槻さんという副市長さん、あの方は自治省からお見えになった若い副市長さんであります。地域応援プログラムの中でのこのような計画かと私も推測するところでございますけれども、ぜひとも公共交通については、私もこの間このようなことがありました。私のうちの近くに自転車を引いているご老人のご婦人がおりまして、声をかけましたら、どうも空気がないということで、じゃ、ちょっと空気を入れてみましょうかということで、私が自転車の空気を入れて、パンクではなかったのでそのまま、山崎医院さんに行くということで、「足はいつも自転車ですか」と聞いたところ、バスはちょっと時間が合わないから使いづらいというお話でした。それで、私も今回の通告には、みずからデマンド交通もご提案申し上げたということもありまして、再度といいましょうか、3回目ですけれども提案させていただきました。町長、課長からも検討委員会を発足させるということで期待をしておりますので、住民の方、交通関係の方も交えての、ぜひとも委員会の立ち上げをお願いしたいと思います。

続いて、給食センターに関してであります。

来年春にはすばらしい給食センターで、本当に子供たちは幸せだなと思います。昨年の議員研修で、高崎市、旧吉井町の給食センターを視察に議会のほうで行ってまいりました。その際、私が非常に印象的であったのは、センター長、所長さんのお話を聞いて、地産地消を実施するのは並大抵の苦労ではありませんよと。毎日毎日、早朝から農家の家を訪問してご理解いただいて、そして優先的に提供していただくようお願いして歩いたということを、非常に印象的に私は覚えております。地産地消、地元の食材をという言葉は非常に簡単なのではありますが、現場の所長さんにすれば、できるだけ多くの地元食材ということになると、デスクワークをなさっている皆さんとはまた違うご苦労があろうかと思いますので、課長さん方には、町全員で、町の職員、また町民全員でこれを実施できるようにお願いしたいと思います。

そんな中で、課長からのお答えがありましたけれども、先ほどの団体、5団体でしたか、

4団体、どの程度の確率で可能かどうか、再度お聞かせ願いたいと思います、食材の中の何%程度か、予測だけでも結構です。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) まだ協議のほうが十分進んでおらない状況もございまして、現時 点では何%といった数字をお示しすることはできません。
- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) それでは、それはもう皆さんで、より100に近づけるよう、いろいろ コストの問題もあろうかと思いますので本当に大変だと思います。いろんな残念ながら給食 費の未納問題もありますし、またそこで現下のコストアップをするという考えもあろうかと 思いますけれども、公約に町長がうたって、地元のということでありますので、皆さん、全 員で協力して頑張っていただきたいとお願いを申し上げます。

そして、横芝地区には3つの町立の保育園があります。残念ながら、そこの給食は今現在、横芝の給食センター、かなり老朽化された給食センターからの配食ということで、本当に小さい子供さんに、そのような給食センターから、もともと学校給食センターでありますので、それもちょっとかわいそうかなというような気もするのでありますが、本来、厚労省からの指導ですと、さっき課長、言われたように自園給食が基本であります。特例かと思いますが、特例というのは何回もやっていると特例ではなくなってしまいますので、ぜひとも自園給食を目指されてお願いすると思いますが、その実施の可能性としてはいかがでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) 先ほども申し上げましたが、自園給食が原則でございますが、施 設の改修とか、それには非常な多額な予算が見込まれますので、今の見込みとしては委託の 方向でということで、ことしは考えております。
- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) 確かに予算の絡むことで大変かと思いますけれども、でき得れば、そのような指針にのっとった方向を願いたいと思います。

最後に、まちづくり座談会、まちづくりを語ろう会ですか、現在、町長が3つのテーマを 事前に掲げて話をしようという方向かと思われますけれども、私が数カ所回ったところでは、 余りそのテーマに対して、例えば子育てとか、対象のない地区もあろうかと思います。前町 長時代やっていることと、また参加されているメンバーと、余り変わりがないような気がし て、これは見直しも必要ではないかと思いますけれども、特に、苦情、陳情、要望ですか、 それが非常に多くて、語るというか、そのようなことをお聞きしてしまうというだけの感じがしているわけです。まだまだ12会場で今後ありますけれども、今後、町長はそのようなところをどのように考えられて、変更のお考えがあればお教え願いたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) まちづくりを語ろう会と題しまして、今回、町民の皆様と意見交換する場所を設定させていただきました。3つのテーマを事前に回覧板等で地区に投げかけていただき、そしてそのテーマに沿って行いたいという目標を持って今やっているところであります。

森川議員ご指摘のように、2部構成に考えている中の、テーマを話し合いたい部分と、各地区の意見、要望等を話し合いたい部分という2つに分けて進めさせていただこうと考えている中で、2番目の部分の各地区の意見、要望のほうが多くなってしまっているというのは何カ所かの例では感じているところであります。

ただ、テーマを先に投げかけたことにより、それをもって発言をしてくださる方もおりますので、ことし、私の最大の公約の1つでもあります住民の声を聞くというところは、ことしいっぱいかけまして29会場、やらさせていただきたいと考えております。今は住民の皆様の声を聞く方法の1つとして、このまちづくりを語ろう会をご提示させていただき、皆様方にご協力をいただいているところでありますので、とにかく一生懸命皆様方と意見交換をさせていただきたいと思っております。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) それでは、齊藤町長のイメージといいましょうか、世間では非常にお 人柄がいい、優しいという好評価でありますので、それのみならず、きちっとした行政運営 を期待したいと思います。

最後に、協働、協働と、私も議員になって初めて協働という言葉を、恥ずかしながら知らずに、財政課長に聞いて、「協働って何ですか」と聞いたんですけれども、調べ上げますと、協働というのは阪神・淡路大震災のときに、大変な被害を受けて、住民から盛り上がったといいましょうか、ボトムアップといいましょうか、そのようなことでまちづくりをしよう、行政とともに住民が肩を組んでやろうというのが協働なんですね。私の感じているところは、協働という言葉が余りひとり歩きしまして、協働のまちづくりをしますよ、さあ、皆さん、ご協力してくださいというのは、何かちょっと方向性が違うと思うんですね。行政の執行部が、その執行の過程の中でそのようにお使いになると、いかにもトップダウン的に聞こえて

しまう、それは非常に本来の協働の意味からは、私は違うと思います。

関連しますが自治基本条例、ご存じだと思いますけれども、平成13年、北海道のニセコ町、ここはオーストラリアのスキー客を誘致したり、非常に有名なところで、当時、逢坂さんという、今現在、民主党の衆議院議員の方がいらっしゃいます。その方が全国で初めて制定されたのが自治基本条例の最初と言われ、町のミニ憲法と呼ばれているわけですね。とにかく決まり事に沿ってやろうよということで、さっき町長がおっしゃいましたけれども、ある意味、その議会不要論も出たりとか、さまざまなことがあり、また、県内ではまだ導入しているところはないからということではなくて、やはり率先してやることが今後は重要かと思います。こっちがやっていないから、まだ早いだろう、こっちがやったから、じゃ、そろそろというような雰囲気が、どうも私からは行政運営の中でかいま見えるわけでありまして、やはりリーダーとして率先垂範、きちんとしていただきまして、今後は自治基本条例、そして本来、議会であれば基本条例をつくって、ちょうちょうはっしするというのが私は正しい町のあり方だと思っております。その件に関して、最後に町長、もう一度お答え願いたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 私も就任以来、4カ月という中で、できるものから、とにかくやっていくというスタイルで今行っております。やりたいものをリストアップしまして、それの中ですぐできるもの、また時間のかかるもの、制度上無理なもの、調べてみたところ法律でそれはできないというものがあります。しかし、できるものから進めていかなければ何も前進はしませんので、一歩一歩進めていきたいと考えております。また、議会につきまして、今、森川委員からもお話がありましたが、私は住民の代表であります議員の皆様、そしてそれの組織でありますこの議会というのが非常に大事な存在であります。議会と執行部、これが車の両輪として同じ方向を向いて歩んでいけるようにすることが一番大事ではないかなというふうに思っております。議会の中のことにつきましては、私が申し上げる立場ではございませんので、それは答弁は差し控えさせていただきます。

また、協働につきましても、この4年間のものを今、確認をしているところであり、私としては協働というのは、隣近所のつき合いが大事な、今まで昔のように隣にもつき合いがあるという温かいうち、そして何事をするにも行政から何かをやってくださいというスタイルだけではなく、町民の皆さんの中から、こういうことはできないだろうかというアイデアが出てくるというように持っていきたいと考えており、まちづくり座談会の中でも、そのよう

な話をさせていただいています。

地区へ行った際に出た意見の中で、あそこの掃除、草刈りとかはやってもいいのかなという声が出てきたということは、それも協働の第一歩であろうと思いますし、非常にありがたいことだと感謝いたしております。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) ありがとうございました。

それでは、齊藤町長には、町民から見てわかりやすい、目に映る結果のわかりやすいといいましょうか、見えやすい行政運営を期待をお願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(野村和好君) 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とします。

再開は午前11時10分。

(午前11時00分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◇ 越 川 洋 一 君

○議長(野村和好君) 一般質問を続けます。

越川洋一議員。

[18番議員 越川洋一君登壇]

○18番(越川洋一君) 日本共産党の越川洋一でございます。

通告順に一般質問を行います。

最初に、成田空港増便問題についてであります。

成田空港容量拡大に伴う住民説明会が6月末から7月にかけて町内4カ所で開催されました。私が出席した最後の町民会館における一般住民の参加は六、七人と見られ、この問題に対しての関心の低さを思わされ、先行きに大きな不安が残りました。成田空港の飛行回数20万回から22万回に拡大する、2012年までに27万回実現をテーマに施設の整備計画などを推し進める。四者協議会では事前の説明もなく30万回容量の拡大方針が決定されました。

これに対して隣接する芝山、成田の住民からは大きな反発の声が上がっております。22万

回も体感、検証していないのに、そんなに拙速に30万回への同意を求めるのは、住民の意見、感情を無視するものだというものであります。また、これまで出された意見、要望さえ実現されていないという怒りでもあります。確かに調べてみますと、年間発着回数は2007年度の19万4,000回をピークに、2008年は19万1,000回、2009年は18万7,000回、本年度も新規乗り入れは少なく、日本航空だけでも1万回以上の減便計画が発表されております。住民にとっては、1日にわずか7時間しか航空機騒音に悩まされることのない静かな時間はありません。この枠をさらに拡大してまでも発着枠の拡大を既定のものにしてしまおうという動きでありますが、需要予測が過大なものであることもはっきりしてきております。

このような中で、増便によるコンターの問題、飛行コースや旋回など飛行ルートの変更、同時離発着、飛行回数の変化、空港内の施設整備計画などを含んだ計画が発表されております。とりわけ本町にとっては平行滑走路を供用する飛行機は町の中央を飛ぶことになり、30万回時は、今の2.5倍から3倍の飛行回数になると言われます。これが住民の暮らしと健康に影響を及ぼさないはずはありません。未体験ゾーンのその計画を認めたら、未来永劫、既成の事実になると思います。そうした前提に立って、町がしっかりと住民の側に立って対策を進めることを求めます。

説明会において、30万回への同意はとれたと見るのか、説明会場で出された意見の対応策はどのように整理されているのでしょうか。特に平行滑走路延長の住民に情報をよく知らせて、空港関係者に対しても住民本位の民主的な手続をとるよう求めることが肝要だと考えますけれどもいかがでしょうか、お尋ねいたします。

給食センターの運営についてです。

給食センターの統合は、行政改革大綱、集中改革プランに位置づけられ、来年4月からの 稼働を目指して建設が進められております。横芝学校給食センターは、昭和41年11月の開設 以来43年余、光の学校給食センターは昭和54年4月の開設後30年が経過をいたしました。老 朽化が進み、改築の時期とは思われますが、食育基本法の趣旨や地産地消食育推進計画から 見れば、単独校方式が最も教育にふさわしい施設ですが、町内9校に2,300食を配食するセンター方式で施設建設が進んでおります。平成20年8月には横芝光町地産地消食育推進宣言 を具体化するため、横芝光町地産地消食育推進計画が策定されました。計画策定に携わった 協議会員の一員として、学校給食センターにこの計画が早く具現化されることを望んでおり ます。計画では「楽しく食べる」をキャッチフレーズに、各種団体の取り組むべき事項や目 標分野別の具体的な施策を定めるなどの推進計画を策定し、町民一人一人がみずから食につ いて考える習慣を身につけ、健康の向上につながる栄養的バランスのとれた食生活を実践し、食文化への理解を深めるとともに、自然の恵みや感謝の心をはぐくむことにより、家族のきずなを強めながら、生涯を通じて健全で安心な食生活の実現を目指しますと目的に述べております。地産地消の推進として、学校給食を地産地消の大きな柱と位置づけております。そしてJAグループとの連携、チャレンジテントを発展させた形の地元農産物の供給体制、組織づくりの検討を掲げています。

22年度を計画の目標としてきたわけですが、進捗の状況はどうなっているのでしょうか。 また、横芝学校給食センターの運営の実態、どのように把握しているのかただします。

3つ目に、学校の美化、管理についてであります。

ことしの夏は殊のほか暑く、記録的な残暑が続いております。子供たちは2学期が始まりました。横芝中学校は、昨年の4月から供用が開始されました。立派な校舎が子供たちの健やかな成長への期待と重なって、町民の目が注がれております。敷地面積が旧校舎の2倍以上と広くなったためでしょうか、移転したばかりということもあるんでしょうか、校庭と外周の清掃、美化について、住民から何度も苦情が指摘されてきました。昨年度から教育委員会にも連絡してきましたが改善されてきませんでした。学校側に聞くと、一生懸命取り組んでいるようでありますが、果たして設計が悪かったのか、もともとの今の規模の校庭管理は、職員と生徒任せでは無理なのか、学校の方針に改善の余地があるのか、いずれにいたしましても教育行政に責任を持つ教育委員会の基本的見解を、まず尋ねます。

[18番議員 越川洋一君降壇]

○議長(野村和好君) 越川洋一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。 町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長(齊藤 隆君) 越川洋一議員のご質問にお答えいたします。

なお、給食センターの運営についてと、学校の美化、管理についてのご質問については、 教育課長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、成田空港増便問題についてお答えいたします。

8月臨時議会の冒頭あいさつでもご報告させていただいたように、空港を取り巻く状況は、 前原国土交通大臣の羽田空港の国際ハブ空港化発言以降、さまざまな動きを見せております。 成田空港では、ことしの3月に発着枠が20万回から22万回へと拡大されましたが、既に昨 年12月25日に開催された四者協議会において、発着枠30万回への拡大が示され、この席上で 容量拡大については地域への丁寧な説明を条件に、基本的に了承されていたところであります。

現在、空港周辺の各自治体では、地域住民の理解を得るため、発着枠の拡大に伴う住民説明会を実施しており、当町においても国・県、成田国際空港株式会社から担当職員を招き、まずは6月26日の日曜日に中台地区において、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法、いわゆる騒特法の航空機騒音障害防止特別地区の見直しに伴う線引きについての説明を含めた住民説明会を開催いたしました。その後、7月23日に大総小学校体育館、24日に文化会館、26日に町民会館で発着枠拡大と飛行ルートの一部変更に伴う説明会を開催したところであります。

次に、説明会において30万回の同意はとれたと見るかとのことについてでありますが、各会場での住民説明会では、騒音や落下物に対する心配、飛行ルートや運行時間などについての厳しい意見が数多く出されましたが、一部には「成田空港は地域経済に大きな役割を果たしている。なお一層、発展してもらいたい」などの意見もあり、空港問題については、地域や個人によって考え方に大きな格差があることを改めて認識したところであります。

なお、この説明会では、できるだけ早く住民の皆さんに正しい情報を伝えたいとの思いから実施したもので、ある程度の評価はいただけたものと認識しております。

続いて、説明会場で出された意見の対応策はとのことについてでありますが、説明会を開催した各会場には、国や県、空港会社の専門職員も出席し、住民の皆さんからのご意見、ご要望を細かく伺っておりましたので、出された意見等については真摯に対応してくれるものと思っています。また、町としても意見・要望等の内容をよく精査し、他の空港周辺自治体と足並みをそろえながら、関係機関に要望してまいる所存であります。

次に、飛行コース、ルートの変更など、騒音の変化を知らせて理解を求めることが必要なのではないかとのことについてでありますが、当町は、航空機の2本の飛行コースの直下で、特にBランは町のほぼ中央を南北に飛んでいます。町でもこのBランの年間発着枠が大幅にふえる計画になっていることは大きな課題であると認識しており、飛行コース、ルートの変更などを含め、これらについても広報紙等を活用して住民の皆さんに広くお知らせすることが民主的な手続と考えております。

今後も議会を初め住民の皆様には、機会あるごとに正しい情報の公開を行いながら理解を 求めていくとともに、空港会社には、今まで以上に騒音や落下物の対策強化を強く求めてま いるつもりでおります。 成田空港があることによって、騒音など負の部分も多くありますが、町では毎年、空港会社から多額の交付金を受けており、それらは騒音対策事業費を初め、公共施設の維持管理費や道路改良整備事業費、消防施設整備事業費等の一部に充てられるなど、町財政にとって大きなプラスとなっています。また、空港や空港関連会社に勤務する町民の方は数多く、雇用の面から見ても、成田空港はなくてはならない貴重な存在であると認識しています。

今後も成田国際空港の国際競争力の強化と空港の発展にあわせ、空港周辺9市町が一致協力して空港との共存・共栄を目指してまいりたいと考えておりますので、議員各位にはさらなるご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長(高蝶政道君) それでは、越川洋一議員の給食センターの運営について及び学校 の美化、管理についてのご質問にお答えいたします。

初めに、地産地消の取り組みの方針の具体化はどう進んでいるのかについてでございますが、森川議員の一般質問に対する答弁と重複いたしますが、給食センターで使用する食材につきましては、地元産を優先し、次は近隣で取れたもの、次は県内産といったように優先順位をつけ、地産地消を進めてまいりたいと考えております。

地元産の農産物生産情報につきましては、JA山武郡市、JAちばみどり、丸朝園芸、房総食料センターから提供を受けるとともに、現在、学校給食センターで使用している野菜類の購入状況に基づいた使用品目の整理を行っております。

食材の調達につきましては、これらの団体のご協力をいただけるものと考えておりますが、 地場農産物を学校給食で用いるためには、あらかじめ決まった量を決まった時期に安定的に 納入できる体制が必要となります。また、学校給食で使用する食材は、多品目で使用数量も 一定ではないため、品目の割り振りや供給量の調整が必要となりますので、その方法につい て検討してまいりたいと考えております。

次に、横芝給食センターの運営の実態をどのように把握しているのかについてでございますが、横芝学校給食センターでは、現在、所長1名、事務職1名、県栄養士1名、町調理員4名、委託調理員5名、合計12名体制で給食業務の運営に当たっております。調理業務につきましては、午前中に小・中学校及び町立保育所分を合わせ1,340食の給食調理作業を行い、

午後は各学校から回収された食器、食缶の洗浄作業及び翌日の準備等を行っております。

現在、調理業務の一部を業者委託しており、町調理員、委託調理員が混在する中で、指揮命令系統は二本立てとなっておりますが、県栄養士が中心となり、日々の調理作業、衛生管理について、毎日ミーティングを行い、意思統一を図っております。

来年4月に新しい学校給食センターが供用開始となりますが、引き続き安心・安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校の美化、管理についてのご質問の中学校の校庭の美化、管理についてでございますが、生徒活動の日課の中に、清掃活動の時間として、光中20分間、横芝中15分間を設けるとともに、各学期の終わりには大掃除の時間として50分間を設け、美化活動に取り組んでおります。また、長期休業中の花壇等の草花の管理については、生徒日直や職員日直で対応しております。

なお、それだけでは対応し切れない部分につきましては、PTA活動としての奉仕作業を 実施し、美化活動に努めております。このほか職員による除草作業についても時間を見つけ ては取り組んでいるところでございます。

授業時数の確保のため、美化活動のための時間を十分に確保できない状況でございますが、 今後とも生徒と職員が中心となり、保護者や地域の方々のご協力をいただきながら、美化活動に取り組んでまいりたいと考えております。

[教育課長 高蝶政道君降增]

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 空港問題について再質問でございますが、町長の答弁では、これまでの経過の中で30万回は基本的に了承された。しかし、説明会会場の結果としては、同意はされたとは見ていないというふうに私は聞いたわけですけれども、当町の場合に、一番空港の被害を受けているのは中台地区なんですね。ここの代表の方が、この説明会場では、地域経済の発展のためには30万回の容量拡大が必要であることは理解できるが、中台地区においては航空機騒音の直接の被害を受けているわけであり、すぐに30万回の容量拡大を容認するわけにはいかない。まずは地区から提出されている要望事項を真摯に受けとめていただき、できる限り対応してもらいたいと、このように述べておるんですね。これがやはり被害を受けている多くの方々の基本的な立場だというふうに思います。

各会場ともこの増便に対しての疑問、質問が出されて、その内容も見させていただきましたけれども、同意したとは言えないと私も思います。

そこで、町としてのこの時点での空港への要望、住民への対策というのは、どのように整理されているのか、まず尋ねます。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 4会場で行いました住民説明会、これにつきましては、国の航空局、管制官の方にも来ていただきました。また、千葉県からも来ていただき、国・県の考え方というのも示していただいたところであります。町としましては、この空港があることにより、住民の方から言われた言葉でありますが、空港がある以上、騒音とはつき合っていかなくてはいけない。ただし、その騒音について我慢しているわけであるので、それ相応のものを空港会社のほうから出してほしいという声もいただきました。それが今、越川洋一議員がお話しいただいたことだと思っております。

町としましても、一番関係の深いのは空港会社でありまして、空港会社に対しましては、 既に私だけでも4回は担当の専務、部長に直接この出た意見というのを、騒音や落下物に対 する心配を、とにかく解消してほしい。騒音については、飛行機が飛ぶ限りゼロということ はないというのは、それは地域の住民の方々も共通して言ってくださっていたことでありま すが、騒音に対する対策というのをしっかりしてほしいということを、さらに申し入れてお ります。

町としましても、2本の滑走路、Aラン、Bランの飛行コースの直下にありますので、空港と緊密に連携をとりながら、わかった情報については皆様方にお知らせしようということで考えています。

先日の空港会社から第一報が入った情報につきましても、議員の皆様方にまずお知らせしようということで、議員の全員協議会の中で最後につけ加えさせていただいたり、事あるごとに情報の提供をさせていただこうと考えております。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 住民の意向、意見を空港会社に届けるというのが非常に重要なんですが、やはりその時点時点において、町としての対策の要求、具体的に整理したものを文書できちんと届けるというのが大事ではないのかと思うんですけれども、いかがですか。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) このような会合で出た要望も、すべて文書で町民からの要望として、 空港会社に提出をさせていただいているところでございます。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 先ほども言いましたけれども、平行滑走路の供用が30万回ということで激しくなれば、2倍半から3倍の飛行回数になるということで、これが非常に大きく住民に影響するわけですけれども、今度の30万回への議会に対しては説明があった飛行回数、空域の処理能力の向上などの点、それから騒音が変化する点、これらを住民にきちんと知らせるという、この手続が改めて必要ではないのかなと思っていますけれども、その点ではいかがですか。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 越川議員、おっしゃるとおりだと思いますので、そのために今回、このような住民説明会を開催させていただきました。さかのぼりますと、B滑走路、当時、暫定滑走路が供用開始になる前、また20万回が22万回へとなる前には、住民への説明会というのがされておらなかったわけですが、私としましては、このような大事なことでありますので、議会への報告とともに住民への周知説明が必要であろうと思いまして、国・県に来てもらって説明会を行ったところでございます。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 説明会を持ってくれたのはよかったというふうに思うんですけれども、その会場にやはり町民会館の場合には、住民が五、六人しか来なかったということで、その変化の中身がわからないわけですよね、知らされていない、知られていないという状況の中で、やはり地域の主人公は住民ですから、この住民本位の観点から、今後、住民にどういうように知らせるか。先ほども広報するということがありましたけれども、これは非常に重要な点だということで思います。具体的に、いつごろ、どういうふうにするのか、聞いておきたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 本当に住民の皆様に知っていただきたいということで、この4回の説明会を開催させていただきました。開催前には、広報、回覧板等でこの説明会がありますということを広報、回覧板、それから防災行政無線も使いまして、とにかくたくさんの方に来ていただこうと思いまして周知をしてまいりました。結果、地区によりまして人数の多いところ、少ないところというのがあったのは、それが騒音に関する認識の差もあるのかなというふうに、国のほうでも地区でなぜこんなに違うんだろうかということは、国の官制をつかさどっている担当官の方も疑問とされていたところであります。

また、その件につきましても、これからまた広報の中でも知らせていくことをしていきたいと考えております。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 時間の関係もありますので、次に進みます。

地産地消の取り組みですが、森川議員もこの点、取り上げておりますけれども、地産地消の食育推進計画では、地場産の学校給食食材供給体制の確立として、本年度22年度に検討会の設置というのが目標になっておりますけれども、これは今、どういうふうに進んでいるんでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) それでは、越川洋一議員のご質問にお答えを申し上げます。 現在、5月に4団体、JA2団体、房総食料センター並びに丸朝園芸にお集まりいただきまして、町の新給食センターへの食材の提供ということで協力依頼をいたしました。その後、産業課並びに給食センターで打ち合わせをしております。その際に、4関係団体にどのような作物が品目がつくられているのか、年間を通してどのくらいあるのかという調査をさせていただきました。その後、9月の初めに給食センターと産業振興課で4団体のほうに再度、今後の食材の提供等について協議を行っております。今後も引き続き、来年の3月の給食センターの完成に伴います、それまでにはそういう体制をつくっていきたいと考えております。以上です。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) それが3月までにどこまで間に合うか、やはり新しい給食センターで最初から地産地消という形でできないのではないのかなと、そう思うんですけれども、どうなんでしょうか。
- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) これらにつきましては、ただいま教育課長が森川議員並びに 越川議員のご質問の答弁の中で、今後、鋭意検討していくということでございますので、全 部が全部、地場産品を100%ということにはなりませんでしょうけれども、できるものから、 そういうものについて体制をつくっていきたいと、こういうふうに考えております。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 現在、光と横芝の2つの給食センターにおける食材の町内産の割合は、米が99%、野菜が6.35%、肉類は25.31%、牛乳が0.60%という金額ベースになってい

るわけですね。野菜と肉類の割合をどう高めるのか、供給体制をどうつくるのか、生産されているものを買い集めるだけでなくて、やはり地産地消で地域の産業振興につなげるとすれば、給食食材として、今、生産されていないものも含めてつくってもらうと。いわゆる計画生産の組織化というのが大変だけれども必要だと思う。生産者農家の理解と協力の体制、これをつくる必要があると。もう片一方では、わずか2時間半の調理時間と前日の下処理時間を使って、その範囲での調理の体制、地産地消に合致した調理の体制、これはどうなるのかということですから、その両面での研究・検討というのは非常に重要な観点だと思いますが、どう進んでいるのか伺います。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) お米に関しましては、かなりの割合で地元産の食材が使われているところであります。しかし、野菜につきましては、非常に今パーセンテージが低い。これの大きな要因の1つとしましては、横芝給食センターでの調理の仕方にもあると思います。現在の横芝給食センターは、カット野菜を購入しまして、それを調理、味つけしているという現実があります。それがこの来年の4月からの新しい給食センターでは、今の光給食センターと同様に、野菜の下処理から自前でできるような給食センターになっております。それだけでも、まず地元の食材を有効に利用できるようになると考えています。

また、今4団体に協力はお願いしておるわけでありますが、なかなか一つの組織としてなっていない中で難しい面があるのもわかってまいりました。このように各団体にご協議をいただいてきたおかげで問題点もわかってきたところであります。その課題、問題点の整理というものを今行っているところでありますが、どの団体が納入をするか、それから納入の単価についてはどうなのかという点もあります。納入の単価につきましては、地元産の野菜を使うということで、現在、市場から購入している野菜よりも安く手に入るのではないかと考えておったわけですが、案外、比較をしてみますと、地元産の野菜のほうが全国的なレベルが高く、取引単価が高い、また同じ品目でありましても、遠くから来る野菜のほうが安かったりというものもあります。その中で給食の食材分は保護者から賄い材料代としていただくわけでありますので、そのコストも検討しなければいけないんだなということも課題としてわかってまいりました。とにかくこのように協議を始めてきたおかげでわかってきた課題があります。これをどうにか整理をしたいと考えております。

また視察にも行きました。先ほどの森川議員の質問にもありましたように、高崎市吉井給 食センターのように、1つの道の駅という組織が、全部そこが窓口になってくれているとい うものと、この横芝光町の現状は違いますので、いいところは取り入れながら課題を整理していきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) センター方式という限定された中での地産地消の体制ですから、産業立町、教育立町にふさわしい新しい教育を、これは何としてもつくっていかなければならないというふうに思います。給食センターの運営の実態についてですけれども、私も大変驚いています。横芝の学校給食センターは、栄養士と調理員5人、それから委託職員4人で1,340食つくっているわけですね。職場の実態を聞いてみましたら、職員の社員に対する対応が悪いというか程度が低過ぎるという、啞然としています。職員の言うことを聞けなかったら首にできるんだからとか、とっとと帰らないとかっくらすよと暴言は数え切れない。月700円のお茶菓子代を払っているのにお茶はなしと言われたとか、就業時間は4時45分までなのにさっさと帰ると。仕事が残っているときは残業しろと、こういう契約に反する行為、まさに無法無権利状態、少しでも意見を述べると言動で返ってくる、怖いというふうな職場の実態をご存じですか。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) ただいま越川洋一議員のお話のような実態については承知をしておりません。ただ、町の調理員と委託の調理員の間でうまくいっていないというような報告は受けております。すべてではございませんが、双方に誤解が原因と思われるようなトラブルもあったようでございまして、その辺のところでうまくいっていないというようなことがあるのではないかというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 所長に、そういう実態を報告させていないんですか。課長としては 決裁をしているのに、そういう中身を承知していないんですか。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) そういったトラブルについての報告は、実際のところは受けておらないのが現状でございます。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) もっとひどいんです。コンテナの中のバットを見ては、お持ち帰り

のおかず、これしかないのと。毎日のように持ち帰りのおかずの心配をしているというんですよ。これは大変なこと、給食に問題がある中で、これは犯罪ではないですかね。給食という教育の一環に携わっている職員の倫理、公務員の資質がもう大問題だというふうに思いますけれども、この点に対して調査、対策を、そして、きちっとしたけじめをつけるべきではないですか。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) 横芝給食センターにおいて、過去にそういう食品の持ち帰りが行われておりました。現在はそのような行為は行われておりません。

それで、持ち帰りが行われていました職員につきましては、例えば揚げ物ですとか焼き物などでございまして、調理中に破損する場合もあるということで、これを見込んであらかじめ業者側がサービスとして注文より多く納品されていたものでございます。それで、調理時に破損がなかった場合、あるいは学校のほうで不足が生じなかった場合におきましては、本来は廃棄すべきものでございますが、これを調理員が分けて持ち帰っていたということでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 知っているじゃないですか。通告したから、調べてわかったんですか。いずれ給食費の未納問題が大変な問題になっているときに、子供たちが出す給食費でつくった給食の一部が持ち帰られるなんて考えられない事態が起こっていると。町長、あなたはこれをどう思いますか、知っておりましたか。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 持ち帰りにつきましては報告をいただきました。昨年度まで、そのような事実があったということであり、いつまでやっていたのかということも調べさせましたが、もう既にことしの4月からは、そういうことは一切させていないということで、現在はそのようなことはないように聞いております。

また、給食というのは、あくまでも児童・生徒、子供たちのために調理しているものでありますので、きちんと調理をするようにということで指示したところであります。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) けじめをつける必要があるでしょう、これは。教育長、いかがですか。

- ○議長(野村和好君) 教育長。
- ○教育長(井上 哲君) 私も6月に就任して、引き継ぎ事項の中に、ことしの3月までですか、そういったことがあったということで引き継ぎました。実際に年度がかわって、4月からは行われていないということですので、厳重注意ということで口頭で注意をいたしました。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) それでは甘過ぎませんかね。
- ○議長(野村和好君) 教育長。
- ○教育長(井上 哲君) いろいろな過程があって、今までここ何年かのことではなく、給食 センターがもう40年ですか、なりますけれども、開設当初から行われていたようです。そう いったことで、そのときの調理員さんが、今も実際に調理をしているということではござい ませんので、今の調理員さんも重々反省をいたしておりますので、私は口頭厳重注意でいい と思います。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) ずっと続いてやられていたなんて今初めて聞いたけれども、なおさらひどくて、こんなのではきちっとけじめなどつけないとおさまらないと思うんです。よく検討してください。

時間が進みますので次に行きますけれども、6月定例会の一般質問で、「業務委託は臨時職員の不安定な雇用の解消、経費節減のため必要で違法派遣でなく適正だ」と総務課長が答えております。しかし、派遣と請負の違いというのは、労働者への指揮命令が、請負は自分の使用者から、派遣は発注者から直接されると。給食現場で職員の指示で業務をすれば、これは偽装請負になるわけですよね。これは偽装請負というのは違法派遣です。なぜ派遣契約でなく請負契約にするかといえば、労働者派遣法が適用になって、派遣先に労働基準法や労災など労働安全衛生法を遵守する義務が生じます。請負契約であるかのように偽装することで、労働者に対する使用者としての義務を逃れ、負担もしないことをねらっているわけです。給食現場の実態は偽装請負と、こういうふうにそういう委託社員と職員の直接現場の状況から考えて理解できませんか。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) 給食の調理業務につきましては、現在、それぞれのセンターに受 託業者の調理員で実務経験2年以上のリーダーを1名ずつ配置をいたしまして、受託業者か らの指導の一本化を図っているところでございまして、ただ、実際に経験の浅い調理員につ

きましては、経験不足ということで指導が的確に伝わらない場合もございまして、時間に余裕がないときですと、町の調理員が受託業者の調理員に教育的な指導をすることがあったようでございます。今後は調理業務内容の理解度を上げるための方法等を受託業者と検討いたしまして、早急に改善を図ってまいりたいと考えております。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 全国的に官から民へということで、民間委託の方向がぐっと出ている中で、給食現場のこれは全国的に問題になっているところなんです。ですから、ここでの実態もきめ細かく調査をして、それが違法派遣ではないかどうか研究してください、いいですね。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) じゃ、その辺のところも研究してまいりたいと考えております。 以上です。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) まずいと思えば、すぐ改善してください。社会的公正と法令遵守が求められる公務職場ですよね。これは行政改革だとか財政危機の押しつけがあろうとも、みずから違法不当な雇用は許されないというふうに思うんですよ。住民福祉の増進を基本とする自治体が、劣悪な労働条件と不安定な雇用形態で非正規労働者、幾ら働いても貧困から抜け出せないワーキングプアを生み出すことにつながる、そういう雇用をしてはならないというふうに思うんですよ。時間850円で月10万にもならないということと低賃金、無権利状態でしょう、町長、どう思いますか。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) さまざまな雇用の形態がある中、雇用の働き方も、働く側の選択というものも出てまいります。役場と行政としましては、法令遵守の立場でそのような方々へもきちんと対応してまいりたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 研究して、違法などという範疇まで踏み込んだというのがどういう ことなのか、まずければすぐ改善するということが重要だということを申し添えておきます。 納得しているようですから、次へ行きます。

学校の管理の問題ですが、私が言うまでもなく、子供たちは地域と未来のかけがえのない 宝であります。快適な環境で学んで成長してほしいと。食育、知育、体育、社会的な市民道 徳をきちんと身につけてほしいと、そういうのは町民みんなの願いです。校庭や教室の清掃、 美化、昔の自分たちの経験を振り返っても、生きた教育できれいにする努力は、言葉で言う よりもやはり実践で示すという、実行するということが重要だというふうに思います。

ですから、学校の責任範囲とばかりしないで、広い校庭を与えられた学校側の意見を聞くと、生徒も先生も少なくなってきている中で、横芝中の場合には、旧校の倍以上の敷地面積、ですから、できるところとできない部分、学校でできる、先生と生徒でできる部分とできない部分、初めてPTAの協力をこの間、いただいたそうですけれども、そのすみ分けを教育委員会も心配すると。行政責任を持ち切るという観点で、改めて点検して援助もすると、そこまで教育委員会の守備範囲があると思うんですよ。でないと改善されない、住民の指摘は続きます。この点について教育長。

- ○議長(野村和好君) 教育長。
- ○教育長(井上 哲君) その点につきましても、横芝中学校の教頭に話してあります。もし、学校のほうでできない部分、こういったところはできる、だけれども、こういったところはできないということがあれば、後で委員会のほうに提出してくださいということで言ってあります。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 4月から供用されたんだけれども、初めてというか、そうですよね、ああいう大きい敷地面積を持った校庭の美化をどうするかというのは、初めての経験だというふうに思うんですね。ですから戸惑いもあったのではないかというふうに思います。光中でやっている一部管理、植え込みの管理は業者委託しているんですね。こういうのも含めて学校へ任せっ放しではなくて、点検上も必要ではないかというふうに思うんですが、いかがですか。
- ○議長(野村和好君) 教育長。
- ○教育長(井上 哲君) 光中の場合ですけれども、植木の管理すべてではなく、剪定のみということなんです。横芝中の場合にも、剪定について業者にお願いしたいと思っております。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) お願いしたいね、この際、校庭の美化の水準、管理基準をつくって はどうかと。あるいはまた町内の小・中学校9校の美化の点での点検、援助、指導も必要で はないのかなと思います。その点いかがですか。
- ○議長(野村和好君) 教育長。

- ○教育長(井上 哲君) 貴重なご意見、いただきましたので、検討させていただきます。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 横芝中学校に関してもう一つの問題ですけれども、正門前の4本の植え込みが、いつの間にかタイルになっていると。なぜ、これはいつ工事をしたのか、まず尋ねます。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) 正門前の工事につきましては、平成21年の……

「「聞こえないって」と言う人あり〕

○教育課長(高蝶政道君) 失礼しました。

[「マイクの操作をもう少しよく工夫しろ」と言う人あり]

- ○教育課長(高蝶政道君) 申しわけございません。平成22年3月に工事を実施しております。 [「なぜ」と言う人あり]
- ○教育課長(高蝶政道君) 横芝中学校正門前の植樹 4 本につきましては、平成21年9月ごろから枯れ始めまして、同年の10月3日に2 本を植えかえたところでございます。それからさらに同年の10月17日に1 本、同年10月31日に1 本植えかえまして、4 本すべてを植えかえたところでございます。その後、植えかえました樹木のうちの2 本が枯れましたので、同年11月28日にさらに2 本を植えかえ、合計で6 本の植えかえを行ったところでございます。校庭内には根づいた樹木もございまして、樹木すべてが枯れたわけではなく、正門前の樹木が枯れた原因は、植樹場所の水位が高く根腐れを起こしたためということでございます。

それで、正門前の植樹場所につきましては、想定以上に水位が高く根腐れを起こして根づかないということで町が判断し、本年3月、ツリーサークル部分の舗装工事を実施したところでございます。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 太さが20センチ余りあったんですが、シラカシ4本を植えかえて、さらにまた枯れたので、植えてあったのが枯れたので植えかえて、また枯れたと。ちょっと信じがたいような話なんですよ。私が学校へ行った2月1日に1本だけ残っていたんですね。そういう排水の悪い地盤のところに、地盤悪いまま植えかえるはずないと思うんですよね。枯れ保障が2年間ついているわけでしょう、その木はどこに植えたんですか。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。

○教育課長(高蝶政道君) 外構工事につきましては中学校の建設工事とあわせて行ったものでございます。それで、枯れ保障につきましては、瑕疵担保責任ということでは2年というふうに契約上はうたわれておりますが、実際に地盤が悪くて根づかないということで、業者側の瑕疵があるというふうには認識をしておりません。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 1年というけれども、古谷・青柳の建設共同体と町との契約書によれば、瑕疵担保は2年とはっきりなっているんだよね。重要なものについては10年。ですから、この契約書に沿ってやるべきが当たり前ではないですか。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) ただいまも申し上げましたとおり、樹木場所の水位が予想以上に 想定以上に高いということで根づかないということでございまして、これについては業者側 の瑕疵ではないというふうに認識をいたしております。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 枯れ保障が2年間ついてある木は、どこに今、植えてあるの。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) その1本につきまして、2月の時点でどのような状態で残っていたのか、ちょっと今現在で確認がとれませんので、そのツリーサークルの部分をブロックでふさいだときに、どのような工事で行ったのか、後ほど確認をいたしたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 確認したら報告してくれるんですね。校長さんに聞きますと、1年もたたないうちに風で横になったということなんだけれども、植えかえたというふうな記憶がないというふうに言うんですよ。あんな大きいシラカシが、そんな簡単に短い間に植えかえなければならないというのは、ちょっと不自然だと思うし、その補助事業でやった、そのカシの木が、今どこへ行ったのかと、あって当然なわけではないですか。国の補助対象事業、起債事業の対象ですよね。こういうことで協議しないで設計変更というのはまずいではないですか。設計施工図を学校も町も認めて検査も受けたと。検査を受けて1年もたたないうちに施工図が、形状がむやみに変えられるという、こういうことがあっていいんですか。
- ○議長(野村和好君) 町長。

- ○町長(齊藤 隆君) 枯れたものについて、どのように植えかえたかということにつきましては、先ほどご答弁しておるところでありますが、今、越川議員から言われたこともあわせまして、先ほど1本残っていたはずという確認とあわせまして確認をして、後ほどご報告をさせていただきたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 確認するなら、これもしてくださいよ。国の補助事業でやったのが、 こんなに簡単に形状をむやみに変えられていいのかということですよ。

もう一つ、正門のわきのテニスコートの部分、あそこの部分がいつの間にかコンクリート 化されているんですよね。あれも当初の施工図と違うわけですよ。町長はたしかPTAの顧 間であった、そのときにね。結構意見も設計に反映されているのではないですか、どうです か。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 昨年度まで、確かにPTAの顧問ということで、いろいろな話し合いの中には参加させていただきました。しかし、PTAとして考えたことなど、ほとんどというか、こういうものに関しましては、なかなか採用はされていなかったと思います。いい1つの例ですけれども、環境教育の一環として、屋根に太陽光発電をつけたらどうかという意見もPTAの中から出ましたけれども、それも削除されました。また、外構の関係で、これに関係するものもありますけれども、周辺、土を新たに動かすこともあり、のり面施工ではなくて、コンクリートできちんとやってもらいたいと。どうしても道路と校庭の高さ、高低差ができるということであったので、その部分ののり面の維持管理などをPTAとしてもできないだろうということで、そういうものはコンクリートで柵渠でやるような、そういうスタイルのほうがいいという要望も出しましたけれども却下されました。これにつきましては調べます。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) テニスコートのわきのコンクリート化というのは、竣工して1年もたたないうちにコンクリートにしたんですね。これが問題でないのかというのと、あそこに植えてあったツツジはどこへやったんですか。あれも枯れ保障がついているわけですよね。どこかに植えかえしてあるんですか。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) 植えかえをしているわけではございません。撤去をしております。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 撤去してどこへやったのよ、そんないいかげんなことを認めるの、 あれは貴重な税金でつくった、買ったものでしょう。業者にどこかへやらせたの。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) 結局、立ち枯れてしまったということで、移しかえをしたという ことではなくて処分をしたということでございます。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 瑕疵の責任範囲は2年です。ことしの夏の大変な暑さで水かけ、水枯れ対策、これも学校も一定にやっているようですけれども、水かけの状況がないためにできないということも言っていました。ところが、業者に責任があるわけですよね、2年ですから。ことしの夏、やっていないと思うんですけれども、そういう指導をされてこなかったんですよね。

それから時間がありませんから、国・県の補助事業がこんなでいいのかと、そのことをよ く調べて回答してください。どうですか。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) その点につきましては、調べましてご報告させていただきたいと 思います。

以上です。

○議長(野村和好君) 以上で越川洋一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とします。

再開は午後1時ちょうど。

(午後 0時10分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 山 﨑 貞 一 君

○議長(野村和好君) 一般質問を続けます。

山﨑貞一議員。

〔10番議員 山﨑貞一君登壇〕

○10番(山﨑貞一君) 登壇による一般質問をさせていただきます。

最初に、まちづくり構想のスタンスについて。

平成12年4月1日、地方分権一括法が施行され10年が経過いたしました。それは地方公共団体の自主性、自立性を高める個性豊かで活力ある地域社会の実現を図り、21世紀の新しい時代にふさわしい基本的な行政システムを構築しようとするものでありました。昨年9月に発足した民主党政権のもとにおいて、地域主権国家への明治以来の中央集権体質から脱却し、地域の住民一人一人がみずから考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う地方主権へとこの国のあり方を大きく転換していく基本方針を、平成21年9月16日に閣議決定し発表いたしました。そして平成22年6月22日、地域主権戦略大綱が閣議決定されました。この大綱は、日本国憲法の理念のもとに、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革であると位置づけられております。

そしてまた国と地方が対等な立場で対話していける新たなパートナーシップの関係を踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が共同して補完性の原則に基づき、住民の 身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本としております。

こういった改革のベースには、地域に住む住民の皆様に、みずからの暮らす町や村の将来 に対する責任を持った住民主体の自治を行うという新しい発想です。この改革を総合的に推 進するため、今後おおむね2年から3年を見据えた方針を明らかにして、平成24年夏を目途 に地方主権推進大綱を策定することとなっております。

このようなことから、今後は職員の皆さんの行政的知識の向上とあわせて、高い行政システム構築による高度な自治レベルが要求されてくると考えられます。また、地方の時代というよりも、地方自治の時代の変革的転換の到来ではないでしょうか。

今ここに基礎的自治体のまちづくり政策について、住民主権の原則に基づき、行政執行部 と住民が、情報の共有化により主体的、発展的、一体的に取り組んだ地域自治を推進してい くことが求められております。

また、このような国と地方の対等な関係や、役割分担にかかわる補完性の原則による変革の中で、今後は地域主権に基づくまちづくりのあり方が問われていくことと思いますが、そこで齊藤町長の横芝光町を思う郷土愛に満ちた政策実現への具体的な政策並びに将来的な構想のまちづくりについてお伺いをいたします。

1点目として、最初に、齊藤町長の「すべては町民のために」のまちづくりの基本理念に

ついて伺います。

次に、まちづくりの公約5つの柱の実現について。

齊藤町長は、この4年間、公約実現に向けて全力を挙げて町政運営に取り組むという強い 決意表明をされております。質問については、選挙公約やさきの定例会における答弁書に沿った質問が中心となりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まちづくりの公約、5つの柱の実現について質問をいたします。

1つ目、借金に頼らない町財政の健全化の推進についてであります。町長が述べられております町財政の健全化をあげて当選していただいたので、町民参加の事業仕分けや町民との協働化の推進により、恒久的、抜本的な財政の健全化を図りたいというような意向ですが、そこで町民参加の事業仕分けや町民との協働化の推進により財政の健全化を図りたいと、こう申されております。先ほどの森川議員の質問と重なりますが、具体的に、さらにどのような方策なのか伺いたいと思います。そして4年間の行程表がありましたらお示しをしていただきたいというふうに思います。

2つ目、住民と行政一体型の産業振興について。地域振興については地産地消の具体的政策を中心に町民主導のまちおこしへの助成を行い、町民と行政一体型の産業振興を目指しますと公約を掲げております。町民主導のまちおこしへの助成とは、どういったものなのか。また、町民と行政一体型の産業振興とは、どのような方策なのか伺います。

3つ目、未来を担う子供たちの育成支援についてであります。親や子供たちが将来へ希望を持てるまちづくり、子供たちのための横芝光町を目指します。学びたい子供たちへの町独自の奨学金制度を創設し、格差のない教育体制をつくりますとのことですが、将来へ希望を持てるまちづくり構想とはどういったものなのか。また奨学金制度については、横芝光町条例では制度化されておりますが、どのようなものを新たに創設し制度化するのか伺います。

4つ目、町民参加のまちづくりと女性意見の登用について。すべての年齢層を対象とした 資格取得支援事業とはどういった事業なのか。シングルマザー、シングルファザーの自立支 援の方策はどのようなものなのか伺います。

5つ目、安心して住める町づくり。「敬老の町 横芝光町の創設」とありますが、どのようなものなのか、その方策を伺います。町民の安全を守る新しい防犯・防災体制の方策とはどういったものなのか、以上について伺います。

次に、自治体間競争に勝ち抜くための方策について。

町長直属の (仮称) 町づくり開発局の創設について。

合併前の光町においては、海老川沼高級住宅地開発構想、あるいは(仮称)光インターチェンジ周辺及び海老川沼周辺開発事業計画構想などがありました。これはすべてコンサルタント会社に委託して作成したもので、これに基づき町当局、議会や住民代表が協議をしてまいりましたが計画構想に終わってしまいました。これはまさに絵にかいたもちというほかはありません。このような反省を踏まえ、コンサルタント会社に任せるのではなく、自分たちの住み育った町の伝統、文化、産業、環境など、すべてのことを知り尽くしている町民みずからが立案作成し、具現化することが真のまちづくりのための町民と行政との連携と一体感の酸成に結びつけるものとなり、自治体間競争に勝ち抜くための方策づくりが非常に重要になってくると考えます。こういったことから横芝光町、齊藤町長のもとにおいて総合的にどういったまちづくりを推進していくのか明確なビジョンを提示し、これにこたえるための町民直属の(仮称)町づくり開発局の創設を提案したいと思いますが、ご所見を伺いたいと思います。

次に、6次産業推進計画構想についてであります。農業の総合産業化として、農業作物の生産、加工、販売、いわゆる1次産業掛ける2次産業掛ける3次産業で6次産業と言われております。今、国においては6次産業の補助金支援の制度化がされております。横芝光町では既に6次産業として北清水の里のみそまんじゅう、個人でありますがみそづくり、手巻きずしなど、小さな規模とはいえ6次産業化がなされております。当町は農業を基盤産業と位置づけておりますので、その産業振興策として6次産業の推進が非常に重要であると考えます。そして農業を取り巻く環境は非常に厳しいものになっており、農業就業者の高齢化問題、後継者不足の問題、農業の収益性の問題など、さまざまな問題があります。さらに、昨今では日本の経済的状況のもとで働く場が少ない、職場の固定化を好まない等、働く環境や価値感の違いによって非正規労働者や派遣労働者、フリーターなどが多くなっております。当町においては、農業の振興策とあわせて町民の就業の場づくりの受け皿にもなりますので、産業振興策としての6次産業推進計画を策定し、国の補助制度を活用した農業の活性化の振興策に向けた取り組みが急務であると思います。お考えをお伺いいたします。

次に、ふえ続ける児童虐待問題についてであります。

平成12年、児童虐待防止法が制定され、ことしで10年になります。この法律は、まず通告 義務や立ち入り調査による警察との連携や、親の面会や通信の制限についてなどを規定し、 児童虐待の定義を行いました。そして平成16年に法改正された市町村の児童虐待の相談の一 時的な窓口と位置づけされ、児童相談所と市町村の二重行政となり、児童相談所は困難なケ 一スの対応と市町村の後方支援の役割と規定されました。さらに、平成20年の児童虐待防止 法改正は、保護のしやすさを前面に出して、親の出頭要求や臨検・捜査などの児童相談所の 権限強化などが図られました。しかしながら、平成15年7月から平成21年3月まで、児童虐 待で死亡した事件は312件でありました。ことしに入ってからもふえ続け、1月、東京都江 戸川区で岡本海渡君7歳が、両親の暴行を受け死亡した事件、3月に奈良県桜井市で吉田智 樹ちゃん5歳が、十分な食事を与えられず餓死した事件、そして7月30日、大阪市西区のマンションで下村桜子ちゃん3歳と楓ちゃん1歳が居室に置き去りにされ、食べ物のないまま 亡くなった事件など、人間社会ではあってはならない残虐きわまりない事件が発生しております。非常に残念であります。

そこで、児童虐待問題の現状の方策について伺います。

東上総児童相談所及び横芝光町における過去4年間の児童虐待発生件数並びに実態について。

次に、児童虐待の要因分析と未然防止策について。

4項目の中の2項目、身体的虐待及びネグレクトについて、どう要因分析して、未然防止 策をどのように考えているか伺います。

また、当町における関係機関と地域住民の連携による予防的支援及び対策について。

関係機関と地域住民の連携による予防的支援及び対策の現状はどのようになっているのか 伺います。

また、要保護児童対策地区協議会の運営の今後の方策について伺います。

さらに、職員の研修とマニュアルによる周知徹底と取り組みの現状について伺います。 以上、登壇による質問とさせていただきます。

[10番議員 山﨑貞一君降壇]

○議長(野村和好君) 山﨑貞一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。 町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長(齊藤 隆君) 山﨑貞一議員のご質問にお答えいたします。

なお、いただきました通告に従い、ご答弁申し上げますが、ふえ続ける児童虐待問題についてのご質問については、福祉課長から答弁させますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、まちづくり構想のスタンスについてお答えいたします。

初めに、まちづくりの基本理念についてでありますが、財政問題や少子・高齢化社会に伴

う社会経済情勢が一層厳しさを増す中、地方分権の進展により、地方自治体に求められる役割はますます重要になってきております。

こうした中、横芝光町は、多くの町民の皆様が期待を抱きながら合併しました。しかしながら、合併から4年を経過し、多くの問題や課題が山積しているという現状を目の当たりにしたとき、このままでは自分が生まれ育ったふるさと横芝光町が将来に希望を持てない町になってしまわないかという危機感を感じました。

私は、平成15年に横芝町議会議員に当選させていただき、以来、多くの皆様の意見や要望に耳を傾け、住民の代弁者として行政に反映させたいという強い気持ちでまちづくりに取り組んできたところであります。

そして、町長として今後のまちづくりを考えたとき、多くの町民の皆様の意見を伺い、議論を重ねながら、いち早く方向性を決めていくことが大切であり、町民と行政が一体となった透明性のある安心・安全なまちづくりが最も必要であると感じております。

地方行政を取り巻く環境は、依然として厳しいところではございますが、「すべては町民のために」を基本理念として、よりよいまちづくりに邁進してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、まちづくりの公約5つの柱の実現についてでありますが、今回、私が選挙で掲げました公約は、町財政の健全化、町民と行政一体型の産業振興、未来を担う子供たちの育成支援、町民参加のまちづくりと女性意見の登用、安心して住める町づくりの5つでございます。 議員からのご質問は、それぞれの公約の具体的な内容に踏み込んだものですので、その内容について答弁させていただきます。

また、公約についての考え方でありますが、これまでのご質問の中でもお答えいたしており、議員にもご理解いただいていることとは存じますが、すぐにできるもの、時間のかかるもの、来年に向けて今準備しているもの、調査しているものがあります。その上でご答弁申し上げます。

まず、1つ目の町財政の健全化のうち、町民参加の事業仕分けや、町民との協働化の推進による財政健全化とは、どういった手法かとのことですが、先ほど森川議員のご質問にもお答えしたとおり、事業仕分けの前段としまして事業評価を実施し、その結果を見ながら検討していきたいと考えております。

次に、2つ目の町民と行政一体型の産業振興のうち、町民主導のまちおこしへの助成及び町民と行政一体型の産業振興とは、どのような方策なのかとのことですが、現在、町内産の

野菜や肉などを調理、加工し、販売する取り組みが進められている事例もあります。これら 町民主導で行われている事業へ、町も積極的に支援してまいりたいと考えております。今後 とも、農工商が一体となって取り組むことが重要であると考えております。

次に、3つ目の未来を担う子供たちの育成支援のうち、町独自の奨学金制度とは、どのようなものなのかとのことですが、現在、町には高等学校及び高等専門学校の生徒を対象とした給付型の制度があります。私は、これにかわる返済型の奨学金制度を創設したいと考えております。高校の授業料の無料化が実施されていることもあり、支給対象や金額などは検討中でありますので、概要が固まり次第、お知らせいたします。

次に、4つ目の町民参加のまちづくりと女性意見の登用のうち、すべての年齢層を対象とした資格取得支援事業とはどういう事業なのか、また、シングルマザー、シングルファザーの自立支援の方策はどのようなものなのかとのことですが、シングルマザー、シングルファザーなどが働きながらの子育ては非常に大変なことだと思います。そうした方々が安心して働くことができるような子育て環境の充実を図りたいと考えています。

また、就労形態では、パート就労などが多く見受けられることから、収入の増加や安定を 目指す方々の資格取得を支援したいと考えております。

最後に、5つ目の安心して住める町づくりのうち、敬老の町 横芝光町の創設とは、どのようなものかとのことですが、高齢者の皆さんが元気で暮らしていただけるよう、福祉施策 や介護予防事業の充実を図り、安心して生活できる環境・地域づくりを目指します。

また、町民の安全を守る新しい防犯・防災体制の方策とは、どのようなものなのかとのことですが、遠くの親戚より近くの他人という言葉がありますように、昔から隣近所のつき合いというのは非常に重要であると考えています。しかしながら、そうしたつき合いが希薄となったため、高齢者のひとり暮らし世帯などへの対応が問題となっています。昔のように、自治会や隣同士の連携が図れれば、新たな防犯・防災体制ができるのではないかと考えております。

次に、自治体間競争に勝ち抜くための方策についての、町長直属の町づくり開発局の創設 についてでありますが、公約についてのご質問でもお答えいたしましたが、私は5つの公約 をまちづくりの柱として当選させていただき、その実現に向けて全力で取り組んでいるとこ ろであります。

今後のまちづくりを考えますと、町民の皆様の意見などを検討し、いち早く方向性を決めていくためには、新たな組織での対応も必要かと思われます。しかしながら、財政状況が厳

しい中で、新町建設計画で掲げた事業の推進や少子・高齢化対策、産業の振興など、多くの 課題に取り組んでいかなければなりません。そのため、今は町民の皆様と協働して、職員が 一枚岩となってまちづくりに取り組む必要があります。

新たな組織については、今後、各課の業務内容や課題を整理し、他の自治体なども参考に しながら、必要に応じて検討したいと考えております。

なお、産業振興を担うブランド商品の開発などについては、商工会や農協などが地域の特産品を一工夫した調理や販売の方法を検討しているとの情報もありますので、今後、一体的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、6次産業推進計画構想についてでありますが、6次産業とは、1次産業に2次産業、 3次産業を組み合わせた考え方で、民主党が昨年の衆議院選挙のマニフェストに盛り込んだ こともあって知名度が高まりつつあるようです。

私も生産するだけの農業から、生産から加工、流通・販売まで、一体的に行うことで地産 地消が推進され、地域の活性化につながっていくと思います。町内には、商工会や農協以外 にも、今まで出荷していなかったアイガモの肉を使用した新たな商品の開発や、野菜集荷場 の野菜と肉加工業者の技術などを組み合わせて、加工から調理、販売までを行うという、農 工商が連携した事例もあることから、今後、推進計画についても検討してまいりたいと考え ております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、福祉課長。

〔福祉課長 実川裕宣君登壇〕

○福祉課長(実川裕宣君) 山﨑議員ご質問のふえ続ける児童虐待問題につきましてお答えを いたします。

まず、東上総児童相談所及び横芝光町における過去4年間の児童虐待発生件数及び実態についてでありますが、近年、児童虐待は、テレビ、新聞等においてたびたび報道され、増加の一途をたどっております。横芝光町における過去4年間の児童虐待発生件数とその実態は、平成18年度から平成20年度までが各2件ずつの6件、平成21年度が7件、合計13件発生しており、そのほとんどが身体的虐待であります。一方、東上総児童相談所管内での発生件数は、平成18年度が中央児童相談所扱いとなるため、平成19年度は148件、平成20年度が215件、平成21年度は226件となり、その大半が身体的虐待とネグレクト——これは養育怠慢、養育拒

否でございます――が占めております。いずれも増加傾向にあります。

次に、児童虐待の要因分析と未然防止策についての1点目、身体的虐待についてと、2点目のネグレクトについてお答えいたします。

児童虐待は、子供に危害を加える虐待という形や、子供に生活上必要なものを与えないネグレクトという形で起こります。後者のネグレクトは、子供にとって身体面、医療面、教育面、情緒面で必要不可欠なものを与えないことで、身体的虐待とネグレクトは同時に起こることがよくあります。虐待を行った者は、実母が6割と最も多く、次いで実父が2割を超え、実父母による虐待が8割強とほとんどを占めております。虐待者の成育歴としては特定できておりませんが、明らかなものでは、ひとり親家庭、被虐待体験、両親不和などが挙げられるほか、不安定な就労状況が経済的な困難と結びつきまして虐待へとつながる要因の1つと考えられます。

虐待防止は、いち早く発見できるかにありますので、住民等からの通報や相談の受け付け、 保育所、学校、医療機関等の身近にある情報の活用が大切であり、通報受付時には迅速な調 査及び的確な情報収集・判断が必要となりますので、虐待の疑いのあるケースについては、 児童の安全確保を最優先としまして、保健師の家庭訪問等による状況の把握にも努めながら、 個別支援会議等により対処しておるところでございます。

続いて、当町における関係機関と地域住民の連携による予防的支援及び対策についてのご 質問1点目、関係機関と地域住民の連携の状況についてでありますが、当町では、保健推進 員により、乳児期に全戸訪問事業を実施しており、虐待等の報告が入れば、保健師が家庭訪 問を行い、実態把握に努めております。

2点目、要保護児童対策地区協議会の運営については、本年3月に設置要鋼を制定いたしまして協議会を発足しております。委員をもって構成する代表者会議と、児童に関係する実務者をもってその都度開催する個別支援会議の2層構造による運営となっており、代表者会議については、年1回、今年3月に開催したところであります。また、個別支援会議については、当該要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討するために随時開催し、要保護児童の状況の把握や問題点の確認、支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有などについて協議することとしておりまして、7月にケース3名を対象とした第1回の個別支援会議を開催したところでございます。

3点目、職員の研修とマニュアルによる周知徹底と取り組みの状況についてでありますが、 県内の虐待相談件数が増加していることから、関係機関相互の連携を深めるとともに、共通 の知識や認識を持って対応できるよう、関係機関職員を対象としました県主催によるアドバイザー養成研修等に参加しており、実務に当たっては、児童相談所「子ども虐待対応マニュアル」を活用して、個々のケースに対応しているところでございます。

〔福祉課長 実川裕宣君降壇〕

- ○議長(野村和好君) 山﨑貞一議員。
- ○10番(山﨑貞一君) それでは、自席によります質問をさせていただきます。

まちづくりの構想のスタンスについてでありますが、先ほどまちづくりの基本理念について述べていただきましたが、横芝光町の基本理念は、「調和と創造、自立するまち」であります。町民と行政それぞれが新たなまちづくりをみずからつくっていくという意識を共有し、安定した財政運営のもとで、地方分権の時代に対応できるまちづくりを進めることであると。住民の皆さんや議会の意見、提案の尊重等は、ごく一般的なことだと思いますが、齊藤町長と職員の皆さんの行政執行部が、この4年間、まちづくりに対してどのようなことを創造し、自立を目指したまちづくりをしていくかが極めて重要であります。このことについて町長はどのような見解をお持ちでしょうか、伺います。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 議員からもご指摘いただきましたとおり、町として物事を進める中で、まず職員が一体となってそれに当たる。そして役場の考え方を行政サイドだけで決めるのではなく、町民の皆様の意見を聞きながら、その意見を反映させながら物事を進めていくという、そういうような流れにしていきたいと思っております。

物事の決め方には、トップダウンによる決め方もございますが、やはり全員協力していく という、そういうスタイルをとっていきたいと考えております。

- ○議長(野村和好君) 山﨑貞一議員。
- ○10番(山﨑貞一君) いろんなそういう考え方というのはよくわかります。しかしながら、この中でよく言われますけれども、議会の皆さんとよく相談するということが聞かれます。 そこで、町長と議会の関係について、どのようにお考えになっているか、認識されているか、 その辺について伺います。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 私1人というよりも、執行部と議会の関係ということで私は考えておりますが、車の両輪とよく称されます。議会と町執行部が車の両輪のように同じ方向を向いて物事を進められる、そのようにしていきたいと考えております。

- ○議長(野村和好君) 山﨑貞一議員。
- ○10番(山﨑貞一君) 今、車の両輪と言われました。これはいろんな立場で解釈が違うんですね。実は首長と議会は、二元代表制ということで、これはお互いに二元代表制のもとにおいて重大な責務がありますと。これでいわゆる世間的には車の両輪と言ったほうが町が混乱しなくていいということになるんですけれども、実は立場がそれぞれ違うということなんですね。ですから、二元代表制ということを重んじて、二元代表制というのは、実は首長は独任制の機関であると、議会は合議制の機関である、この緊張関係を維持して、不断の努力を続けることによって、自治体の運営の基本的な方針を決定すると、このようになっているんですね。ですから、ちょっとその辺のところの二元代表制の意味合いとは、ちょっと車の両輪と言ったほうが皆さんにわかりやすいというのか、なじみやすいという、そういう部分があるんですけれども、実は、要するに齊藤町長の執行部側と議会は議論を重ねて、最終的にその方向へ行くんだということは合っています。合っていますというか、そうだと思います。そういうことからして、私の考えというか、一般的に二元代表制というのは、そういうことであるというふうに思いますが、それについていかがですか。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 簡単にというか、わかりやすくご答弁申し上げようと思いまして、車 の両輪という言葉を使いました。この車の両輪というのは、山﨑議員がおっしゃったように、確かに二元代表制の中から出ている議会と執行部ということでありますが、当然、議論を重 ねることは必須の条件であると思っています。その上で、最終的に町をどのような方向に持っていくか、議論を重ねた上で、よりよい方向へ町を持っていくための議論を重ね、そして いいまちづくりをしたい。そのためには議論を重ねるということが大前提になります。

そして、住民の代表として選ばれた議員の皆様方と私は、いろんな議論をしたいということで、今までも全員協議会の場やこういう議会の場、そしてさまざまな説明会の場などで議論をさせていただき、今までよりも濃密でたくさんの議論をさせていただきたいと考えております。

- ○議長(野村和好君) 山﨑貞一議員。
- ○10番(山崎貞一君) そういうことだと思いますが、実はいろんなケースがこれからあるんですね。首長と議会としての、あと町民の皆さんの役割というのがいろいろな部分で言われていますけれども、これはともに、よりよいまちづくりを目指すというのは基本原則であると思います。その中で、議会と町民の皆さん、首長さん、これが善政競争によってまちづ

くりを進める、これが一番大事だと思うんですね。実は、これはそんなことを言っていましても、執行権は町長にあるわけなんですよ。ですから、この4年間で齊藤町長が、このまちづくりのためのリーダーシップを発揮して執行権を行使するということでありますが、しかしながら、町民の皆さん、議会の皆さんが、執行部と政策理念とかそういうものが違った場合、これは違ってくるところがあると思うんですね。そのときに、自主政策というものをきちんととるのかどうか、そのことを情報公開によって町民の皆さんにお示しすると、こういう覚悟についてどうでしょうか、お聞きします。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 当然、今までも知り得る情報は議会の皆様方にまずお示しをさせていただいているところであります。 栗嶋橋の建設の件や東陽病院の空調機改修の件など、わかった段階で、まずいろいろな情報は皆様方にお示しをさせていただいております。 そして、議論の過程で議論がかみ合わない場合というのは、どうするのかということでありますが、議論がかみ合わないということには、まだまだ議論が足りないという部分もあると思いますので、まずは議論をさせていただく。 それを第1番目の考えとさせていただきたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 山﨑貞一議員。
- ○10番(山﨑貞一君) そういうことで、要するに町長の考えと議会の立場の考えということが違った場合には、きちんとした自分の政策、理念に基づいて行動をとるということ、これは当然のことだと思いますので、その辺のところは、要するに仲よしクラブという、そういうイメージではなくて、トップリーダーとしての、そういう見識を示していただきたい、私はそこのところを要求したいということです。

それで、その関係にかかわる問題ですけれども、今、町長の給料問題、この問題について、私ちょっと触れさせていただきます。町長がみずから財政状況の厳しい中でというふうに申し上げられておりますけれども、実は近隣市町はかなり厳しい状況の中で、それぞれの首長さん方が、給料の削減をしておるんですね。その中にちょっと近隣の首長さんの状況を申し上げますけれども、まず匝瑳市が首長さんの給料の削減率を20%、富里市が10%、成田市が5%、九十九里町が20%、大網白里町が10%、このようになっておりますけれども、町長、この点についてどのようにお考えでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 6月の定例会の際にも同様のご質問をいただきまして、私はまず公約

の実現のためにやれることをまずさせていただくということを申し上げました。

また、他市町の状況についても、削減をしている市町もあります。そのことも今調べさせていただいたところでありますが、市町によって、それぞれ考え方が違うというのもわかってまいりました。また、私はまず役場全体、それから事業全体、そしてさまざまなものを精査して、そして一つ一つ決めていきたいということを申し述べさせていただいたところであります。

- ○議長(野村和好君) 山﨑貞一議員。
- ○10番(山崎貞一君) 一番身近にできるのは、何も相談はやらなくて、自分みずからの身を削る、そういうものから始めていけば、一番もうわかりやすいですね。例えば1軒のうちのことを考えればすぐわかるんですね。1軒の家庭で、家長というのは家族のために身を削る努力をするんですね。ですから、自分の食べたいものや着たいもの、欲しいもの、そういうものを我慢をして、そして家族のために尽くす、これがもう基本的な、まさに東洋文化の一番いい主張だと思うんですね。ですから、このようなことがなければ、私はやはりいろんないいことを言っても、基本的には皆さんが決めたことですけれども、トップリーダーについていくのかなという、ちょっと疑問を抱いているんですけれども、その点のお考えをお聞きしたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) ご指摘いただいた点も含めて、自分で自分なりに検討して考えさせて いただきたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 山﨑貞一議員。
- ○10番(山﨑貞一君) 十分検討していただきたいと思います。

続きまして、協働のまちづくりというのがよく叫ばれております。先ほども森川議員さんからご質問がなされました。それで、協働の定義というのは、もう当然、町長もご存じだと思いますが、定義は、町民と町が共通の目的を実現するために、それぞれの役割の責任のもとで、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することですと、こういうふうになっているんですね。協働のまちづくりの基本は、あくまでも行政と住民のパートナーシップ、いわゆる対等な関係であります。町長の協働のまちづくりの基本的な考え方については、先ほど来、伺いました。

それで、この協働のまちづくりは、地域課題の解決や地域づくりの活性化を目指すためには、私も何回も言っておりますけれども、自助、共助、公助、このネットワーク化でありま

す。すなわち行政に頼らずに、自分の力でできるもの、そして地域の集合体でできるもの、 どうしても行政の力をかりなくてはできないものと、こういうはっきりとした協働のまちづくりを理解していただくように住民の皆さんに説明する、こういうことによって皆さんがよりよいまちづくりに、より多く参加していただけると、私はそういうふうに思っております。よく、地区懇談会等で、ちょっと去年よりも参加人数が減ったとか、そういう話を聞きますけれども、そういうことで、こういう協働のまちについては、何回も私も申し上げておりますけれども、これは住民の皆さんの行政への関心度の向上、そういうものを働きかける。そのためには、私は協働のまちづくり条例をつくること、これが一番大事だと。先ほど議員さんから申されましたように、自治基本条例というのは非常に難しくて、法律がいっぱいあって、3年から5年かかります。ですけれども、協働のまちづくりというのは、そんなに長くかからないと思います。この点についてどのようにお考えでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 協働のまちづくりにつきましては、この4年間もずっと協働のまちづくりということを唱え続けてきたものだと思っております。それは私も議員として4年間、この横芝光町の中の議員の一員として活動させていただいた中で、事あるごとに協働のまちづくりということは言われてきたことだと思います。

そんな中で、まだまだ協働のまちづくりというものが進んでいないということかと思いますが、山﨑議員のいただきましたご意見は、ご意見として伺っておき、参考とさせていただきたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 山﨑貞一議員。
- ○10番(山﨑貞一君) あと、自立するまちづくりということで、先ほどもちょっと触れましたけれども、これは地区座談会とか、そういうこともあわせて、いろいろと皆さんのご意見を尊重しながら行政展開するということですけれども、実は具体的に私、何回も申し上げています例の小学校地区単位で行政運営をするというか予算化して、そこにある程度事業を起こしていただく、そういう方法もあるんですね。去年の議会でも申し上げましたように、兵庫県の朝来市なんかは、そういう合併した市でいい例なんですね。そういう先進地をよくこれから調査・研究して取り入れていったらいかがなものかというふうに思っております。次に、財政問題なんですけれども、平成20年3月に集中改革プランというのが発表されましたね。それによりますと集中改革プランの平成21年度から平成22年度は交付金の見直し、補助金の効率性等について検証することによる見直しというふうになっているんですね。今

の現状はどのようになっているんでしょうか、伺います。

- ○議長(野村和好君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(林 新一君) それでは、私のほうからただいまのご質問にお答えさせていただきます。

21年度と22年度の町補助金の見直し状況についてでございますが、平成21年度には、補助金の廃止を2件、見直しを8件行いまして、前年度と比較いたしますと、565万9,000円の減額という結果でございました。また22年度には、これは予算編成においてでございますが、役場内の予算編成上も削減目標を前年度に対して6.7%削減しましょうというような目標をもって予算編成したところでございますが、これらの他団体に対します運営補助金につきましても6.7%の目標を設定いたしまして、金額的には109万1,000円でございますが、そのような減額をしたところでございます。

- ○議長(野村和好君) 山﨑貞一議員。
- ○10番(山﨑貞一君) 補助金改革につきましては、これは内部だけのそういう改革ではなくて、外部委員を入れた、当然、公募ですけれども、そういうものをつくらないと、なかなか先に進まないと思います。ぜひ外部委員を入れた補助金改革をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、ちょっと時間がないものですから先に進みます。

町民と行政一体型の産業振興、これはさまざまなブランド商品化やPRというふうになっているんですけれども、横芝光町ブランド商品の開発とトップセールスによる特産品のPRに努めるというふうに町長は言われているんですが、この辺のところについて、もう少しちょっと具体的にお願いしたいというのと、あと、プレミアム商品券を活用した商工会と生産者の連携による地場産業の活性化などにも取り組んでいくということです。こういうことですので、この辺のところ、今2つ申し上げましたが、まず最初のことと、もう一つ、商工会とプレミアム商品券についてどのような協議をされているのか、これからなのか、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) まず、ブランド品に関するものでありますけれども、横芝光町に例えば旧光町のネギは全国レベルで高い評価をいただいているネギである。また、JA山武管内では、海水をかけた海っこねぎという商品が開発されております。そういうものを一つのブランド品として位置づけてPRをしていくことも必要ではないかなというふうに考えておる

ところであります。

また、トップセールスということになりますと、どうしても宮崎県の東国原知事というのが出てくるわけでありますけれども、私としてできるトップセールスというのは、こういうブランド品の紹介をあちらこちらで、各場面でするということであります。実際に県庁へ行ったりして、知事に会った際にも、横芝光町にはこういうものがあると。また、そういう場面で紹介をしてもらうチャンスをふやしていく、そういうことをさせていただいております。それから、プレミアム商品券に関する質問でございますけれども、商工会から出された提案書というのを、今、検討させていただいているところでありますが、商工会長や商工会関係の方々と、ただ、このプレミアム商品券をやっただけでは意味がないという意見が出ているということを皆さん、聞いているものですから、以前の地域振興券のときのようなことのないように、これが一過性のものにならないようにということで検討させていただいているものであります。そんな中から、先ほども申し上げましたけれども、具体的には言いませんでしたけれども、B級グルメというものを取り入れて、町内で新たな商品開発をしようという動きも出ております。そういうものも行政主導ではなく、地域の皆さんが主体的になって考えていただくというところに町が協力をするという体制がとれればいいなと考えております。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 山﨑貞一議員。
- ○10番(山﨑貞一君) それでは、5つの柱の最後になりますけれども、安心して住める町づくりについてですけれども、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりのために、介護事業の拡充策のハードの面の老人福祉施設整備計画、これは伺っております。しかしながら、ソフト面、例えば介護政策の上乗せ横出し、この辺のサービスをどのようにお考えなのか、この辺をお聞きいたします。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) やはりソフト面の開発がこれから必要だと考えております。寝たきり 予防であるとか、転倒防止、そういうものも含めたものから、まずやりたいと考えておりま す。今回の敬老会の中でも、このような介護予防の実演というんですか、式典の終わった後 に時間をいただきまして、敬老会にご出席いただいた方々に、そのような介護予防の講習を させていただくなど、ソフト面でできることもやることにしております。
- ○議長(野村和好君) 山﨑貞一議員。

○10番(山﨑貞一君) それでは次に、6次産業の推進計画構想についてです。

これは私、いろいろと考えたんですけれども、耕作放棄地及び遊休農地を活用した作物づくりの調査・研究、そして開発、こういうことが必要であると、そのように考えているんですけれども、今ちょっとお伺いしますと、実はそれは民間を頼ってという話なんですけれども、この6次産業は、実は民間を頼ってはなかなか難しい、そういうことです。ですから、行政とそういう興味のあるといいましょうか、企業が、これは一体となって、そういうものに全面協力をしてやっていかない限りは非常に難しい、そのように思います。

ですから、例えばこれは試験的に今、遊休農地とか耕作放棄地、いっぱいありますので、そういうところを何か植えつけたりなんか試行錯誤して、生産に結びつけて、そしてそういう生産、加工、販売と、こういう方法もあると思います。例えば私は私なりにちょっと考えたんですけれども、これは皆さん、イチジク、ご存じだと思いますけれども、イチジクの栽培というのは結構この辺では合っているところなんですね。それとかブルーベリーですね、こういったものを6次産業化という方法もあると思いますね。ですから、この2つを、もしかもっといっぱいあると思います。これも後でいろいろな人たちに指導を仰がないといけないと思いますけれども、こういうものを利用したワインだとかジャムだとか、そういうものの販売、私どもも長野県の小布施町に行きました。そういうところでは、まさにクリをそういうことで6次産業化されているということですので、ぜひ行政はこっちへ置いといて、じゃ、民間でやれと、そういうことではなくて、一体的に取り組んでいかないと6次産業はできないと思います。

もう一つは、議員のどなたかが申し上げておりました、例の光学校給食センターがあくわけですね。ですから、工場そのものはどうのこうのではなくて、ああいうところを有効利用しての、そういう開発事業、こういうものにも積極的に取り組んでいただけば、この町の産業の活性化だけではないんですね、いろんな面でこの町が潤うような、将来的に子供たちが明るい未来を築けるようなまちづくりの私は一端になると、そのように思っております。ですから、このことについても、町長はブドウづくりやワインづくり、今まで家業としてそういう結果がございますので、その辺のところを十分検討していただいて、ぜひ6次産業化へ進めていっていただきたいな、そのように要望するものでございます。この点について、そういう経験が豊富にございます町長にちょっとお伺いしたいんですが。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 私の経験というのも生かせる場面があれば、生かさせていただきたい

と思いますが、やはりそのためにもたくさんの事例を検討・検証させていただき、町の体力 づくりのために利活用させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(野村和好君) 以上で山﨑貞一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とします。

再開は午後2時10分。

(午後 2時00分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

◇ 川 島 富士子 君

○議長(野村和好君) 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔7番議員 川島富士子君登壇〕

○7番(川島富士子君) 公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

地方分権の10年と言われた1990年代の第1次地方分権改革から20年、現在は2007年4月施行の地方分権改革推進法に基づく第2次地方分権改革の途上にあります。今や地方分権よりも地域主権という言葉のほうが定着しつつあり、地域主権が進む中、これからは一層、地方自治体の自治能力の向上が求められます。同時に、住民と最も身近に接する地方議員が集う地方議会の重要性はさらに高まり、住民本位の議会こそが地方自治の基盤であることを再確認する日々であります。目の前の学校等の公共施設の耐震化、ゲリラ豪雨対策、介護施設、高齢者医療制度、保育所整備など問題は山積しておりますが、老いも若きも生まれてきてよかった、あなたがいてくれてよかったと心から喜べる社会の仕組みを構築することが政治に求められている喫緊の課題であることから、提言を含め質問してまいりますので、当局の誠意ある前向きな答弁を期待するものであります。

第1に、合併5周年記念に向けた事業について3点伺います。

1点目として、町民憲章の制定についてでありますが、平成18年3月27日の合併からはや 5周年を目前とし、横芝光をもっと元気に、もっと団結するための施策の1つとして、町民 憲章を制定すべきと考えます。この町の住民として誇りと責任を持ち、健康で安らぎと活力 のある住みよいまちづくりを目指して、早期に制定するお考えはございませんでしょうか、 町長の見解を伺います。

2点目として、中学生議会の開催についてでありますが、将来展望に立った教育の一環として、中学生による議会を提案させていただきます。未来を託す生徒たちの自然な表現やユニークな発想は、町政発展への参考として生かされる点もあろうかと存じます。また、議会を体験することで町政への関心を持ち、理解を深め、思い出に残る議会になるのではないでしょうか、町長のお考えをお示しください。

3点目として、みんなの夢カプセルについてでありますが、記念事業の一環として、例えば10年後の自分にあてた夢のある手紙をタイムカプセルに投函し、10年間保管するものであります。住民参加型のすばらしい記念事業と考えますが、町長のご所見を伺います。

第2に、安全で安心なまちづくりについて2点伺います。

1点目として、デマンド交通についてであります。

少子・高齢化が進む中で、交通弱者の外出しやすい環境整備が求められております。そこで、現在の運行実態に伴う検証、見直し、改善等についてお聞かせ願います。そして恩恵を享受できない地域のリカバリについて考えたとき、町全体をカバーする手段として、やはり地域の足を守るためには外出が容易になるデマンド交通の導入は必須であると思うのですが、当局の見解を伺います。

2点目として、ハート・プラスマークの設置についてであります。内臓機能などに障害のある内部障害者は、外見が健常者とほとんど変わらないため、障害者用の駐車スペースやバスの優先席などを利用する際に誤解を受けやすいのであります。このことから内部障害者でも安心して駐車スペースを利用できるよう、暮らしやすい環境づくり推進の上からも、ハート・プラスマークの普及啓発を求めるものであります。差し当たり庁舎前の駐車場への表示についてご所見を伺います。

第3に、学校教育について伺います。

子供のときから、自分はどのように税金を払い、どのように自分の払った税金が使われるのか、また使えるのかを学ぶことが、自治活動や政治参加への意識向上につながり、大変に大事なことではないでしょうか。我が町の租税教育への取り組みについて、実施校及び実情をお聞かせください。

第4に、行財政改革について3点伺います。

1点目として、職員の電話による対応についてであります。

ビジネスの世界では、電話上手は仕事ができる人というのが定説です。電話は相手の姿が 見えないのですから、まずは出た人がだれかを確認することは初歩の初歩ですが、当町にお いては、担当課名と対応者の名前を自分から言うようになっていると伺っております。また、 町民のほうから、名前を言う方と言わない方がいて、言ってくれたほうが安心して話せるな どと伺っており、ぜひ、これは徹底をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、以前より大変不都合を感じていたことは、携帯の着信に役場の各課名で入っており、かけ直すと、実際にはかけてくださった方はおらず、わからず、別の課のようですが、かけ直すことすらできません。気をもんで不快になるより、せめて留守電に担当課名と発信者名を入れてくだされば、スムーズな時間の使い方ができ、心を痛めることもありません。ぜひ改善すべきと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

2点目として、衆議院選挙区についてであります。

山武郡横芝町と匝瑳郡光町が郡域を越えて合併し、関係者の方々の多大なるご尽力の中で、 1つ、また1つと融合させ、完全なる円になる努力を日々積み重ねておられることに感謝申 し上げます。

しかしながら、衆議院選挙で小選挙区がいまだに10区と11区の2つに分かれています。まして大切な1票が、万が一、別の選挙区の候補者に投票した場合、無効となるわけです。私も開票立会人として職員の皆様が夜遅くまで大変な労力で職務を全うされておられるのを目の当たりにし、10区と11区が1つになるのはいつの日かと心配しておりました。町から国に要望できないのでしょうか。一事が万事です。ここのところを乗り越えなければ、いつまでも10区と11区で完全融合にはなりません。実情をお教え願います。

3点目として、事業仕分けの導入についてであります。

現政府が、国の事業を対象に行ったのは、初めてのケースでありましたが、事業仕分けは 2002年、公明党が政党として初めてマニフェストで提案し、2006年の行政改革推進法に盛り 込まれた経緯がございます。私も旧横芝町議会時代から質問に取り上げてまいりました。民主党政権は、政治主導ではなく、財務省主導の事業仕分けを行いました。また、弱者や庶民の立場からの仕分けをすべきと感じました。どんな事業を優先し、どんな歳出を削減するかについて明確な基準を示し、民主党政権のような結論ありきとばかりに廃止や削減を次々と決めていく、住民いじめの乱暴なやり方に、数多くの国民は不満と不安を覚えたに違いありません。そこのところをかんがみながら、徹底した歳出削減を実施し、財政健全化を図るべきであることから、早期の導入に着手すべきと考えますが、当局の見解を伺います。

第5に、新しい福祉への取り組みについて伺います。

日本は今、高齢化、女性の社会進出、世界を取り巻く不況などの目まぐるしい変化の中にあります。国民の生活と価値感は多様化し、男女の役割や家族のあり方など、次世代のライフスタイルの模索も始まっております。一方、こうした変化に適応できず、途方に暮れる場面に遭遇することも少なくありません。グローバリゼーションと不況のはざまで生み出される不安定な雇用と格差、うつ病、DV、児童虐待、不登校など、病んだ心が人生を脅かす深刻な事態となっております。また、増加する独居老人の孤独死など、これまでの社会制度では想定し得なかった課題が増加しています。このような生きること自体を脅かす新たなリスクへの対策が、今求められています。

そこで、安心の町民生活を実現するために、年金、医療、介護の充実に加え、これらの新 しいリスクにも対応できる従来の枠組みを越えた新しい福祉が必要と考えます。そこで、以 下、我が町の新しい福祉への取り組みについて伺います。

- 1つ、当町におけるうつ病罹病者数やDVの実態をどう認識しておられるのでしょうか。
- 2、大阪の2幼児放置死事件でも、住民と児童相談所や行政との連携のあり方が問われています。子供の安全確保優先の対応について伺います。
- 3、この夏、社会問題になった高齢者所在不明問題で、当町における高齢者所在確認の実態と高齢者所在不明のような事実はないことを先日お聞かせいただいたわけでありますが、 どのように確認がとられたのかお伺いいたします。

また、100歳以上については、国の指示があり調査をされたと思いますが、100歳以下の特に独居老人等の掌握のお示しをお願いし、私の最初の質問といたします。

〔7番議員 川島富士子君降壇〕

○議長(野村和好君) 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。 町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長(齊藤 隆君) 川島富士子議員のご質問にお答えいたします。

なお、学校教育についてのご質問については教育長から、行財政改革のご質問のうち、職員の電話による対応についてと新しい福祉への取り組みについてのご質問につきましては、 各担当課長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、合併5周年に向けた事業についてお答えいたします。

初めに、合併5周年の記念事業につきましては、平成20年6月定例議会で、川島富士子議

員から同様のご質問に対し、記念事業については5年、10年といった節目の年に実施したい考えであるとご答弁申し上げたようではございますが、記念事業等の実施時期について私の考えを申し上げますと、当町は平成18年3月に合併してから今日までの間、新町建設計画や第1次横芝光町総合計画に基づき、新町の基盤となるさまざまな事業を実施しており、今後も統合学校給食センターや東陽小学校体育館を初めとする教育施設の整備、また合併の象徴的な意味合いを持つ栗山川への架橋事業などに取り組んでいますが、こういった一連の事業を一つの区切りととらえ、合併特例債等の支援措置が終了する合併10年後に、新町の歩みとして振り返り、合併にご尽力いただきました皆様とともに記念の式典が開催できればと考えております。

それでは、町民憲章の制定についてでありますが、町民憲章は、旧光町では昭和49年に、旧横芝町では平成7年に、それぞれ合併20周年と合併40周年の記念事業として制定されました。町民憲章は、町民の生活や活動の規範であり、心の支えとなり続け得る半永久的な理想を掲げたものであります。合併後の町民憲章につきましては、合併協議の中で「新町において定める」ということになっており、町民の皆さんの一体感の醸成を図る上では重要なものであると認識しておりますので、記念事業としてとらえるのではなく、早い時期に横芝光町にふさわしい町民憲章を制定したい考えでおります。

次に、中学生議会の開催につきましても、中学校教育の一環として、今後、検討させてい ただきます。

また、みんなの夢カプセルにつきましては、町の将来に夢はせる子供たちにとりまして貴 重な経験を与えるご意見であり、合併記念の節目として実施できればと考えております。

次に、安全で安心なまちづくりについてお答えいたします。

初めに、デマンド交通についてでありますが、内容につきましては、先ほど森川議員の一般質問の答弁と重複するものでありますので、答弁は同内容となりますが、新たに関係の深い班長12名により検討することとし、4つの方針を示しながら検討することとしております。町内の移動困難者がより便利に利用できる低廉な方法を検討しながら、その中でデマンド交通システムの導入についてもあわせて検討してまいります。

次に、ハート・プラスマークの設置についてでありますが、ハート・プラスマークは、身体内部を意味するハートマークに思いやりの心をプラスすることをあらわし、身体内部に障害のある方を周囲の方に周知することを目的としています。内部障害、内部疾患のある方は、外見的には健常者と区別がつかないため、駐車場で障害者用のスペースに車をとめると、さ

まざまな誤解を受けることがあります。ハート・プラスマークは、心臓や腎臓などの体に障害をお持ちの方のためにつくられたマークです。当町でも役場玄関前の駐車スペースに、このマーク入りの看板を設置し、周知をするとともに、あわせて内部障害者、内部疾患への支援と理解促進を目指していきたいと思います。

続いて、行財政改革についてのご質問のうち、衆議院選挙区と事業仕分けの導入について お答えいたします。

初めに、衆議院選挙区についてでありますが、衆議院議員選挙のうち小選挙区につきましては、議員もご存じのとおり、横芝地区が千葉県第11区、光地区が千葉県第10区となっております。千葉県議会議員選挙の選挙区については、合併後、間もなく改正されたことから、平成19年の選挙は山武郡選挙区として執行されましたが、昨年8月の衆議院議員総選挙は改正されないまま執行されたため、選挙管理委員会事務局などは、通常の管理執行のほかに、選挙区に誤りがないよう相当な労力と神経を要したと伺いました。

現在、当町のように複数選挙区を持つ分割市町村は、県内に4カ所、全国的には平成の大合併により90カ所あると聞いています。衆議院選挙区の見直しは、統計法第5条第2項により10年ごとに行われる国勢調査の結果をもとに、衆議院選挙区審議会が調査審議し、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは改正案を作成し、内閣総理大臣に勧告が行われ、その勧告を受けて通常国会に改正案が提出されるという流れになっているようです。

ちょうどことしが10年ごとの国勢調査の年に当たりますので、審議会から勧告が行われた場合には、区画の改正が行われるものと思われます。しかし、区画変更がされるまでに衆議院議員選挙があった場合には、2選挙区に分割されたままとなりますので、町民の皆様が混乱しないよう、引き続き細心の注意を払って執行していただきたいと考えております。

なお、国政選挙に関することですが、早期の改正が行われるよう、機会に応じて関係者へ 要望したいと思います。

次に、事業仕分けの導入についてでありますが、今までもスクラップ・アンド・ビルドの考え方に立って行財政運営を行っております。また、新年度予算編成作業を前に、次年度の政策の方向性や事業実施の可否について、担当課と財政サイドでヒアリングを行うサマーレビューと称した事業見直しのための検討会を実施しております。さらには、現在、事業評価制度導入の準備中であり、町の事務事業について内部評価を開始する予定です。当然、これらの事業評価により事業が精査されるものと考えておりますので、事業仕分けにつきまして

は、事業評価制度の結果を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、教育長。

〔教育長 井上 哲君登壇〕

○教育長(井上 哲君) 川島富士子議員の学校教育についてのご質問の、租税教育への取り 組みについてお答えいたします。

租税教育への各学校の取り組みでございますが、小学校は6年生で、中学校は3年生で実施しております。

年間実施時間は、小学校で3時間から5時間、中学校におきましては3時間から4時間となっております。小学校の1時間の時間数は45分、中学校では50分で1時間として計算しております。

なお、指導内容ですが、小学校では税金の仕組み、種類、使い道などを中心に社会科の学習の中で指導をしております。授業の中では、資料として「わたしたちのくらしと税」といったパンフレットを活用したり、財務省主税局監修のビデオ視聴を行ったりして、よりわかりやすい指導に努めております。

また、町税務課職員による租税教室も継続して実施しております。昨年度は日吉小と白浜 小で、本年度は南条小と日吉小を予定しております。

次に、中学校の内容ですが、社会科の公民的分野の中で「政府の仕事と租税」あるいは 「財政のはたらき」について、ビデオ視聴を取り入れたりしながら指導に当たっております。 また、昨年度は光中学校におきまして、東金税務署による租税教室を実施したところでご ざいます。

今後も次代を担う子供たちに税金について理解してもらうため、租税教育は大変重要であるという認識に立ち、以上のような取り組みを継続していくとともに、関係機関との連携を十分に図りながら、児童・生徒の税に対する興味・関心を高めていくことに努めてまいりたいと考えております。

〔教育長 井上 哲君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、総務課長。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

○総務課長(林 英次君) 川島富士子議員の行政改革についてのご質問のうち、職員の電話

による対応についてお答えをいたします。

町民の皆様が役場へ電話をされる場合、代表番号へかけますと、総務課でお受けをしております。総務課で受けた場合は、用件を伺い、担当課や担当者へ回すようにしております。 また、各課には町民の皆さんが直接かけられるよう、課ごとに電話番号を割り当てております。

いずれにいたしましても、電話を受けた職員に対しては、担当課名及び氏名を名乗り、町 民の皆様に対して責任を持って対応するよう指導しております。

そのほか、町民の皆様からの問い合わせなどにすぐにお答えできないときは、一度電話を 切ってからかけ直すなど、対応には十分配慮しているところであります。

電話応対は、窓口業務と同様に、町民との意思疎通を図る最初の機会でもあり、その対応 の仕方によっては役場全体の印象も変わってしまう重要な業務であると認識しており、全職 員が町長のかわりであるとの自覚を持って、サービスの向上に努めております。

今後も、携帯電話の対応も含めて、新規採用職員研修や接遇研修などを通して、心構えや 言葉遣いなどを職員に研修し、対応の徹底を図ってまいりたいと考えております。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、福祉課長。

〔福祉課長 実川裕宣君登壇〕

○福祉課長(実川裕宣君) 川島富士子議員ご質問の新しい福祉への取り組み、我が町におけるうつ病の実態及びDV被害、児童虐待被害、高齢者問題についてお答えを申し上げます。

まず、うつ病の実態についてでありますが、実態把握は病名の上からも難しいところでありますが、町で確認できている者は、3月末現在、障害者自立支援法に基づく自立支援医療、これは精神通院医療ですが、この手続をされている51名であります。

次に2点目、DV被害についてでありますが、平成21年度発生件数は3件で、内訳としましては、シェルターから普通の生活に戻った方が1名、シェルターから母子寮に入った方が1名、相談のみの方が1名であります。平成22年度、これまでの発生件数は2件で、いずれも相談のみの方であります。

続いて3点目、児童虐待被害の実態についてでありますが、山﨑議員の質問でもお答えしましたとおり、平成18年度から平成21年度までの4年間で、虐待は13件発生しております。 なお、疑いのあるケースにつきましては、児童の安全確保を最優先として対処してまいります。 最後に4点目、高齢者問題についてでありますが、町内における100歳以上の高齢者は21人おられますが、すべての方について確認がとれており、介護保険制度により確認された方が11人、施設入所による確認が8人、後期高齢者医療制度利用による確認が2名となっております。

また、独居老人世帯は、本年4月1日現在で576世帯となっております。これらひとり暮らしの老人世帯すべてを、民生児童委員が毎月1回、安否確認を含め訪問しております。 以上でございます。

[福祉課長 実川裕宣君降壇]

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) それでは、再質問をさせていただきます。

町長のほうから、最初に、町民憲章の制定についてのご答弁をいただきました。町長のおっしゃるとおり、これは早急に実施をしていただきたいと思います。先般、まちづくりを語ろう会で、私は地元、北清水に出られなかったものですから、立会地区のほうに出させていただきました。町内では一番早く日が上るところです。集会所に着いたときに、町民憲章が旧横芝町のまま掲げてあったものを見て、非常に寂しい思いをいたしました。ぜひ、これは早急にお考えいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、デマンド交通についてであります。

先日、機会がありまして、東京大学大学院の大和教授にお会いしてまいりました。この東京大学大学院が開発したオンデマンド交通プロジェクトのお話を伺ってまいりました。この東京大学大学院が開発したオンデマンドバスの新システムについて、従来のデマンドバスが費用が高く効率が悪いなどの欠点を克服したもので、利便性が向上しております。先日、千葉日報で紹介のあった10月から社会実験試行の山武市も、この東京大学のシステムを採用しております。具体的には、多くが人手による配車だったものが、経路計算システム、データの活用となり、初期コストとして2,000万円かかっていたものが42万円で済むそうであります。また、維持コストも年間1,300万円がかかっていたものが、年間200万円で済むということでありました。条件によって若干この200万円が、もっと160万円とか170万円に下がるようでございます。この千葉県では、21年度までに柏市で、また21年度以降は山武市、船橋市で、この東京大学の実証実験が行われております。

ぜひ一度、この東京大学大学院が開発したオンデマンドバス新システムについて、町としても勉強会を開催してはいかがでしょうか。

また、行政としてぜひ視察をしてはと思いますけれども、この東京大学大学院の先頭になって、この研究をしている大和教授のおっしゃるには、担当者のやる気が一番大事だということを強くおっしゃられておりました。この辺についてご見解をお聞かせください。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 先ほど山武市の例が新聞に出ていたのを私も拝見いたしました。非常に近いところに、このような新しいシステムができるということで、すぐにでも見に行ける場所であると読んでいて思ったところであります。先ほどもお話しした新たに12名で立ち上げさせていただき、検討を指示していく中に、このデマンドシステムも含まれておりますので、その中に含めるようにしたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番 (川島富士子君) いずれにいたしましても、地域経済の衰退対策、地域格差の解消対策、閉じこもり高齢者の解消対策、地域コミュニティーの再生の視点からも、高齢者が住みやすくなるわけでありますので、早期見直しをぜひ検討していただきたいと思います。またすべきと訴えさせていただきます。

続きまして、ハート・プラスマークの設置についてでありますが、非常に明るいご答弁をいただきましてありがとうございました。ここで教育長にお伺いいたします。このハート・プラスマーク、まだまだ周知がなかなか広がっていないことと思いますけれども、義務教育において、この内部障害、心臓や腎臓など6つの内臓機能、またヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活の活動が著しく制限されている、基礎体力も健常者より落ちるため疲れやすく、医療とのかかわりなしに暮らすことができない、こういった内部障害、この外見ではわからないこの内部障害、本当に深刻な問題だと思いますが、こういった内部障害の教育を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 教育長。
- ○教育長(井上 哲君) はた目にはわからない、外見ではわからないということですけれど も、今現在、学校教育の中でも特別支援を要する子が普通学級の中にも実際に通級しており ます。そういった中で、やはり今、議員さんがおっしゃられたような子供もいないとも限り ませんので、そういった面でさまざまな先生方の支援をしながら、もしおれば、教育を進め ていきたいと考えております。
- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) ぜひ、世の中にはこういう子もいるんだよ、こういう人もいるんだ

よという、機会がありましたら、ぜひそういった教育も心がけていただければというふうに 思います。

次に、租税教育への取り組みについてであります。

町内の全小・中学校で、例えば総合的な学習などの中で、ぜひこの租税教育、全小・中学校で積極的に行うべきというふうに私は思います。例えば地域の特性を生かした独自の教科を導入することができる文部科学省の教育課程特例校制度を活用し、例えば2010年4月現在では160の小・中学校などで、そろばんの時間、礼節・ことば科、英語教育、立志科、日本語科、ことばの時間、相手意識に立つものづくり科、言語科、書道科、言語・数理運用科、生き方創造科、コミュニケーション科、こういったようなさまざまな、また市民科、読書科などのユニークな授業を実施する取り組みが、全国いろんな自治体の間で広がっておりますけれども、租税教育科、仮称でありますけれども、そういったこともお考えいただいてもよろしいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 教育長。
- ○教育長(井上 哲君) 特別活動の時間等で、先ほど申し上げましたのは、授業の中で一応税の仕組みとか税金について、使い道等は小学校で3時間から5時間、中学校では3時間から4時間ということで実際に授業を行っているわけですけれども、その特別活動の時間の中で租税教室をというのは、各学校の校長先生方のお考えもありますし、中学校では、例えばそれをほかの体育に持っていったり、ほかの教科、英語に持っていったりというようなことも現在やっておりますので、一概に、じゃ、いきなりということはできませんけれども、今後、そのようなことも考えなければいけないなとは思いますので、各学校とも相談してまいりたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) よろしくお願いいたします。

職員による租税教育の出前講座をご提案申し上げようと実は考えておりました。そこで、 今まで職員による租税教室をやったことのない学校はございますでしょうか。

また、税務課長にお答え願いたいと思いますけれども、この税制を初めとした行政システムの体験を取り入れてもよいというふうに考えます。将来の生き方を考える学習が、積極的に行われるべきと考えますけれども、税務課長のご意見もお聞かせください。

- ○議長(野村和好君) 税務課長。
- ○税務課長(高埜広和君) 租税教育に対する税務課サイドでありますけれども、山武郡管内

の税務担当課長、それから教育長、各学校の学校長、いわゆる税務、行政、教育部門、これ らの関係者によりまして、山武郡市租税教育推進協議会というものを立ち上げております。 そこで、先ほど教育長からありました租税教室、あるいはいろいろな啓発運動、それから、 皆さん、よくご存じの税の作文、それらを行いながら、いろいろ活動を行っております。

先ほど川島議員からありましたことに関連してですけれども、最近、私がいろいろ滞納整理等に出まして感じておりますのは、いわゆる若い世代の、これは一部でありますけれども、いわゆる納税意識あるいは納税意欲というものが極めて薄れてきているということを常々感じております。これは何が原因かとよく考えましたときに、いわゆる景気の低迷、これはもちろんでありますけれども、雇用の喪失、あるいは19年度に改正がありました住民税の10%フラット化、これによって5%の税率だったものが10%に一気に倍にはね上がっております。これは200万円以下の所得の方でありますけれども、それから介護保険あるいは後期高齢者医療制度、これらが新しく創設されたということで、一般世帯一人一人の負担がふえている、これが大きく影響しているということが言えると思います。

それに加えて、私が常々思うのは、子は親の背中を見て育つと言いますけれども、いわゆるお年寄りあるいはお父さん、お母さんとのコミュニケーションが不足している、これは核家族化が影響しているのではないかというふうに思われます。

それともう一つが、消防団員になり手がないというようなことに見られますように、言ってみれば地域のつながりというのが薄れてきている。そういうのを総合的に見ますと、人間として先輩から後輩へ、いわゆる税に対する意識の継承がなされていないというようなことが大きく影響しているというふうに思います。

先ほど提案のありましたことについても、今後、税務課としてじっくり検討いたしまして、 なるべく住民の皆さんに、税のことについて理解していただけるような活動を展開してまい りたいというふうに思います。

それから、学校の租税教育につきましても、このような時代背景だからこそ、学校でしかできない教育というものがありますので、子供のうちから税に対する教育をさらに充実していただけるように、税務課サイドからも求めていきたいというふうに思っています。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) ありがとうございました。

私も小さいときに、もう少しこういう勉強をしていたら、こういうふうになりたかったと、

そういった自分の中で悔いを残したこと、またやり残したこと、またこれからでは無理なこと、たくさんございますけれども、やはり町の将来を考えたときに、この租税教育は非常に大事なことではなかろうかというふうに思います。ちょっとずれるようでありますけれども、もしご答弁くださるようでありましたら、課長に、あわせてこの特別徴収体制について、今年度の予定というのがわかれば教えていただきたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 税務課長。
- ○税務課長(高埜広和君) ことしは12月19日、班長以上の管理職全員に協力を得て実施する 予定であります。
- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) ありがとうございました。

次に、職員の電話による対応についてであります。

総務課長のほうからご答弁いただきましたけれども、地方公務員法第30条によると、すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと、服務の根本基準を定められております。任命権者はもとより、職員を監督する管理職にあっては、常日ごろ厳正な姿勢で職員全体がサービス精神に徹し、全体として能率が向上するよう、指揮監督されることを期待してやみません。いささかなりとも住民の願いに反し、すき間風が吹き込むようなことがあってはならないと考えますけれども、いまだに残念なことに全職員ではないようです。いまだに私のところに、お名前をおっしゃらない職員はいるというふうに、きのうも入ってまいりました。小さなことでありますけれども、小事が大事、総務課長、いかがでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 総務課長。
- ○総務課長(林 英次君) 常々町長から、職員は自分が町長だと思って電話にしても何にしても対応するようということでご指示をいただいておりますので、今後もそのように職員に指導徹底するように、よろしくお願いをいたします。
- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 次に、事業仕分けの導入についてであります。

企画財政課長にお伺いいたします。

町の関所である企画財政課長、町民サービスをいかに生み出すかが非常に大切と考えると ころでありますけれども、いかにして切るかが仕事になっておりませんか、いかがでしょう か。

- ○議長(野村和好君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(林 新一君) 時期的には、いかに切るかはこれからなものでございますので、ただいまのご意見、肝に銘じまして、それだけではない、血のある予算編成と申しますが、それを心がけていきたいというふうに思います。
- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 集中改革プランの中に「今こそ我々地方自治体は財政面においても経営能力を向上させ、名実ともに自立することが求められています」とありますけれども、行政依存から抜け出し、地域の活力を回復させるために事業仕分けを導入すべきと改めて考えます。町長もそのようにお考えだったはずではないでしょうか。町長公約であります町民参加での事業仕分けでありますけれども、北海道恵庭市でも、公募市民8人と市職員4人ほか自治体職員や専門家ら14人で構成されているそうであります。こちらでは評価対象に上がった事業に対し、本当に必要か、だれが行うべきかなどの観点から、不要、民間委託、要改善、継続の4通りの評価を与えたそうであります。縮小や拡充、国・県・広域の基準が入っていないものの、市民の目で行うためにはとてもわかりやすい判断基準と思った次第であります。

また、町長の公約の中に、町財政の健全化がございます。早期健全化を図るはずであった と思いますが、いつごろまでとお考えなのでしょうか。早期にお考えいただきたいと思いま すが、何度も同じことを伺うようで申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) それでは、事業仕分けにつきましては、先ほど来、ご答弁申し上げておりますとおり、事業仕分けの前段として事業評価がなくては、事業仕分けの効果もわかりにくいと思いますし、大前提として事業評価を今させていただいているところであります。いずれにしましても、その方法などについても検討してまいりたいと考えておるところですけれども、国がやっているあのスタイルが果たしていいのかどうかということも考えておりますし、先ほど森川議員のご質問の答弁の中でもご紹介したように、事業仕分けについての賛否両論があるというのもございますので、この町に適したものにしていきたいと考えております。

それから、財政健全化の中で、やはり今の100億円を超える横芝光町の規模が果たして本 当に適正なのかということから含めて検討をしているところでございます。その1つの中で、 やはり町が持っている町債の残高というものも非常に大きな判断の基準になるかと思います。 財政推計として10年間の財政推計が示されておりましたが、いろいろ調べている中で、この 財政推計、今まで出されている財政推計というのは、総合計画に基づく事業、それを分母と して、前提として財政推計が行われております。ところが、私、就任して以来、東陽病院の 空調機の問題があったり、図書館の修理の問題があったりと、さまざまなそのようなメンテ ナンスの中で、年数がたてば当然必要となるようなメンテナンスの部分や、耐震化の部分な どのメンテナンスに関係するような部分の経費というのが入っていない中での財政推計であ りました。例えば東陽病院の空調機の改修1つとっても、3億円を超えるであろう予算が必 要となると思われますし、そのような今まで見えなかった部分というのも、きちんとその中 に入れていかなければ正確な判断というのはできないのではないかと考えておりますので、 今までの財政推計にプラスしまして、今後の維持経費まで含めたものも、将来的な予測の中 に含めて考えていきたいと思っております。いろんな面での健全化をしていかなくてはいけ ないと思っているんですが、そのためにやはり今、横芝光町が一体どういう状況にあるのか というのを、きちんと整理して判断をしていかなければならないと考えているところであり ますので、どうかよろしくお願いいたします。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) ありがとうございました。

我が町におけるうつ病の実態及びDV被害、児童虐待被害、高齢者問題についてでありますけれども、長寿を祝われるはずの高齢者が、また成長を喜ばれるはずの幼児が世の中から消えていく、一体どうなっているのかと思うばかりであります。私たちは安定した雇用環境があってこそ安心して生活を送れます。しかし、今や労働者の3人に1人が派遣等の非正規雇用であることから不安定な雇用の改善が急がれております。そこへ1ドル85円台という円高ドル安の嵐が襲っておりますけれども、産業振興課では、プチ仕事探しカフェinよこしばひかりや自己PRセミナーinよこしばひかりなど、さまざまな取り組みをされており、これも地方分権改革の目的である住民の生活を豊かにするための行政サービスであり、積極的な取り組みに心から敬意を表するものであります。産業振興課長、ぜひ、職員の皆さんに、そのようにお伝えいただければというふうに思います。このような小さな取り組みが、あらゆる分野に広がることにより、町民も地方分権を支持するはずと確信いたしますが、いかがでしょうか。

うつ病対策でありますけれども、認知行動療法、これは精神療法だそうですけれども、薬物療法以上の効果を持つそうであります。ことしの4月から健康保険が適用になったと伺っ

ておりますけれども、詳しくご存じであれば教えてください。

- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) 申しわけございませんけれども、ちょっと私のほうで承知しておりません。
- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) ぜひ、ご研究されて、町民の皆さんに、国でまだ始まったばかりで、 医師不足だというふうには伺っておりますけれども、ぜひ有効な、この保険適用になった認 知行動療法、ご研究されて周知をしていただければというふうに思います。

また、うつ病に対するセミナーの開催をぜひしていただいたらよろしいかというふうに思いますので、この点もあわせてご研究のほどお願いしたいと思います。

あと、高齢者の問題でありますけれども、議員のほうにいただきました地域福祉計画、これですが、当たり前のようにいただいて、当たり前のように見ておりましたけれども、今回取り上げたことで知りましたけれども、全国でこれは義務づけられた取り組みの中で、国ではまだ50%、自治体がやっていないというふうに、今回の高齢者の問題で問題視されておりました。横芝光町においては、21年3月ということで非常に早い取り組みであるということで、これもすばらしいなというふうに思いました。文句ばかりではなくて、意見ばかりではなくて、やはりいいこともお伝えしたいなと思いました。よろしくお願いします。

この中にあります地域住民の見守り活動、この取り組みについて、何かありましたら具体 的に教えていただけますか。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) ただいまはお褒めいただきまして大変ありがとうございました。

地域住民による見守り活動というのは、体系立てて全町同じものがされているわけではございませんが、各自治会がやはり地域の高齢者、独居老人の家庭であったり高齢者の家庭というのを見守りしていただいているということも1つあります。また、災害避難訓練の際にもありましたように、要援護者の家庭というものも見守りの1つとしてとらえられているところであると考えております。また、それ以上のものというのは、今後、研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) あと、外国人登録の問題でありますけれども、従来の外国人登録制度が廃止され、住民基本台帳法の適用を受けるのは、平成24年7月からであるというふうに

思いますけれども、そのためのシステム整備の予算を組まなくてはならないと考えますが、いかがでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 住民課長。
- ○住民課長(若梅 操君) 川島議員ご指摘の外国人に対する住民登録の切りかえでございますが、現在、国・県から通知、そういうふうに制度が変わるという通知はいただいておりますが、具体的にシステム改修に係る経費、あるいは経費負担の問題については、まだ具体的な指示あるいは動きはございませんが、必ず必要になってくる作業でございますので、国等の指導によりまして対応してまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。

以上です。

- ○7番(川島富士子君) 地方が希薄化する中、民生委員の役割はますます重要であり、民生委員を支援する仕組みづくりが必要であります。民生委員が活動しやすい環境整備を万全に整えてさしあげていただきたいというふうに思います。人口が減ると、財政力が落ち、地域の働く場、買い物の場、健康維持の場という三大生活基盤も失われてまいります。それは地域の経済力や財政力の格差につながります。スウェーデンでは、産業は福祉の糧というように、若者が帰省できる、老いてもまだまだ頑張れる、結局は働く場があるかどうかが決定的に重要であるというように思いますが、産業振興課長、いかがでしょうか。
- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) おっしゃるとおりだと思います。
- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 前に戻りまして、安全で安心なまちづくりについて、これは通告にないものですから、ご答弁が無理でありましたら結構でありますけれども、今、町が取り組まれております光ファイバーの署名活動、4,000名を目標にということで、これは大きく回覧で町全体に回ったわけでありますけれども、現時点での進捗状況、また町長の改めてご決意を最後にお伺いし、私の質問を終わります。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) ただいまご指摘いただきました安全・安心まちづくりを進める上でもと思って進めております光ファイバー整備網の要望でありますが、ただいま現在、4,000件の目標に対し2,500件の有効な署名をいただいたところであります。川島富士子議員初め、皆様方には大変ご協力いただいておりますことを、この場をかりて改めて御礼を申し上げま

す。今月9月いっぱいの期間の間に、残り1,500件に向けて、さらなる努力をしていきたいと考えておりますので、皆様方にもぜひご協力のほどをお願いしたいと思っております。特に高齢者の方々の中では、光ファイバーとかインターネットといっても、わかっていただけない部分があったり、要望書に署名をすると電話料金が上がってしまうのではないかという勘違いをされてしまっているところもございます。昔は有線が今は電話にかわって便利になったように、電話も黒電話からプッシュホンになって、短縮ダイヤルが使えるようになって便利になったように、今の電話がもっと便利な電話にかえることができるかもしれないという、そのための要望活動であるということ、それからここで経費がかかるわけで、今現在、署名をいただいて経費をかかるわけではないという、この2点を再度アピールしながら進めさせていただきたいと思いますので、議員各位にも何とぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村和好君) 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とします。

再開は午後3時20分。

(午後 3時10分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時20分)

◇ 伊藤 圀 樹 君

○議長(野村和好君) 一般質問を続けます。

伊藤圀樹議員。

[11番議員 伊藤圀樹君登壇]

○11番(伊藤圀樹君) お疲れのところではございますが、もうしばらくのごさんどうを願いたいと思います。

議長のお許しをいただきまして、5番バッターといたして質問をさせていただきます。

昨今、現代社会において、あるいは会社におかれましても、行政も含めてでもございますけれども、各会社、人員の削減、経費の削減、そういった意味において臨時の職員あるいはパートの職員、あるいはまた派遣社員と、そういったもので経営の安定化、あるいは利益の向上というものを図っておると、これがごく一般社会の流れだとは思いますけれども、当町

の行政においても、やはりそれは同じことが言えるのではないのかなと。そういった面から 大綱2点、そして最初の1点目といたしまして、町の業務委託についてお尋ねをさせていた だきます。

我が町での業務委託、各部署、担当課、それぞれあろうかと思いますけれども、そういう 分野での人員の数あるいは総額的な金額がどのくらいなのか。そしてまた、その委託をされ ている委託先は、どういう会社であろうか。特に今回の場合には、民間への一括委託という こともございますので、その辺は詳細な説明をお願いさせていただきたい。

そして2点目といたしましては、今日までいろいろなさまざまな委託による業務があったとは思いますけれども、それまで、以前には臨時職員として働いておられた方、あるいはパートとして働いておられた方々が、この業務委託によって、そっくりそれに移行されるということでございますので、前臨時の時代あるいはパートの時代と、そういう部分とその内容あるいは保障というものについての差異はないのか、その辺をお尋ねをさせていただきます。そしてまた3点目は、今回の一括委託、一つの民間会社ではありますけれども、何ゆえにこれが3年契約なのかということであります。お考えあってのこととは思いますけれども、本来ですと、この業務委託というのは年間の内容あるいはそういった物事を精査しながら、その年度ごとにそれを変えていく、あるいは何といいましょうか、内容改革を求めていくのが基本的な理念ではないのかなという気がいたしますけれども、この3年契約というのは、どのような経緯のもとにあったのかをお伺いをさせていただきます。

そして、大綱2点目でございますけれども、これはまた町のシルバー人材関係でございます。

シルバー人材センターと行政についてということでお願いをしているわけでありますけれども、まず1点目、当町のシルバー人材センター、合併して5年になるわけでありますけれども、いまだ光、横芝という、その差異があるのかなと、そういう懸念がございます。もともと光には年配者の憩いの家ということで、そういった行政の設備がある。横芝の場合には、もとの役場、今の行政センター、2階に事務所がございまして、向こうに事務所を構えておるという、そういうことでありますけれども、これは両方に分かれていても不都合であろうかなという気もいたします。現在のこの横芝光というシルバー人材センターの業務内容については、総合的な相違はないのかということでございます。

そして2点目でありますが、町からシルバーへの仕事の発注ということでございます。 年々、町の業務あるいは町の公園の、いろいろな分野でのシルバーへの事業の発注、工事の 発注があろうかと思いますが、シルバーは、やる仕事が限られておりますので、高さによれば2メートル以上はだめだとか、しかしながら、それでもシルバーのできる仕事、簡単というと失礼かもしれませんけれども、いろいろな分野がございます。近々ですが、町のほうからシルバーのほうへの事業、仕事の委託、そういった実績額はどのくらいあるのかなと、その内容をお示しいただきたい。

そして、3点目でありますが、補助金あるいは助成金というものだけではなくて、高齢者と言っては失礼、しかしながら、横芝光町では65歳以上が7,200人ほどいらっしゃるわけでありまして、そういう中で、シルバー人材センター、元気なうちはまだ働けるという、そういう分野がございますので、そういう中でのシルバー人材ということもございます。そういう中には、いろいろな分野でセンターへの悪口といいますか、ご意見といいましょうか、希望、主張というか、いろいろございますけれども、それぞれの個人の意見ではありましょうけれども、役員に対する苦情、あるいは事務系統に関する苦情と。勝手なものでございまして、聞かなければならないという、そういうつらさはあろうかと思いますけれども、そういった分野で高齢者の皆さんの、あるいは心配事相談のような内容ではありまして、そういう高齢者に対する相談事、そういう体制は、町としては把握してそういうものができているのかどうか、以上この3点。

大綱2点を壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

[11番議員 伊藤圀樹君登壇]

○議長(野村和好君) 伊藤圀樹議員の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

○総務課長(林 英次君) 伊藤圀樹議員の業務委託についてのご質問にお答えをさせていた だきます。

まず1点目の「各部署、人員数、総金額、委託先は」についてでございますが、初めに、 この4月に契約会社1社と一括請負した各部署ごとの合計を申し上げさせていただきます。

3 部署で54名で、総額8,551万1,000円でございます。内訳につきましては、教育課が児童 クラブの指導業務に21名で2,783万3,000円、福祉課が保育士業務及び用務員業務に10名で 2,718万3,000円、社会文化課が公園、文化会館、図書館等の受付業務及び清掃業務に23名で 3,049万5,000円となっております。

また、一括委託ではなく、以前から町が委託していた業務は、合計で6部署56名で、1億

5,138万7,000円となっておりまして、委託先については12社となっております。内訳につきましては、総務課が庁舎警備業務に1名で476万7,000円、企画財政課が庁舎等清掃業務及び町有バス運行業務に4名で1,451万2,000円、健康管理課が清掃業務に1名で107万3,000円、教育課が給食センターの調理及び配送業務、小・中学校の外国語講師派遣業務及び用務員業務に24名で6,312万円、社会文化課が文化会館等の清掃業務などに9名で1,757万3,000円、東陽病院が医療業務及び清掃業務並びに警備業務に17名で5,034万2,000円となっております。

それぞれの人員数については、文化会館や図書館のように、ローテーション勤務により複数の人員を計上している部署もございます。総金額につきましては、町バス運行業務のように、勤務実績に応じて支払う契約になっている業務は、予算額で積算をさせていただきました。

なお、業務委託については、保守点検業務や設計監理業務など、少額なものから一時的な ものまでございますので、主な業務についてご説明をさせていただきましたので、よろしく お願いいたします。

次に、2点目の「前臨時職時と委託との差異はないか」とのご質問でございますが、今回の一括委託では、昨年まで臨時職員や派遣職員として働いていた皆さんが失業しないように、委託会社へ転籍できるという条件で交渉をしてまいりました。また、転籍した場合の賃金についても、前年度と同額となるように配慮したところであり、差異は生じていないと認識しております。

なお、委託会社の社員となることで、雇用の安定に加え、制服の支給や研修の実施など福 利厚生面においても前年度と比べて改善されたものと考えております。

次に、3点目のなぜ3年契約なのかとのご質問でございますが、議員おっしゃるように、 機械のリース契約あるいは指定管理者制度などとは異なり、業務委託契約につきましては、 一般的には単年度での契約になります。

また、2年目以降の契約については、前年度の業務実績や見積もり金額を考慮しますが、 特に問題がなければ業務に精通していることなどから、継続して契約する場合が多くなって おります。

今回の一括委託契約により、委託料の削減あるいはリスク管理の軽減が図られるほか、今まで職員が行ってきました臨時職員の出勤の確認、ローテーション管理及び毎月の給与や保険料の支払い事務等、職員が行う管理業務が大幅に軽減をされ、より一層、行政サービスの提供に労力を集中できるものと考えております。

また、昨年まで役場業務の一部を担っていただいた臨時職員や派遣職員の皆さんにも、より安定した雇用の機会を提供できるものと考え3年契約とさせていただきましたので、何と ぞご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、福祉課長。

〔福祉課長 実川裕宣君登壇〕

○福祉課長(実川裕宣君) それでは、伊藤議員ご質問のシルバー人材センターと行政についてお答えを申し上げます。

まず、横芝と光、基本的に内容に相違はないかについてでありますが、横芝と光のシルバー人材センターは、平成18年4月、合併とともに定款等が整備されており、定款並びに制定されました各種規則等に基づき、日々の業務を行っておりますので、相違はないものと考えております。

例えば、定款において、センターは主たる事務所として、これは旧横芝の中央公民館、また従たる事務所としましては、光地区にあります老人憩いの家光風館となっておりますが、これは高齢者で車を所有していない会員が多いため、両事務所を拠点として集合場所から現場へ移動しやすいように、会員の利便性を考えたものと伺っております。また、仕事の偏りがないように配慮しながら、要請のあった職種に対応できる方の配置を適正に行っており、就業規約においても、会員は差別的扱いを受けていないというふうに聞いております。

次に、2点目、町からシルバーへの工事発注額についてお答えをいたします。

シルバー人材センターへ町から発注した平成21年度の実績は95件、金額にいたしまして 3,490万円、平成22年度は4月から7月までの4カ月の実績でございますが55件835万円となっております。

続いて、3点目、補助金だけでなく、高齢者の内容相談はできているかのご質問でありますが、社団法人としてシルバー人材センターは適正な運営を続けておりまして、町ではセンター登録会員からの相談はこれまで受けておりませんが、先ほど議員ご指摘のように、センターに対しての相談、また苦情等があった場合には、こうした皆さんのお声が聞けるような体制づくりに努めますよう、こちらから助言等を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

[福祉課長 実川裕宣君降壇]

- ○議長(野村和好君) 伊藤圀樹議員。
- ○11番(伊藤圀樹君) 先ほどは、総務課長さんのほうから、この一括発注、業務委託についての数字的な報告、説明があったように思います。そういう中で、この一括発注の委託業務、一括にしたことで、それぞれの経費の削減が促されると。今まで正直申しますと、町で行っていたものが、業務委託によって、その手数料、事務的なものかもしれませんけれども、それも削除できると。あるいはそういう中での面倒さがなくなったというようなことではないのかと。

そこでお伺いしたいのは、今までの臨時社員あるいは臨時職員、あるいはパートという、 それをやっていた五十何名、一括発注をしたことによって、どのくらいの減額あるいはメリットが出てきたのか、どういう方面にプラスが出たのか、数字的にはどのようなマイナスが 出たのか、できればお願いをしたい。

- ○議長(野村和好君) 総務課長。
- ○総務課長(林 英次君) 一括発注によって、今までの契約との差ということでございますけれども、21年度は、これまでの臨時職員あるいは派遣職員の金額が、全体で49名で9,360万6,000円でございました。これが一括発注ということで、全体では人数的には54名になりましたが8,551万1,000円ということで、全体としては人員数は5名ほどふえてはおりますけれども、金額では809万5,000円の減となっております。

この内訳でございますけれども、児童クラブ、保育所、社会文化課関係、これが一括発注ということでございますけれども、児童クラブでは6名ほど増、金額的には426万8,000円ほどふえております。ただ、これは一括委託契約の中で、担当社員に休みが出た場合等に備えて、常時ローテーションで社員を配置しているもので、3つの児童クラブ、合わせて6名を確保しているものでございます。これにつきましては、21年度においては急な休み等で、放課後児童クラブの指導員に不足が生じたときには、急遽、シルバー人材センターに依頼して補充をしていたという経緯がございます。

次に、保育所関係でございますけれども、これは保育士、用務員を委託しているわけでございますけれども、人数につきましては10名で同じでございます。ただ、こちらの部局が金額で1,318万8,000円ほど減額になっております。この理由につきましては、21年度においてはほぼ1名が在職をしておりましたが、この保母が22年度において職員1名が退職し、その後、委託業務の中で1名分を補充しているため、比較といたしましては職員の人件費分が大きな減要因になっているということでございます。

また、社会文化関係でございますけれども、町民会館、光スポーツ公園、ふれあい坂田池公園、文化会館、B&G海洋センター、図書館、ここが1名の減ということではございますけれども82万5,000円ほど金額ではふえております。これは町民体育館でローテーションの関係で1名増員となっておりますけれども、文化会館、B&G海洋センター業務が業務内容見直しによって人数的には2名減となっている状況でございます。

ただ、今回の一括請負契約の中でも1点出ましたけれども、町は、保育所等は欠員不補充 という形で、実際には退職職員が出ても、これを委託業務の中で対応しているということか ら、中期的には、やはり経費節減につながるということが言えるかと思います。

また、そのほかには今言われておりますワーキングプア、そういうこともありますけれども、現在、臨時職員あるいは派遣職員が、会社のほうへかわることによりまして、安定した職場の確保、職の確保ができるということで、そういうメリットがあるものと思われます。 以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 伊藤圀樹議員。
- ○11番(伊藤圀樹君) ただいまの説明によると、一括でやる補充事業、ローテーション、いろいろあると思うんですね。そういう中で、21年度が9,360万、22年度は8,551万ということで810万のマイナスで、これが減額されているというのがまず1点ありますね、一括委託の中で。

しかしながら、この中身を見ますと、福祉課である職員の退職ということで、1人1,000万円の報酬のある人が退職をしているということ、これを1人の退職者のためにやると、決して810万のマイナスにはならんだろうと。ならば、退職者の後を補充する部分があるにしても、そういう分野のものの計算は、安くなったのではなくて、あとは委託業者のさじ加減になると思うんですよ、補充するしないというのは。ただ、町のほうで一括発注だということで委託をした場合に、相手方の民間企業の人が、それに見合うだけの補充をしてくれるのかと。1,000万円を取っていた人が退職すると、当然1,000万円減っていいわけなんですね。しかし、この中では810万だと。しかし、その中ではローテーションがあるからいたし方のないところだというのであれば、これはその中のものはあります。それはまた、こういった人材あるいは業務に携わる人たちの、あるいは募集、補充ということにすれば、いろいろそれはあろうかと思いますけれども、そういう中で、やはり業務委託をするという中では、やっぱり今までは実質経費、そういった算出方法があると思うんですね。ですから、図書館、保育所、いろいろあろうかと思いますが、その実質計算をしながら適正な数字、そういった

ものの判断の中での一括発注、こういうものをお願いしたいと思いますがどうでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 総務課長。
- ○総務課長(林 英次君) 一応、業者のほうとの請負契約の中では、当然、業者のほうも全くもうけがなく委託を受けるというわけにはまいらないということもありますので、そちらのほうにつきましては、実質計算という町側の意向、また業者等の意向等もありますので、その辺につきましては、今回の契約につきましては、双方の意向に沿った形での契約ということでございます。よろしくお願いいたします。
- ○議長(野村和好君) 伊藤圀樹議員。
- ○11番(伊藤圀樹君) 課長も大変な部分があろうかと思いますけれども、やっぱり行政と業者、これは当然そういった話し合いがあってしかるべき。しかしながら、業者が利益を出さないで営利を目的としないでやる場がないんだよね。事務所の経費、人件費、これは当然どこかでは出さなければならない。それを伺うと、会社のトータル的なものだからその中から出ますよと。逃れ口は一番ありますよ、幾らでも。例えばここらでやる大型店舗が、町に税金を払って総体的で見るから何とかなるんですよと。プール計算になれば、そういうことになろうかと思いますが、ただ、そういう分野が利益を目的としないでやる民間業者というのはあり得ないんですよ。ですから、そういう部分を勘案しながら、いろんな分野で煮詰めていきながら、基本的な実質経費というものの基本線をしっかり守っていただいての業務委託というものに努力をしてもらいたいということであります。

続いて、2点目の前の臨時職のときとの差異はないという。しかしながら、前の臨時職の皆さん、あるいはパートの職員の方々、すべでが横すべりで業務委託の会社のほうに行っているんだと思うんですね。その中で差異がないという。しかし、その中には本人の都合、あるいは健康上の都合、いろんな分野もあるでしょうけれども、業務委託のほうに向いてからやめられた方もいらっしゃいます。内容は定かではありませんけれども、目に見えないような圧力というものはないものなのか、委託をした中で、行政のほうでは、そういうところまで気配りをしておられるのか、あるいはそういったことは一切ないのか、いかがでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 総務課長。
- ○総務課長(林 英次君) 今回の一括請負をするに当たりまして、今まで臨時職員あるいは 派遣職員であった臨時職員の方々につきましては、基本的には一括請負業者と、新たに嘱託 社員となるについて、業者と臨時職員等が面接をいたしまして、条件等についてきちんとし た形で確認した上での契約を結んだものと思われますので、そこの間に特に不平不満があっ

たというのは聞いておりません。

ただ1点、光スポーツ公園、それと横芝のほうの坂田池公園の関係で単価差が生じておりました。一括請負契約前に単価差があって、その臨時職員1名は、前に支払いをしていた額よりも、そこは調整で下げたと、この1つについては条件が多少臨時職員が悪くなったということについては伺っておりますけれども、いずれにしても双方を調整して、会社との契約を交わしたというように伺っております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 伊藤圀樹議員。
- ○11番(伊藤圀樹君) 異動した当事者にすれば、自分の都合のいい話も言うだろうし、全部が全部を聞いておるわけにはまいりませんので、当事者が面接を行っての異動であるというなら、それはそれでいいでしょう。そして差がないということであれば、先ほども言ったように、民間との3年契約というのは、これはいろいろお考えがあってのことだとは思いますけれども、なぜ一括発注が3年契約なのか。先ほどその中では、あらゆる分野で経費の削減やらもろもろあるとはお伺いはしましたけれども、本来ですと、その内容を精査しながら、質問書にもあるように、年間1年の中で内容を考えながら、あるいは参考意見を伺いながら、その都度1年、単年契約と、そういうふうにしていくのが基本だろうとは思いますけれども、もう一度、なぜ3年契約かということでお願いします。
- ○議長(野村和好君) 総務課長。
- ○総務課長(林 英次君) 繰り返しになりますけれども、経費節減ということで、退職者の 欠員の不補充、これは町としては保育所の職員あるいは学校の用務員、給食センターの調理 員、これは今回の委託請負契約とちょっと異なるかもしれませんけれども、業者委託によっ て廃止することによって経費節減が図られる。また一方では、雇われている嘱託社員の方に とりましては、ご本人の意思を確認した上で優先雇用ということで、この会社側の説明によ りますと、社員の65歳定年制、あるいは一般社員登用制度による長期雇用も可能であるとい うようなお話もあったようでございます。

それで、ちょっとこの会社がほかの全国的な自治体とどのような形で一括請負契約をされているのかということで確認をさせていただきましたが、現在、横芝光町を除いて全国の10市町と契約をしております。ちょっと申し上げさせていただきますと……

〔11番議員「いいです」と発言〕

○総務課長(林 英次君) よろしいですか。いずれにしても、各町が、やはり行財政改革の

中で、このような一括請負契約という形で業務のスリム化ということで、この一括請負契約を他の自治体においてもいろいろ進めている状況にございます。我が横芝光町にとりましても、やはり経費節減、将来的には経費節減をして、行財政改革をしていかなければならないという中での一つの選択肢ということでご理解を賜りたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(野村和好君) 伊藤圀樹議員。
- ○11番(伊藤圀樹君) 確かに課長がおっしゃるように、経費削減、これは非常にいいことです。ただ単に、経費削減だけをうたい文句にするならば、ちょっと間違いだろうと。例えば保育園の保育士、こういうのもありますね。正直言って、言い方はちょっと失礼かもしれませんけれども、派遣で来ている人たちは時間厳守なんですよ。何時から何度だとぴったり終わるんですね。ただ、それが今現在、どこの保育所かわかりませんけれども、その他の保育士と一緒に同じ勤務、同じ仕事の時間帯で、そのように一緒に流れるのか。あるいは担当している子供たちの、その子供たちと地域の保護者の皆さんとのコミュニケーションはとれるのか。地域になじんだ地元の町内の保育士ならいざしらず、よそから来た人には、そういう懸念はないのかなということなんです。

それはいろいろ苦労しながらやってはおられるでしょうけれども、この3年契約の中で、経費の削減だけをうたうのなら、行政も、じゃ、3分の1の業務委託をやれば経費削減になると、これは別の問題ですけれども、ただ経費の削減ではなくて、やはり思いやりのある、温かみのあるような、そういったものを望むのであれば、この一括発注、一番一括発注でひっかかるのは、それの前任者ですよ、契約したのは。ですけれども、その前任者が3年契約をやったという、その背景に、その位置どころ等がそこにあるから、皆さんが懸念するんですよ。同じ一部の同類項が、個人の民間の会社の中に入っている。そして前任者の責任者が3年契約をやるから、なぜ、こういうことが許されるんだという世論の町民のこういう批判を受けるから、何かを考えられないですかということなんです。ただ単に、損得勘定でここに一括発注をやった、それ云々よりも、内容を問われるということなんですね。

これが全然関係のない民間で経営規模の充実した会社なら、別に何もだれも言わぬと思う。 ただ3年契約、そして一つの家族の中に、よその仕事を持ってくるようなもの、どうでもな るのではなかろうかと。いいあんばいの話し合いでできているのではないかという町民、世 間にそういう疑惑の念を持たれるから、その辺を少しお考えをいただきたいということなん です。決して意図があってその会社、個人を批判しているものでもありませんので、そうい うところは極力お考えをいただきたいと思います。

続きまして、このシルバー人材でございますけれども、シルバー人材センターは全然差異はない。しかしながら、旧横芝、旧光ということになりますと、光では、やはり憩いの場ということで年配者、高齢者と言ってもいいでしょうか、憩いの場であると。碁を指したり、将棋を指したりというような場所であるのが公共施設、横芝の行政センターの中にあるのは、やはり60を超えてシルバーに入って、少しでも元気で働ける者は働いてもらおうと。それには仕事の確保もしなければならぬだろうと。極論で言うならば、働ける者は生活の一部の足しでも、それだけのものは働いたほうがいいだろうという、そういう根本の趣旨が多少の差はあると思う。しかしながら、合併してのシルバー人材センター、一緒で今やって、差異がないということでありましたけれども、やはりないというよりも、我慢をしているのが現状かなと、それは聞いてみなければわからぬことではありますけれども、そういう中で、これからも町も当然ながら補助をしているわけでありますけれども、先ほども出たように、差異はないと言われれば、それはないでしょう、1番目ですけれども。

2番目は、町から発注しているやつが、大体が21年度951件、3,490万円、先ほどいろいろ 出ましたね、中学校の植木の問題も。今年度もそうです。町は公園、例えば光のスポーツ公 園はいろいろあった。坂田池の公園も事務的なものは委託ですね。管理はシルバーのできる ものはやっています。しかしながら、やってもらっていますれば、それだけの雑草もありま すよ。そして今般のこの異常気象の暑さの中で、ツツジでも何でも、みんなもう赤くなって います、茶色になっています。ですから、こういう町のもの、人の来る町の顔でもあります ので、その事務的な委託ではなく、これがどういう分野でシルバーに委託したかわかりませ んけれども、そういう分野、例えばこの暑い夏でありますよね、植木に対する水かけ、設備 があるとかないとか出ましたけれども、枯れてからでは遅いでしょう、あれを始末するのに は。行っても事務所の周りの木が二、三十本、もう真っ黄色になっていますよ。それと池の 周りの歩けるようなところ、坂田池の公園で言うならば、ああいうところの植木地の側面の 芝生、ゲートボールなどをやっている、グラウンドゴルフをやっている、ああいう芝生は手 入れは行き届いています。その他の使わない、ああいう植木なんかのある側面の芝生ですよ ね。一遍、雑草の種を落としちゃうと、3年は無理でしょう。ですから、環境整備というよ りも、そういうものをやるのには、もう少し見回りながら、シルバーのできるやつの仕事の 発注ではないですけれども、そういうものを注視していただいて指導いただければというよ うに思います。

公園によってもいろいろあるでしょう。確かに栗山の公園もありますね。それから光スポーツ公園は芝なんかは委託でやっています。今、一方、多分あれは派遣でしょう、この方は一生懸命やっておられますし、設備にしては町の社会文化課の皆さんもいろいろお骨折りをやっていただいてはおりますけれども、年配者がそこに集まるということは、やはり危険が伴いますので、坂田池の公園の場合だとすれば、やはり植木あるいは樹木の枯れたやつは、決して見いいものではないような気がしますので、これだけの額の発注をしているなら、もう少し気配りをしていただければありがたいなと思います。

それとあと、逆に言うと、じゃ、シルバー人材、今何人ぐらいいるか、課長、ご存じですか。別にその人数がどうこうではなく結構なんですけれども、このシルバーの中で、何を言いたいかというと、大体、横芝が100ですよ。光が80ぐらいだと聞いています。実際はわかりませんよ、180なんだけれども、シルバーの仕事、朝、出勤をしてありつけるという人は何人もないと。ただ、シルバーに仕事をさせたからいいのではなくて、町が500なら県が500、1,000の補助金の中で運営されている、あるいは仕事をした1割が応能されるという、いろいろやり方の中で、これは営利目的ではありませんので、その中で地域の年配者、高齢者の方々が、もう少し楽しんでと言ったら語弊があろうかと思いますけれども、そういう楽しめるというよりも緩やかな仕事ができるような配慮も、相談事ではありませんけれども、そういう指示をするわけにはまいりませんけれども、そういうところまでの気配りというものもしてもらえたらいいのかなと。

中にはいろいろな執行部に対する苦言があるとは聞きますけれども、これは言うほうは勝手ですからね。先ほど午前中もありましたように、文句言うほうは、それは勝手なんですよ、自分の都合のいいことを言いますから、それを全部が全部まともに聞くわけにはいきませんけれども、最終的には、やはり年配の方々が楽しんでというか、先ほどから個人の愚痴ではありますけれども、現在、センターで高齢者の、町長がおっしゃっているように、自分の町、そのまちづくりでありますので、やはり高齢者の健康の増進というのもありますし、医療費の削減というのもございますし、そういった中で、恐らく前年度の資料でいきますと、資料は大体1億2,000万円のシルバー人材の仕事をやっているそうです。もう少し頑張れば、もっと内容的には先の見える見通しのいいものになるのではないのかなと。しかしながら、その中にいる者の不満不平が出るようでも困りますけれども、楽しみながら働けるという、そういった社交の場、つくれるような行政の努力をしていただければと思います。

それとまた、先ほど町長、いろいろな分野で言っておりました。生まれ育った町だという

こと、そして町長が掲げたように、すべては町民のためにという、そういう大義名分のスローガンがありますので、この町にそれこそ住んでよかったと言える、口だけ、言葉だけは言えるんですよ。じゃ、実際に行動で何ができるかというとこれは難しい、金がかかりますから。行政というものは町民のためにあるのであって、一個人の先ほどの業務やなにかの個人のものではないんです。すべての町民のためにある行政だという。先ほどはちょっと出ましたけれども、町民の皆さんにすべてを尽くすと、こんなものはできっこない、何をやっても同じなんです。人の寿命と同じで、これでいいということはございませんので、できる努力はしていただきたいと。行政の一部のためではないということを認識していただきながら、思いやりのある温かいご指導、また課長さんらにお願いをさせていただきたいと思いますが、特にシルバー、高齢者に限って、今後どういうお考えがあるのか、ひとつお聞かせ願いたい。

- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) 議員もご存じのとおり、シルバー人材センター、社団法人という ことで独立した機関であります。当然、自分たちの考えで組織が運営されているわけでござ います。行政というものが、どのぐらいまで関与できるかというのは、ちょっと私もわから ない部分がございますが、今、議員のおっしゃったような形で、よりよい運営がされますよ うに、うちのほうからも助言等をさせていただきたいというふうに考えております。よろし くご理解のほどお願い申し上げます。
- ○議長(野村和好君) 伊藤圀樹議員。
- ○11番(伊藤圀樹君) いろいろ苦言を呈しましたけれども、一括委託の分野も、先ほど言ったようにやって、それを取り込む、周囲の環境的なものも配慮しながら、行政はやはりやっていただければと思います。

また、シルバーのほうに関しても、高齢者のよきパートナーとして、行政のパートナーと してやっていただければ、憩いの場になる働き場所になろうかなというように思いますので、 それぞれの分野で担当課の課長さんにもお願いをしたいと思います。

そして、町長、最後に一言お伺いしたいと思います。この3年契約、前任者でありますけれども、現時点で、町長はこれを変更なさる考えがあるのかないのかを、ひとつお伺いします。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) ただいま各担当からもご答弁をしておりましたけれども、基本にある のは働いていただいている方々の雇用の安定を図るということを一番に考えたいと思います。

また、6月の定例会でも、この委託に関しましてご質問いただいた中で、私としてもいろいろ調べております。なぜ3年になったのかということも今回、きちんと調べさせたところではありますけれども、この委託会社の選定の過程から、さまざまな部分まで、たくさんのご意見やご指摘をいただいております。今、木戸にこの会社の事務所はありますけれども、最初は社会福祉協議会の事務所の隣に第一候補であったということまで指摘をいただいております。そのようなことがなぜ起こったのかなということも1つにはありますが、やはり今、伊藤議員からご指摘いただいたほかにも、たくさんのご意見やご指摘をいただいているところでありまして、私としても今、いろんな場面を見比べさせていただいております。

今の最終的なご質問ではありますけれども、今ここですぐ何ができるということは、ちょっと申し上げられませんけれども、この委託契約に至った過程であるとか、特に雇用の安定というのを最重要に考えて委託したんだということでありますけれども、それも含めまして、順番にしっかりと見ているところでありますので、ご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

- ○議長(野村和好君) 伊藤圀樹議員。
- ○11番(伊藤圀樹君) 町長も苦しい答弁かと思います。これは最初から賛成のようではありませんので、あえてそれを追及することも、これは定かではございません。

ただ、先ほど言ったように、そういう背景を考えて、一般世論と町民の皆さんが、何を判断するのかということを、行政がしっかり受けとめて、しっかりしたそういうお考えのもとに、きょう、あしたというわけにはまいりませんでしょうけれども、そういう業務委託、なぜ3年かという、こういう問題が出てくるとかということ、しっかり、じっくり検討をしていただき、検討するということはやらないことだけれども、そういうお考えをいただきながら、その辺を変えていただければありがたいと思います。いろいろありがとうございました。一般質問をこれで終わります。

○議長(野村和好君) 以上で伊藤圀樹議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

◎休会の件

○議長(野村和好君) 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月13日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認めます。

よって、9月13日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長(野村和好君) 本日の日程はこれをもって終了します。

9月14日は定刻より会議を開きます。

本日はご苦労さまでした。

これにて散会します。

(午後 4時09分)

平成22年9月横芝光町議会定例会

議 事 日 程(第3号)

日程第11

平成22年9月14日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 発議第 1号 横芝光町海岸の保全事業早期実施を求める意見書について 日程第 議案第 1 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合の規約の一部を改正する規約の制定 2 に関する協議について 日程第 3 議案第 2号 平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第2号)について 日程第 4 議案第 3号 平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) について 議案第 4号 平成22年度横芝光町老人保健特別会計補正予算(第1号)につ 日程第 5 いて 日程第 議案第 5号 平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 6 号) について 日程第 7 議案第 6号 平成22年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第1号)につ いて 日程第 8 議案第 7号 平成22年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算(第 1号) について 日程第 9 議案第 8号 平成21年度横芝光町一般会計決算の認定について 日程第10 議案第 9号 平成21年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第13 議案第12号 平成21年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について

7

日程第14 議案第13号 平成21年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定につ いて

日程第12 議案第11号 平成21年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定につい

議案第10号 平成21年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定について

日程第15 議案第14号 平成21年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定に ついて 日程第16 議案第15号 平成21年度横芝光町病院事業会計決算の認定について

日程第17 議案第16号 財産の取得について

日程第18 議員派遣の件

日程第19 陳情の件

日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

欠席議員 (なし)

出席議員(17名)													
1番	杉	森	幹	男	君	2番	森	Ш		忠	君		
3番	實	Ш		隆	君	4番	Л	島		仁	君		
6番	若	梅	喜	作	君	7番	ЛП	島	富 =	上 子	君		
8番	鈴	木	克	征	君	9番	野	村	和	好	君		
10番	Щ	﨑	貞	_	君	11番	伊	藤	圀	樹	君		
12番	嘉	瀬	清	之	君	13番	ЛП	島		透	君		
14番	鈴	木	唯	夫	君	15番	八	角	健	_	君		
16番	ЛП	島	勝	美	君	17番	越	Ш	輝	男	君		
18番	越	Ш	洋	_	君								

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町			長	齊	藤		隆	君	産業振	興課	長	土	屋	文	雄	君
副	町		長	鈴	木	孝	_	君	都市建	設課	長	小	堀	正	博	君
総	務	課	長	林		英	次	君	福 祉	課	長	実	Ш	裕	宣	君
企區	町財 政	女課	長	林		新	_	君	健康管	理課	長	椎	名	幸	司	君
環境	竟防災	災課	長	伊	藤	定	幸	君	食肉セ 所	ンタ	長	伊	橋	秀	和	君
税	務	課	長	高	埜	広	和	君	東 陽 事 移	病 务	院 長	宮	菌	博	香	君
住	民	課	長	若	梅		操	君	会計管	9 理	者	Щ	本	照	男	君

 教育長井上哲君
 教育課長高蝶政道君

 社会文化課長
 五木田桂一君
 監査委員高橋俊夫君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 川島重男 書 記 椎名圭子

◎開議の宣告

○議長(野村和好君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○議長(野村和好君) 日程に入るに先立ち、報告します。

本日、民生文教常任委員会委員長から陳情第1号について、お手元に配布のとおり、審査 結果報告書の提出がありましたので、報告します。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) これより日程に入ります。

日程第1、発議第1号 横芝光町海岸の保全事業早期実施を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより発議第1号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第2、議案第1号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合の規約の一部を

改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

「「異議なし」と言う人あり〕

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第3、議案第2号 平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第2号) についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一議員。

○18番(越川洋一君) 補正予算書の9ページですけれども、県の支出金で農林水産業費、 県の補助金、この中で園芸王国ちば強化支援事業補助金が実施が困難だということで2,257 万5,000円が減額されておりますけれども、この経緯を少し詳しく説明していただきたいと 思います。

それから、稲ホールクロップサイレージの緊急拡大事業補助金についても234万円の減額 ですが、減反対応ということで当町は他市に先駆けてこの事業に取り組んできたかというふ うに思いますけれども、これについても説明を願います。

それから、10ページの前年度繰越しに伴いまして、12ページで積立金がこの段階で4億円ということで積み立てておりますけれども、どういう検討に基づいて積み立てをこの段階でしたのか、その点を尋ねます。

- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) それでは、越川洋一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、園芸王国ちばということでございます。内容でございますけれども、横芝光町の東町在住の方で、園芸ハウス9棟を建てかえをするということで、昨年11月の段階で申請を県のほうに出しておりました。その後、何回か県との折衝の結果、事業規模を縮小していないと返済の計画が少し、今の作付状況等からいって無理があるのではないかということで、県と当事者であります方が協議してまいりました。その中で県は、9棟ある中で計画的に随時建てかえをして、返済に見合った収支をしてはどうかということで提案したんですが、施工者である方が、いやそれはできないということでございましたので、県のほうでは償還が無理だということで、今回の助成金につきましては県の助成体系に合わないということで、貸しつけができないということになったそうであります。

もう一つの稲ホールクロップサイレージでございますが、これは初日、財政課長のほうからお話がございましたけれども、今まで、稲ホールクロップ等緊急拡大事業補助金ということであったものが、今回の戸別所得補償制度の中で、水田農業構造改革推進補助金のほうに統合された関係で、今回、234万円を減額したものでございます。

昨年は、米粉がかなり面積がございました。21年度につきましては、米粉が26万平米ありまして、今回は3万5,000平米ということで、水田受給のほうで110万円ほど補正増しておりますが、その関係で相殺で減っております。

- ○議長(野村和好君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(林 新一君) それでは、ご質問の財政調整基金における積み立てについてでございますけれども、決算でご報告申し上げましたとおり、21年度の繰越金が約6億7,600万円ほどございます。会計法では、その半額を翌年度積み立てなさいというふうな制度になってございます。そのようなことを考慮しながら、今後の歳入と財政需要を考慮いたしまして4億円を積もうとしたわけでございますけれども、その内訳を申し上げますと、今回、前年度繰越金を補正予算の歳入で見ておりますが、まだあと3,000万円ほど残っております。そのほかに、地方交付税につきましては、普通交付税ですけれども、先日、算定が終わりまして、あと2億5,000万円ほど留保しております。4億円を積んでもまだそれだけの留保がございまして、この先の財政需要と申しますと、例年ですと、人事院勧告によります給与改定が大きいんですが、ことしは、今の様子ですとマイナス改定というようなことで

内々お話がございますので、大きな財政需要がないということから4億円を積み増ししようということでございます。

なお、参考までに申し上げますと、本年度の予算で、財政調整基金1億4,000万円ほど取り崩して繰り入れすることになっておりますが、最終的にはそれも取り崩さないで運営できるのかなというようなことも考えております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) それでは、9ページの商工費県補助金の中で緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、以前も説明受けたときはカーブミラーのということだったと思うんですが、歳出のほうの12ページ、9目の地域安全対策費のカーブミラー台帳システム委託料と関連があるんでしょうか。その辺のご説明願いたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 環境防災課長。
- ○環境防災課長(伊藤定幸君) それでは、森川議員のご質問にお答えいたします。 森川議員おっしゃるとおり関連がございまして、歳入で受けたものを、こちらの12ページ で記載してございますカーブミラー台帳管理事業のほうに充てるものであります。 以上です。
- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) これはどのようなものか、具体的にご説明願いたいと思います。カーブミラーは町内にはかなり数多くあると思いますが、その管理状況をとは想像するんですが、 どのようなものでしょうか。
- ○議長(野村和好君) 環境防災課長。
- ○環境防災課長(伊藤定幸君) それでは、内容でございますが、町内には現在、我々が把握しているカーブミラーの設置数ですが、1,507基ございます。このカーブミラーの管理台帳を整備するものでありまして、現在もカーブミラー等の台帳は整備されておりますが、その後、詳しい内容が、細かな情報が得られておりませんので、改めて緊急雇用創出事業によりまして、これらの設置場所、写真等を撮りまして、現場写真、本体の写真、ミラーの種類等の現状確認を新たなデータとして構築するものであります。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) ありがとうございました。

もう一点お伺いしたいと思います。13ページ一番下、賦課徴収費、一番下のコンビニ収納 サービス導入業務委託料189万円ですが、費用対効果も含めて実績をお尋ねするものであり ます。

- ○議長(野村和好君) 税務課長。
- ○税務課長(高埜広和君) コンビニ収納サービスについては23年度から始めるということで、 今回、その準備としてここに189万円、それからその上の印刷製本、あるいは通信運搬費に ついても、コンビニ関係の費用ということで計上させていただきました。

[2番議員「はい、わかりました」と発言]

- ○議長(野村和好君) 杉森幹男議員。
- ○1番(杉森幹男君) 10ページの7目の文化スポーツ振興基金繰入金で100万円、図書館へ ハイビジョンの改修ということで繰り入れされていると思いますが、基金はどういったもの に使えるのか、その目的をちょっと教えていただきたいんですけれども。
- ○議長(野村和好君) 社会文化課長。
- ○社会文化課長(五木田桂一君) 基金の目的でございますけれども、スポーツ施設及び文化 振興のために使用するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 杉森幹男議員。
- ○1番(杉森幹男君) 文化スポーツ振興基金、ただいまの課長の説明のとおり、施設並びにということであったんですけれども、これはなるべく、スポーツ振興基金ということで、ソフトの面でもう少し使っていただいたらどうかという提案と、もう一つ、施設に関して大型の改修等の見込みのあるものについては、一般財源のほうから計画的に予算配分して工事するなどということはできないんでしょうか。ちょっとお尋ねします。
- ○議長(野村和好君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(林 新一君) それは十分可能でございます。それぞれの会計の余裕等を考慮しながら、またその工事の大きさというのもございますよね。それらを考慮して、どこから出すものが最適なのかという議論の中から決定しております。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 事前の説明で、もしかしたら聞き漏れてるかもしれないんですが、 17ページの横芝保育所運営事業325万円、この工事内容。

それと、22ページの橋りょう長寿命化修繕計画というこの計画はいつごろでき上がるんで しょうかということと、26ページの文化会館の維持管理事業。何の改修でしょうか。その3 点、お聞かせ願います。

- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) 川島議員ご質問の横芝保育所の改修工事関係でございますが、横 芝保育所の遊戯室が雨漏りをしております。それを今回の補正によりまして補修するような ものでございます。方法といたしましては、屋根の全面を塩ビシートの防水加工を施すとい うものでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(小堀正博君) 橋りょうの長寿命化計画がいつごろでき上がるのかというご 質問でございますが、まず、長寿命化計画でございますけれども、これは、地方公共団体が 管理する、今後老朽化する道路橋の増大に対応するため、地方公共団体が長寿命化計画を策 定することにより、従来の事後的な修繕及びかけかえから予防的な修繕及び計画的なかけか えへと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕、かけかえにかか る費用の軽減を図るという、このような目的でこの計画を策定するものでございます。

来年度から橋梁の点検をし、計画そのものを25年度までに完成させる予定で、その準備として、今年度、事前検討業務委託ということで補正の計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 社会文化課長。
- ○社会文化課長(五木田桂一君) 川島議員ご質問の文化会館の維持管理事業でございますけれども、これにつきましては、文化会館の屋内消火栓改修工事のための設計を行うものでございます。既設の非常用発電機が老朽化で交換する必要が生じましたので、コスト面を考慮した結果、この交換を取りやめ、町民会館に設置されておりますパッケージ型の消火栓設備を設置するために行うものでございます。

以上でございます。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第4、議案第3号 平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計補 正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第5、議案第4号 平成22年度横芝光町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第6、議案第5号 平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第7、議案第6号 平成22年度横芝光町介護保険特別会計補正予 算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第8、議案第7号 平成22年度横芝光町営東陽食肉センター特別 会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第9、議案第8号 平成21年度横芝光町一般会計決算の認定につ

いてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○7番(川島富士子君) 大変細部にわたってお伺いいたしますが、よろしくお願いいたします。

先日いただきました決算資料で伺います。10ページの敬老祝い品ですが、8月現在で100歳以上が21人おったかと思いますが、この21年度は100歳5人ということでありますが、これでよろしいんでしょうか。

それと、14ページで保育所の運営費が載っておりますが、保育料滞納の実態と、また卒園 した子供の保育料の滞納総額がおわかりになりましたら教えてください。

それと、同じ14ページの下の光児童クラブ指導員3人分賃金630万円。これは、昨年の平成20年度決算では、同じく指導員3人分の賃金で500万9,000円と載っておりました。大きな開きがありますけれども、この辺の見解を教えてください。

それと、15ページ中段のゼロ歳から小学校入学までの医療費助成1万9,070件となっておりますが、昨年度の決算では9,343件で、4,099万4,000円でありました。大分、件数と金額にアンバランスを見ましたけれども、この辺の見解も教えてください。

16ページの下のほうの基本健康審査 8 人61万5,000円。昨年度は、6 人で127万7,000円でありました。この開きも教えてください。

それと、17ページ、不法投棄監視員報償、22名で131万5,000円とありますが、昨年度は132万円でありました。私も132万円ではないかと思うんですが、この5,000円の開きを教えてください。

それと、その下の浄化槽設置促進補助事業、16基で861万円。昨年度は50基で1,251万円だったんですね。そうすると、1件当たりが大体25万円なんですが、これでいくと、1基当たり53万8,000円。この開きも教えてください。

それと、19ページの道路維持事業で町道等草刈り委託4件、649万9,000円とあるんですが、 昨年度は4件で418万8,000円でありました。多少、平米数が違いますけれども、そんなに変 わらないと思うんですが、この開きも教えてください。

ここには載っておりませんが、21年度のまちづくり座談会で、中学校の通学道路になると ころの用地買収が、立会の座談会においての町当局の回答が、用地買収すべて終わったとい うふうに書いてありましたけれども、それで間違いないでしょうか。

あと、23ページの一番下の要保護就学援助事業でありますけれども、児童7名、生徒3名、 準要保護、児童71名、生徒34名とありますが、この中で不登校、虐待はないかどうか。また、 給食費の滞納状況、卒業生の滞納額がわかれば教えてください。

あと、27ページです。子ども会の補助金が28万6,000円に、半分近い減額になっておりますけれども、これで未来の子供たちを育てる子ども会の事業が行えるのかなというふうに思いましたので、詳細を教えてください。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) まず初めに、決算資料の10ページ、100歳到達者、昨年度5名についてはどうかということでございますが、これは100歳以上の方にお祝いを出すというものじゃなくて、100歳になった方ということでございますので、昨年度5名、ことしは10名でございます。

それから、保育所の卒園者にも滞納があるかということでございますか。よろしいですね。 これにつきましては、年度では当然、滞納額とらえてあるんですが、その方がいるかどうか というのはこの資料ではちょっと確認できませんものですから、細かい資料につきましては 後ほどご報告させていただきたと思います。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 健康管理課長。
- ○健康管理課長(椎名幸司君) 15ページの 0 歳からの乳幼児医療費の助成につきまして、 9,343件から 1 万9,070件ということで非常に大きな数字になっておりますけれども、実態的 にはちょっとわかりませんが、現物給付費が大分ふえているわけでございます。 1 万8,650 件ということで、大分ふえております。

それと、基本健診の件でございますが、これにつきましては、肝炎ウイルスの健診がございましたが、21年度からは、健診を一度やった方はウイルス健診をやらなくていいということになりましたので、それで減額になっております。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) 光児童クラブの指導員3人分の賃金の関係でございます。21年度 の決算額につきましては630万円ということになっておりまして、内容といたしましては、

月給ということで、常勤の指導員が2名、それからこの2名にかかわります時間外ですとか 通勤手当なども含んでおります。さらに、日給者と言いまして、時給で指導員をやっていた だいている方が3名、合わせて630万円ということでございます。

それで、20年度の賃金について、3名分で500万9,000円ということでございますが、これについては、後ほど調べましてご報告させていただきたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 環境防災課長。
- ○環境防災課長(伊藤定幸君) それでは、2点質問がございましたので、まず、不法投棄監視員の報償でございますが、これにつきましては、年度途中、年額報償5,000円ということになっておりますが、1名分の欠員があったということだと解しております。途中で欠員があったものかなと。ちょっと今、資料がございませんので申しわけございませんが、年額報償5,000円でございますので、1名の減員があったものと思われます。

続きまして、浄化槽の設置補助金でございますが、昨年というより20年度だと思いますが、 20年度については、新規の浄化槽設置についても補助制度がございまして、補助しておりま した。しかしながら、21年度からは転換分の補助となって変わっておりますので、その差が 生じているというふうに解しております。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(小堀正博君) 草刈りの委託料が昨年と比べて200万円ほど高いけれども、その内容はということでございますけれども、町道の草刈りにつきましては、幹線道路、それから通学路を中心に草刈りを実施しております。21年度につきましては、66路線、草刈りの総延長は6万6,422メートル。50センチずつですが、両側を実施いたしますので、掛ける2倍という延長になろうかと思います。この66路線のうち42路線につきましては、年2回、草刈りを実施しております。草刈りにつきましては、年々、地域からの要望が多く、延長も延びているという状況から、20年度と比べますと200万円ほど増額になっているという状況でございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) それでは、要保護、準要保護児童の就学援助事業の関係でございますが、要保護児童・生徒合わせましてここに記載がございますけれども、不登校の児童・生徒についてはおらないということでございます。

それから、給食費の滞納状況でございますけれども、平成21年度につきましては、現年分につきましては97.85%という上昇率でございます。それから、滞納繰越し分につきましては、21.82%の上昇率ということでございます。滞納繰越し分につきましては、平成15から平成21年までの調定額ということで1億1,265万6円となっておりますが、8月31日現在でございますが、74万4,695円の収納がございまして、現在、繰越し分の未納額につきましては1,052万311円というような状況になっております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 社会文化課長。
- ○社会文化課長(五木田桂一君) 子ども会の補助金28万6,000円でございますけれども、これにつきましては、子ども会育成連絡協議会の補助金といたしまして28万6,000円計上しておるわけでございますけれども、県のほうからも27万5,000円の補助金がこちらのほうに入っていると思いますので、合計56万1,000円ということで、昨年度並みに確保されていると思います。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員、全部回答出ましたか。〔7番議員「立会」と発言〕
- ○議長(野村和好君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(小堀正博君) 済みません、歩道の件につきましては、場所を今一度教えていただければと思うんですけれども。
- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 申しわけありません。21年度のことなので、機会があったら伺おう と思っていたのでここで伺っちゃったんですけれども、申しわけありません。

立会地区のほうから21年度のまちづくり座談会の中で、横芝中学校がさらに遠くなったが、スクールバス等を運行する予定はないのか。また、通学道路整備については考えているのかという当局の回答に、はしょりますけれども、長年にわたり、一部地権者の理解を得られずに工事がとまっていた横芝下総線バイパス工事が、このほど地権者の理解を得ることができましたので、今後、大総新道からサビアわきへと続く両側歩道の整備された幹線道路の建設が進むこととなりますというふうに回答されているわけです。これが正しいでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(小堀正博君) ご質問の道路事業につきましては、大総新道の入り口から国

道サビアまでの横芝下総線の県道バイパスのことだと思います。この事業につきまして、今、 山武地域整備センターのほうで事業を実施していただいております。昨年3月に、1名の方 のご理解をいただきまして契約となりました。その後、引き続き、ことしも用地買収を県の ほうで進めているわけでございます。そういった中で、あと未買収者につきましては6件と いうふうに伺っております。ただ、この6件のうち5件が相続関係が発生しているというこ とで、なかなか登記のほうが思ったようにはかどらないという報告を受けております。この 件につきましては、新町長就任しまして早速、県の地域整備センターに来ていただきまして、 その辺の状況を確認いたしました。とにかく早期に整備していただけるようにということで、 町長からも県のほうに強く要望していただいたところでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 実は、この回答は教育課のほうで回答されているわけなんですが、 私の読み取りの能力がないのかわかりませんけれども、ちょっとこの解釈だと、誤解を招く ような文じゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(野村和好君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(小堀正博君) ちょっと今、手元にその回答書がございませんので。

中学校も移転したということで、子供たちの安全を確保するには、早期にこの道路を完成 していただかなければならないと。そういう状況の中で県のほうにも今、努力をしていただ いているわけでございますけれども、確かに、読み方によっては、もう近々できるというふ うにとらえられた方もいらっしゃると思いますけれども、いずれにいたしましても、登記の 問題にちょっと時間を要しているという状況もございますので、その辺につきましては、ひ とつご理解をいただきたいというふうに思います。

- ○議長(野村和好君) 若梅喜作議員。
- ○6番(若梅喜作君) 何点かお尋ねいたします。実績報告書のほうで質問させていただきます。

6ページ、生活路線バス運行事業。これは廃止代替バス運行事業と循環バス運行事業ということで実施しておるわけでございますけれども、廃止代替バス運行事業につきましては、ここのところ、利用度が大分低下しておると。平成19年から比較しますと4,103減、平成20年、去年から比べましても21年度は1,414減というような形で、利用度が大分低くなっておるというような状況であります。循環バスにつきましては、昨年度とはほぼ横ばいのような状況

であると。そういう中で決算事業費が4,600余万円かかっておるというような状況でございまして、この運行事業につきましての実績、費用対効果といいますか、そのようなものをどういうふうにとらえておるのか。10日の一般質問の中でも、デマンド交通のシステムにつきましての質問がございました。これは今後、循環バスあるいは代替の路線バス、デマンドと、このような形で協議を進めていく必要があるんではないかと。それぞれ個別に議論するということも1つの方法でしょうけれども、当局は検討委員会を設けた中で検討していくというようなことでございますけれども、今後の当局の考え方、それと今、話しましたけれども、費用対効果についてのお答えをいただきたいと思います。

それから、16ページの健診事業についてちょっとお尋ねしたいと思います。

これを見ていますと、いろいろと健診事業、数多く実施しておるわけでございますけれど も、昨年度と比較しまして、ほとんど同数に近いような数字でございまして、受診対象者と 受診者の関係がどのようになっているのか、その辺をまずお尋ねしたいと思います。

また、保健指導といいますか、そのようなことに対してもどのように対応しているのかお 聞きしたいと思います。

先日、あるところで福祉センターの方と行き合って話を聞きましたけれども、当町は胃がんの関係は死亡率が高いんだと。原因はたばこだとか塩分のとりすぎ、あるいは飲酒と。県 比率に至っては20%あると。そのような話もお聞きしましたので、ひとつその辺をお聞きしたいと思います。

それから、25ページの小学校情報教育推進事業につきましてちょっとお尋ねいたします。 21年度にパソコンを各学校に導入したということで、この内容ですが、学級担任用のパソコンとして横芝中学校には15台、横芝、上堺、大総小学校には各6台というようになっておりますけれども、ほかの学校はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、中学校の2校につきましては、設置台数が各校56台と記載されております。小学校のほうを見てみますと、設置台数というものが記載されておりません。この辺どういうふうになっているのか、ちょっと詳細をお尋ねいたします。

それから、パソコンの借り上げ料を単純に1台当たり見てみますと、それぞれ借り上げ料が違っておるというような状況でございます。中学校に至っては、同じ56台ずつではございますが、借り上げ料の内容も違っておると。このあたりのご説明をお願いいたしたいと思います。

それから、29ページの光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業についてお尋ねいたしま

す。

これは指定管理者としてフクシ・エンタープライズが今管理している状況だと思います。 契約が20年4月から23年3月31日までということで、3年間を期限として指定管理者を指定 して今お願いしている、そういう状況であります。この中で、指定管理料が20年度の決算と 21年度の決算で約319万9,000円の差があると。この辺の説明なんですけれども、契約料とい うのは普通、契約した時点での管理料が契約期間継続するものであると、一般的にはそのよ うに考えるのが普通だと思いますけれども、契約初年度は決算2,861万8,000円、今年度が 3,181万7,000円と。契約初年度から今、2年度に入っていまして、319万円、約320万円ふえ ているという状況。管理料の契約内容がどのようになっておりますか、私ちょっとわかりま せんけれども、毎年度更新、契約料が変更になるものなのか、その辺もし知っている人がい ましたら、どなたでも結構ですので、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願いい たします。

- ○議長(野村和好君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(林 新一君) それでは、まず初めに私のほうから、廃止代替バス運行事業 と循環バス運行事業補助金についてご回答申し上げます。

廃止代替バスのほうにつきましては、若梅議員ご指摘のとおり、利用者数は年々減少傾向にあるということでございます。循環バスにつきましては、状況を申し上げますと、21年度の20年度に対する比率でございますが、循環横芝では95.6%、循環光号では103.8%、公共施設循環では117.8%で、合計いたしますと99.3%の利用ということで、若梅議員おっしゃるとおり、ほとんど横ばい状態というような状況でございます。

廃止代替バスと循環バスのなり合いといいましょうか、兼ね合いなんですが、旧光地域でも、栢田線と申しまして、廃止代替バスで走らせていたことはございました。これは電車でいえば特急のような感じで、循環バスの場合には鈍行というようなとらえ方を私のほうはしております。循環バスは、細部まで入るのですが、なかなか時間がかかって、その面では利用しづらいというようなことがございまして、また廃止代替バスは、停留所までの距離があって、使うのには大変ですが、目的地までは早いというような利点がございまして、双方の利害関係というのはあるというふうに思っております。

そのようなことを考えながら、一般質問の中で町長もお答えいたしましたけれども、デマンド交通と町内の交通の中では、そのような兼ね合いを考えながら新しい交通システムについて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(野村和好君) 健康管理課長。
- ○健康管理課長(椎名幸司君) 健診の関係でございますが、まず平成20年度は、対象者数、特定健診で7,389名、受診者が2,734名、受診率で37.0%でございました。続いて21年度が、対象者7,096人、受診者で2,761人、受診率で38.9%でございました。約1.9%の増ということで、27人の増でございました。これは余りふえておりません。今後は、22年度の国保の事業ということで、未受診者対策を行っております。受診率の向上に向けて頑張っているところでございます。

もう一つが特定保健指導でございます。特定保健指導につきましては、特定健診の方で一定の基準以上、これはいわゆるメタボリックシンドロームの対象者でございますが、これにつきまして平成20年度は、動機づけ支援の対象者が69人、積極的支援の方が32人でございました。平成21年度は、動機づけ支援の方が78人、積極的支援の方が61人ということで若干伸びておりますが、今後も特定保健指導でメタボリックシンドロームの解消に努めていきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) それでは、中学校の情報教育推進事業の中のパソコンの関係でございますけれども、教育用のパソコンにつきましては、光中、横芝中、それぞれ56台ずつございます。学級担任用のPCが横芝中で15台ということになっております。光中につきましては、平成21年度のICTの環境整備事業ということで、11台を買い取りということで導入してございます。

それから、小学校のパソコンの状況でございますけれども、リースで現在241台を導入しております。これについてはサーバーも含んだものでございます。それから、平成21年度のICT環境整備事業で、買い取りということで各小学校のほうに79台を配備したところでございます。

小・中学校合わせますと、リースで425台、それから買い取りのほうで90台を整備したと ころでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 社会文化課長。
- ○社会文化課長(五木田桂一君) しおさい公園の指定管理につきましては、議員各位ご存知 かと思いますけれども、平成20年4月から平成23年3月まで、3カ年の指定管理でお願いし

ているところでございます。 3 カ年の基本協定を結びまして、その際には金額は決めてございません。単年度ごとの協定で管理運営は決めております。

したがいまして、平成20年度につきましては、先ほど議員おっしゃるとおり、2,861万7,000円で契約したものでございます。平成21年度につきましては、平成20年の6月ですか、7月ですか、のあたりが原油の高騰のピークでございましたけれども、非常に燃料が高騰しまして、フクシ・エンタープライズのほうから、この指定管理料ではかなり厳しいというお話がございまして、何とかこの金額で少し状況を見てやっていただけないだろうかということで、そのままお願いしたものでございます。平成21年度につきましてはそのような経緯がございまして、燃料分を、ほかもいろいろかかるということで、320万円ほど上げて契約したものでございます。その後、平成20年度の決算が出てきたわけでございますけれども、油の値段が急激に下がりまして、結果としまして当初見込んだどおりということになりました。しかしながら、人件費のほうで当初見込んでいたより300万円ほど多くかかりまして、これはフクシ・エンタープライズから出てきました収支予算書でございますけれども、結果として平成20年度は140万円ほどの赤字であったようでございます。平成21年度でございますけれども、300万円ほど上げたわけでございますけれども、このほど出てきました収支予算書を確認してみますと、結果的には160万円ほどの黒字だったということでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 若梅喜作議員。
- ○6番(若梅喜作君) ちょっと答弁漏れがありますので。

パソコンの借り上げ料の関係をちょっとお答えいただきたいと思う。

それと、しおさい公園の指定管理者の関係ですけれども、油の値上がり等で赤字が出たり、また黒字になったりと。22年度も21年度と同じですよね。同じなんですよ、今年度の予算額も。契約のときに金額がはっきりしてないって、普通、常識では考えられないと私は思うんですけれども、じゃどういうような形で約束したのかと。ちょっと契約書を提示してもらいたいぐらいのところですけれども、業者といろいろ契約を結ぶ中では、いろいろと今、指定管理者あるいは民間委託というような方向で町も進んでおる状況の中で、相手は会社ですから、海千山千の会社ですから、相対する職員はそれ以上の調査研究をして協議をしていかないと、言葉悪く言ったら食い物にされちゃいますよ。じゃ、油が今これだけ下がっているから、22年度の予算はどういうふうになっているかといえば、21年度の予算と同じですよ、私調べたら。

パソコンの借り上げ料のほう、お答えをいただきたい。

それから町長、今の関係についてひとつお答えをいただきたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) ただいまのパソコンの借り上げ料、光中56台、横芝中56台、同じ台数で借り上げ料が違うということでございますけれども、光中のコンピューターシステムにつきましては平成18年度に契約したものでございまして、横芝中につきましては平成20年度ということになってございます。

ということで、その当時の市場の状況というんですか、そういったところからちょっと差が出ているものかと考えております。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) ただいま若梅議員からご指摘いただいた点につきましては、詳しい内容をよく精査してみたいと思います。また、契約の内容等もありますので、その点もどのようになっているのか精査させていただき、22年度以降に貴重なご意見として反映させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[6番議員「はい、終わります」と発言]

○議長(野村和好君) 第8号議案の質疑の途中ですが、ここで休憩とします。 再開は11時20分。

(午前11時06分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

○議長(野村和好君) 質疑を続けます。

森川忠議員。

○2番(森川 忠君) それでは、こちらの決算書の厚いほうから、87ページ、防犯灯設置事業の下のほうなんですが、76万2,800円。この台数等の内訳と、下の光熱水費の971万2,576円の内訳、台数、そちらをお願いしたいと思います。

続きまして、119ページ、中段のところですが、敬老事業。町長は、敬老の町横芝光と標 榜されておりますが、今年度はどのような計画か教えていただきたいと思います。 175ページ上段ですが、地産地消食育推進事業。補助金も発生しておりますが、これについて教えていただきたいと思います。

それと、229ページの一番下の日本スポーツ振興センター負担金、こちらの内容について も教えていただきたいと思います。

続いて、231ページ、やはり下のほうで奨学金事業、165万円。こちら説明が、十数名ですか、出ておりますが、今年度からは基金を取り崩して、約3,193万円ですか、そちらから、この間の一般質問でも取り崩すということでございますが、主な予定を教えていただきたいと思います。

261ページの中段より下あたりは、さまざまな生涯学習推進関係、地域交流促進事業等ございますけれども、渡し切り的なものがあろうかと思いますけれども、例えば生涯学習フェスティバル委託料が200万円ちょうど。これは相手先がどこなのか。

その下の地域交流促進事業では、白浜まつりに25万円。ほかにも横芝光町では祭りはたく さんありますが、白浜まつりのみに拠出している理由を教えてください。

あと、もろもろの委託料が数十万円単位とか出ていますが、例えば青少年相談員の活動補助金は107万円とか。これらは、内訳についてきっちり報告を、決算をいただいているかどうかも教えていただきたいと思います。特に委託事業、ほかにもありますけれども、なぜそのようにぴったりなのか。消費税が発生している現在、ちょっと考えにくいんですが、その辺もわかれば教えていただきたいと思います。

それと、265ページ、一番下のほうです。埋蔵文化財整理事業、賃金として184万8,750円。 どのような埋蔵文化財なのか教えていただきたいと思います。

それと、275ページとか291ページに図書館、文化の森公園とかしおさい公園スポーツ施設等の、以前からも出ておりますけれども、賃借料が、現在の金額といいましょうか、資産価値からして非常に高額だという声が町民から上がっておりますが、以前、そのような現状とかけ離れていることについては交渉しているというお話をいただきましたけれども、今後はどのようにされるのか。数千万円という巨額な額を町民はかなり気にしておられるようでございます。

それと、しおさい公園の工事費、293ページの施設改修工事費の1,513万6,888円の内容について教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(野村和好君) 環境防災課長。

○環境防災課長(伊藤定幸君) それでは、環境防災課関係をご説明させていただきます。 87ページの防犯灯の設置基数でございますが、21年度の設置基数につきましては、38基を 設置させていただいたものであります。

続きまして、光熱水費の内訳ということだと思いますが、基数ですが、1,790基分を光熱 水費として支払いをしております。

以上であります。

- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) それでは、森川議員のご質問にお答えいたします。

175ページ、地産地消食育推進事業の補助金の関係でございますが、NPO法人に17万円、 清水の里に3万円、地産地消みそづくり委員会に2万円、合わせまして22万円の助成でございます。

- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) 森川議員ご質問の敬老事業につきましてお答えいたします。 決算119ページでございます。

総額につきましては401万9,954円でございますが、これは21年度の実績したものですので、 ひとつご了解をいただきたいと思います。

まず、敬老事業といたしまして敬老の祝い品を実施しております。これは、75歳以上の方に対しまして記念品のタオルをお配りいたしまして、対象者数3,983人にタオルをお配りしました。

それと、先ほども川島議員の質問にもお答えしましたが、100歳以上の方のお祝いという ことで、記念品、毛布でございますが、5名の方を対象に配布しております。

それからあと、敬老会ということで昨年も実施いたしまして、参加人員が3,978人。横芝中学校を会場として実施いたしまして、演芸等を実施しております。その内訳は下にございますが、演芸等一式としまして100万円、それからバスの借り上げ等、23台借り上げしていますその借り上げ料、それから当日のお弁当等、これは950食用意いたしまして実施いたしました。その明細を記載したものでございます。

以上のとおりでございます。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) それでは、229ページの一番下になりますが、日本スポーツ振興 センター負担金事業の負担金ということでございますが、これにつきましては、子供たちが

運動中に負傷した場合、そういった事故の際の治療費に対する補償の掛け金ということでございます。1人当たり945円、これに2,092人を掛けたものとなっております。

それから、231ページでございます。奨学資金事業ということで下段のほうにございますけれども、これにつきましては、経済的理由によって就学が困難な高校生、大学生に奨学資金を給付して、将来、社会に貢献する重要な人材を育成するための助成でございますけれども、21年度におきましては、高校生で継続している方が10名、それから新規に3名ということで利用者がございます。利用者ということは対象者がございます。

それから、新たな貸しつけ制度につきましては、現在、制度設計をどのようにするかということで検討中でございまして、教育振興基金を財源ということで念頭に置いて、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 社会文化課長。
- ○社会文化課長(五木田桂一君) それでは、森川議員のご質問に対してお答えいたします。 261ページでございますけれども、生涯学習推進事業のほうの委託料、生涯学習フェスティバル委託料についてでございますけれども、これにつきましては、映画「アンダンテ」に 出演しました中条きよしの歌謡ショーの開催委託料でございます。

次に、地域交流促進事業の地域交流促進事業補助金、白浜まつりの25万円でございますけれども、これにつきましては、従来から出しているというふうに承知しております。

次に、一番下段の負担金、青少年健全育成事業の19節負担金補助及び交付金でございますけれども、青少年相談員活動費補助金につきましては、研修会、キャンプ事業、パトロール活動等の活動補助金でございますけれども、当然、補助金でございますので、実績報告を出していただいてチェックしております。

次に、265ページ、一番下段でございますけれども、埋蔵文化財整理事業でございますけれども、これは、県のほうの緊急雇用を活用いたしまして文化財整理を実施したものでございます。人数的には2名でございます。既存の文化財を整理したものでございます。

最後に、293ページの中段よりちょっと下ですけれども、これはふれあい坂田池公園の工事請負費でよろしいでしょうか。これにつきましては、陸上競技場の改修工事1,362万9,000円で、トラック部分の洗浄、また一部補修、あと全面のライン引きを実施したものでございます。その他、テニスコートの改修で120万7,500円の工事でございます。これはネットの支柱及び一部改修でございます。2面分を実施いたしました。

それとあと、用地の関係につきましては、社会文化課の総計で約3,300万円ほどあるわけでございますけれども、借地のほうにつきましては、社会文化課だけではなく他の課もありますので、うちの課の分だけではなくほかの課の分も合わせて総体的に検討を行いまして、今後下げていったほうがいいんじゃないかというふうに思っております。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) もう一点、ちょっと聞きそびれましたバスなんですが、229ページ。 学校教育バスの賃借料が556万4,400円ありますが、これは何台で何回といいましょうか、そ の具体的数値と、ちょっと戻りますけれども、要は町バスの町有バスですね。81ページなん ですが、町有バスの運行事業が1,232万4,387円あります。13番委託料は多分、委託して運転 を行っていると思うんですけれども、昨年と比べて感覚的に、この町にかかわらず、物をリ ースするとか借りるとか、そういうあれが多いんですけれども、一般的には購入したほうが 非常に安いと思うんですね。そのようなことで賃借料というのが非常にこの決算書に目立つ んですが、その見解を町長からお伺いしたいと思います。実績とあわせてお願いします。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) 229ページの学校教育バスの借り上げ料ということでございますが、図書館事業あるいは児童・生徒の各種大会の参加の送迎等のために、町バスで対応できない、あいていないときに民間のバスを借り上げるということで、中学校の総合体育大会ですとか春季の大会等、こういったところで使用しております。申しわけございませんが、実績についてはちょっと手元にデータがございませんので、後ほどご報告させていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) それでは、森川議員のご質問にお答えします。

森川議員も議員としてご活躍いただいて大変ご存じかと思うんですけれども、現在、合併特例事業が多く行われており、財政の支出の中で占めるウエートが大きくあります。この合併特例事業が一段落ついてくるにつけて、先々の財政的な見通しをつけた中で、どうしても今、分散させるために賃借料というのが多くなっている可能性がありますので、今後、買い取れるものは買い取りたいというふうに私は思っております。

○議長(野村和好君) そのほか。

越川洋一議員。

○18番(越川洋一君) それでは、決算質疑を行います。

21年度は、夏の総選挙で自公政権から民主党政権に政権交代が行われるという、大変政治 的な激動が起こったわけであります。

この決算に対する監査委員の意見書では、町税と特別会計の歳入未済は8億1,285万2,000円、前年度比9.8%増と。保育料、児童クラブ負担金、学校給食にまで未収金が広がっていると。こういうふうに言っております。そして、債権の管理・回収を強調しておりますけれども、その原因を何だと担当課は考えておりますか。

平成18年決算と比較しまして、町税の収入未済は4,100万円もふえております。納税意識の薄れ、義務感の低下だけでは説明できない。所得低下世帯の増加、例えばその中では、3年間で生活保護申請が3倍の22件にもなっていると、こういうところにも見られますね。この間、住民税のフラット化などの増税、社会保障の負担増もあると思うけれども、まずこの収入未済、不納欠損増加の背景、それに対する基本的見解を担当課に尋ねたいと。

次に、特に景気後退の背景に、労働法制の規制緩和によって非正規労働者を急増させたこと。派遣労働者は19年度で384万人にもなっているわけですね。大量解雇を可能にし、低賃金労働者を生み出してきているわけです。また自営業者も、景気後退の中で厳しい経営を余儀なくされております。こんな中で自治体は、住民要求に根差して住民の利益の確保、購買力を高める政策が必要となります。そう思いますが、この点町長はどういうふうに考えておりますか。

次に、旧政権からの転落を目の前にして、三位一体改革の手直しと言うべき地方交付税が 1兆円増額されました。それから、地域活性化・生活対策臨時交付金が雇用対策で4,000億 円、国の段階で予算化されたと思います。37ページにありますね。当町の会計にはどのくら いの増額として来て、これを予算としてどういう住民要求の部分に充てたのか。改めて漏れ なく尋ねたいというふうに思います。

それから、政府の進める行政改革の押しつけというのは、職員定数の削減と賃金抑制、定員適正化計画、集中改革プランというところに凝縮されます。平成18年度から5年間で正規職員を20人削減するということで、私は地方分権の中で町民サービスの質の低下を非常に危惧しております。職員の労働強化を心配しております。こういった中で年度末にかけて行われたと思われます定額給付金給付事業ですね、それから緊急のインフルエンザ対策が求められた年だったと思うんです。これに対して無理なく対応できたのか、その辺をきめ細かくひとつご報告いただきたい。

それから、職員の給与に関する条例の一部が年度途中に改定されました。その人勧は、この年は月齢給、一時金とも引き下げの勧告をした、平均年間給与の引き下げ額は幾らだったのか。制度始まって以来の引き下げというふうに記憶しております。賃金の引き下げによって消費が冷え込めば、地域経済に打撃を与えて税収入の減少となる、こういうサイクルとなっていきます。財政が厳しいと町民や職員にしわ寄せをするのではなくて、雇用を守り、福祉の充実でこそ住みよい町をつくると。こういうことで公務労働者のやる気を引き出すという点でも職員給与が非常に大事ではないのかなというふうに思います。この点に対しても見解を尋ねたいと思います。

それから、先ほども若梅議員からありましたけれども、この間、民間委託の推進ということで指定管理者制度が導入されました。これによって、幾つかの機関、施設が指定されたわけですが、しおさい公園も指定管理の対象になって、平成20年からフクシ・エンタープライズが経営しているということです。町民の共同財産である施設が特定の民間会社に管理委託されると。そして、その利用実態は議会にも見えなくなってしまったわけですね。これで町民サービスの向上につながっていくのかということです。それをもう一度尋ねます。

それから、決算書の121ページにかかわりますけれども、シルバー人材センターに500万円の補助を出して、ずっと町はシルバー人材センターを育成、支援してきたわけですね。高齢者を中心にする、高齢者の力をまちづくりに生かすという法律のもとにやられてきたわけですけれども、ここへの委託を減らして本格的に業務委託に入ると。そういう地ならしとしての21年度だったわけですね。この中で、町が主導的に臨時職員、雇いどめをして、派遣社員にさせたと、そういう年だったわけですね。聞いてみますと、派遣社員になった方々が、だれもが突然の通告で、非常に大きな将来不安になったと。こんなやり方をしていいのかというふうに言っているわけです。

例えば、訪問介護をしていた社会福祉協議会のある職員は、赤字なので、3月31日に閉めるよと11月に言われて、頭が真っ白になったと。その方は定年まで1年残してやめたというんですけれども、きちんとした理由がなくて、こういうことで職員をやめさせるなんていうことができるんですかね。改めてこれを尋ねます。

業務委託は、給食調理員にしても、保育士にしても、派遣労働であって、労働者派遣法の 適用を受けます。3年を超えて仕事をさせる場合、直接雇用の義務が発生します。厳しい財 政事情があるからといっても、住民福祉を基本とする自治体が違法、不当な雇用によってワ ーキングプアを生み出す事態をたださなければならないというふうに思うんですよ。厚生労 働省労働局の是正指導が全国で今進んでいます。中間搾取の温床である間接雇用の問題で全 国的に名前が挙がるのが大新東ヒューマンサービスです。株式会社です。重ねて申し上げま すけれども、この違法な契約は破棄して、直接雇用を検討すべきだと思います。

それから、職員が採用される中で、身体に障害がある方の採用、雇用を一定割合義務づけられているというふうに思うんですけれども、この辺は当町はどうなっているのか、どのように考えているのか尋ねます。

それから、農林水産業費にかかわって、ここ5年間の当町での離農者の数がわかれば報告 していただきたい。

農業情勢は依然として厳しくて、ことしの米価も、コシヒカリで1万1,000円台になって しまっているわけです。これでは、家族の労働報酬が時間当たり150円くらいですか、以下 になりますか。いわゆる地域の最低賃金の5分の1なんですね、米をつくっている場合の労 働報酬というのが。規模の大きい農家ほど投資が多いから厳しいと。こういう中で、高齢化 や機械が壊れたということで、耕作をやめる人が今後続出するものと考えられます。この間、 ミニマム・アクセス米を輸入して、米余り現象がつくられています。政府は価格保障制度を やめて、流通も市場任せにしてきた結果、米余り、買いたたきを起こしてきているわけです。 そういうことでかわった政権の民主党はどんな政策を持っているかといいますと、マニフ エストを見ますと、二国間協定など、EPA、FTAということで輸入拡大を進める政策を 示しているわけです。これでは日本農業、地域農業が壊滅的な打撃を受けてしまうわけです けれども、地域経済、地域農業、基幹産業を守るために、国に対してもきちっとした末端の 実情を届けて、しっかりした政策転換などの要求をしなければならない、そういうふうに私 は考えます。そうでないと、農業振興に責任を持っているというふうに言えなくなると思い ます。ところが町長は、一般質問などでは、それは国の問題だと、こういうふうな答弁をし ているわけですね。これではとっても地域農業を守れない。すべては住民のためにという立 場はとれないというふうに思うんです。改めてここを尋ねておきたいと思います。

それから、チャレンジハウスにかかわりまして、齊藤町長、あなたはたしか選挙のときに、 当初のチャレンジハウスの計画を推進するということを町民に公約して歩いたのではないか なというふうに聞いておりますけれども、就任してどんな構想を持ったのか。これは町が一 時手を引いたわけですけれども、重要な問題で、改めて尋ねておきたい。

それから、昨年度は「アンダンテ〜稲の旋律」、この映画の舞台として当町は全国的な注目を浴びました。地域の方々は大変な協力をして、すばらしい映画ができたというふうに思

います。その後、全国からの反響、感想などが寄せられているんじゃないかなと思います。 それからまた、記念の映画会なども、ハイビジョンホールを使うなり、そういうことも必要 じゃないのかなと。1年たつとどうしても忘れちゃうと、そういう問題があるというふうに 思います。ここを尋ねます。

それから、219ページです。栗山団地にかかわる問題で、ご案内のように、栗山団地は大変な老朽化をしております。改修計画を持つ必要があるんではないかなと思いますけれども、議会の前にはまだ出てきません。その問題どうなっているのか。

それから、入居者の方々複数からの苦情を私は何度も受けて、現場にも行っているんですけれども、枝の伐採をしてほしいと、雑草を刈ってほしいと、ごみを片づけてほしいと。こんな簡単な要望が実現しないというんだよね。相談者は本当に怒り心頭で、担当に何を言ってものれんに腕押しだと。何のために合併したんだと怒っているわけですよ。

一面では、半年以上かけて、集落で住民の方々の意向を聞くという座談会をしております。これは非常に大事で、一生懸命そこに集中してやっているわけですけれども、もう一面、住民のこういうふうな実態があるということです。大変な不信感を住民は持っていますよ。こういう点での職員の管理、監督、指導がどうなっているのか。このような事態を改善する方針をきちっと持ってもらわないと、いつまでたっても行政不信が広がって、協働のまちづくりなんてとっても、もう昭和の話じゃないかというふうに思います。

次に、消防の寄附にかかわる問題です。現在、大変な不景気が進行している中でも、消防の持っている役割は非常に大きいものがありまして、住民も、消防のためならということで寄附は積極的にしているという一面があろうかと思います。その心情はわかりますけれども、消防の財産、町の消防の機関・器具等運営費は町の財産なんですね。そういったことで改めて法律的にも見ますと、消防の寄附は違法だということで、私は前から消防の寄附はやめるべきだと言って、一定の前進はしてきましたけれども、まだ残っていると思うんですね。そこで見解を尋ねたいというふうに思います。

といいますのは、消防組織法では第8条で、市町村の消防に要する費用は当該市町村がこれを負担しなければならないというふうになっていますよね。また、地方財政法では、割当的寄附金等の禁止ということで、第4条の5、国は地方公共団体またはその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体または住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならないというふうになっていますよね。それからさらに、横芝光町の消防団条例では第12条6で、消防団は団員の名義をもっ

てみだりに寄附金を募り、または営利行為をなし、もしくは義務の負担となるような行為を してはならないというふうになっていますよね。こういう規定からして、消防に対する寄附 金は即検討してやめるのが大事じゃないかなと思います。担当課長の見解を求めます。

教育費にかかわる問題です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条で、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない、こういうふうになっていますね。昨年はこれが公表されたわけですよ。しかし、ことしはされないと。されるとなれば、決算議会の前に公表すべきじゃないかなというふうに思うんです。どういうわけでことしは提出されないかわからないわけですけれども、そこを尋ねたいというふうに思います。

それから、一般質問もしましたけれども、横芝中学校の校庭整備にかかわる問題ですね。 まず、1年検査の結果はどうであったのかということが1つ。それから、3月30日までに正 門前からテニスコートわきの改良工事をしていると。129万1,500円。これは町の予算でやっ ているわけですよね。瑕疵担保が2年という中で、1年たたないうちにこんなことができる のかと。国の補助事業で形を変えることができるのかと。これについては、この間の一般質 問でも明確な答弁が出なかったと思います。聞きます。

それから、業者に瑕疵担保の2年という責任を問うてないという問題です。枯れ補償の木はどこに植えたのか。植えてなければおかしいでしょうという問題です。

それから、坂田池公園の管理という点については、正門前の北口第2駐車場も非常に大きい木が、草が生えています。特に北側、校庭西側についたところの雑草が、あれは中学校だというふうに見間違えられるような位置にあるわけですけれども、これも非常に長い草が生えています。 7~クタールという坂田池公園。清掃の業務委託はシルバーさんへいっているわけですけれども、清掃回数は減らして予算を減らしているわけですね。今度は、そういう中で臨時職員5名を派遣職員に置きかえていると。聞いてみますと、一部はきれいになったところもあるけれども、まだまだ吹きたまった土や枯れ草、雑草、植え込みの管理、以前よりよくなっているというふうに言えないと言っています。このことについてどうするのか尋ねて、1回目の質問にします。

○議長(野村和好君) 議案質疑の途中ですが、ここで休憩とします。

再開は午後1時ちょうどでお願いします。

(午後 0時00分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長(野村和好君) 質疑を続けます。町長。

○町長(齊藤 隆君) 越川洋一議員から多岐にわたるご質問をいただきました。今回、決算 審査の中でのご質問であり、まず私の決算に対する考え方から述べさせていただきたいと思 います。

決算というのは、この1年間の仕事をすべて評価するというものがこの決算になるかと思っております。決算の中でさまざまなお金の使われ方、事業の行われ方、またその事業の可否、必要性というものを考えるのがこの決算であると私は考えています。

私の経験からも、民間にいたときの決算というものの考え方もやはり、年間の事業の正否をそこではかるというものでありました。年間19回、決算のある会社にいたわけですが、毎月の月次決算が12回、3カ月ごとの四半期、6カ月ごとの上半期、下半期、そして1年を通した通年の決算、これを末尾から2営業日ですべて仕上げるという決算をしておりました。これに比べて公的な決算というのは、国・県からの支払い金の確定等もあるため、約半年後の決算となっております。その半年間の時間のずれというのがそこにあると考えています。事業につきましても評価するということがこの決算の中であると考えておりますので、この決算を通して、来年度以降の新しい予算の編成にも十分反映させていただきたいと思い、決算を議を通していただいた意見を22年度の事業運営、それから23年度以降の新年度編成に十分活用させていただきたいと考えております。

そのような大きな全体の中で、特に雇用に関するもの、それから地域の中で購買力を高める施策というものについては、かなり全課にまたがるような部門もありますので、私のほうから答弁させていただきます。

購買を高める施策をしてということでありますが、これはもう税収を上げるということに つながるわけでありますので、私もさまざまな産業施策を取り入れていきたいと考えております。現21年度決算におきましても、議会を通してご承認いただいた事業がこれだけ行われてきているわけでありますので、それぞれをきちんと精査して、今後にその評価を十分生かしていきたいと考えております。

また、各部署で雇用が行われております。平成21年度の3月をもちまして、シルバー人材センターや臨時職員から派遣社員になっていただいて働いたという雇用の形態が変わったとういことがございますが、これも雇用を守るということが当時説明にあったと記憶しております。また、職員全体の給与が下がることにより働く意欲が下がってしまうのではないかということもご質問にありました。雇用を守り、職員のやる気を高めるということが役場全体の活性化にもなりますし、ひいては町民サービスの雇用にもつながると思いますので、現在の給与の引き下げには理解をいただきながら、その分、給与が下がったから働く気持ちがなくなるというのではなく、広く全体に目を向けまして、民間との給与差等もありますので、給与にかかわらずやる気を出すような施策を、職員の中にもやる気を持たせるようなことをしていきたいと考えております。

それから、さまざまな町民の声の中から、役場の仕事に対して信用を失っているのではないかというご指摘がありました。私も営業をしていた経験から、信用、信頼をなくすというのは、小さなことでも信用や信頼をなくすと。逆に、一度失ってしまった信用や信頼を回復するというのは並大抵の努力では回復できないというふうに営業の経験の中から感じておりますし、また、さまざまな営業研修の中でもそのようなことを教わってまいりました。今後、職員の中でも、私のこのような考えを一人一人に理解してもらい、町民のために我々は働くんだということを肝に銘じて信頼回復を図りながら職務の遂行に当たらせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、細かな各項目につきまして、答えられる範疇につきましては各担当課のほうから答 弁させますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(野村和好君) 税務課長。
- ○税務課長(高埜広和君) まず、税務課のほうから、滞納の原因ということでありますけれ ども、その前に、税務課の役割と申しましょうか、我々の役割は、住民サービス向上のため に安定した財源を確保することであります。それに向けて日々、課税客体の把握、そして新 たな滞納者をつくらないということに心がけております。

そういう中で、バブル崩壊後の日本社会の中で、当町も例外ではなく、平成2年に九六・数%あった徴収率というものが、今、90%を割り込むというような状況になってきております。なぜそのようなことになってしまったのかということでありますけれども、これについては、先日の川島富士子議員の租税教育の中での答弁でも言いましたように、1番大きいのは長引く景気の低迷による雇用の喪失。当町も例外ではなく、仕事がなくなってしまったと

いう方が非常にふえております。そして、平成19年度の改正で行われました住民税の10%フラット化。以前は200万円以下の所得の方は5%であったものが10%になったことによりまして、極めて重い負担を感じているのだろうと思っております。加えて、介護保険あるいは後期高齢者医療ということで新たな負担が生じてきている。つまり、税全体の1世帯当たり、あるいは1人当たりの納める額がふえているということが言えると思います。それ以上に、先日も言いましたように、いわゆる納税するという意識が薄れていることが大きな要因の1つだというふうに思っております。これについては、川島富士子議員の租税教育の中で申し上げたとおりであります。

加えて、徴収率が落ち込んでいるもう一つの要因で考えられるのは、行政と住民の密接な関係がある町こそ、滞納処分がしにくいというような状況になっております。これは、サービスが行き届き、住民と町職員が密接な関係であるからゆえに起こる状況であります。そういうことで滞納処分がしづらいというようなのも1つの要因であったように思われます。

しかしながら、このような状況でありますので、現在においては、不動産あるいは家財道 具等の動産、それらについても滞納処分の対象として十分な措置を行っていくよう心がけて おります。また、今年度からインターネットの公売、それから今回、滞納処分ばかりでなく、 コンビニ収納ということで補正予算のほうも計上させていただいたところであります。そし てまた、監査委員の決算意見書の中にもございますように、一体徴収ということで他の市や 町ではかなりの効果を上げているところもあるので、横芝光町としてもその辺を検討してみ たらどうだということでありました。先日、7日の議会終了後、町長のほうから臨時庁議の 開催ということでいわゆる税等の公金債権、これらの回収について新たな部署を設置しては どうかということが庁議の中でお話があり、現在、それについて検討を始めているところで あります。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(林 新一君) それでは私のほうから、交付税と交付金の使途についてご説明申し上げます。

まず、交付税でございますが、交付税は、20年度に比較しますと約1億2,500万円ほど増額となっております。ただ、交付税につきましては、その使途は一般財源扱いでございますので、特に限定しておりません。

次に、交付金でございますが、21年度に実施されました事業といたしましては、20年度か

ら繰り越しとなっております生活対策臨時交付金、それから21年度の事業でございます経済 危機対策臨時交付金、それと公共投資臨時交付金の3つの交付金がございました。

まず、20年度から繰り越されました生活対策臨時交付金でございますが、これにつきましては、生活路線道路整備事業でございますとか町単独土地改良事業、それから教育施設安全対策事業等、これらを初めとする7件の事業が実施されまして、総事業費では約1億4,600万円、交付金額で約1億3,800万円でございました。

21年度事業でございます経済危機対策臨時交付金でございますが、これにつきましては、 東陽病院に導入いたしましたMRIの導入事業でございますとか、道路に関係する事業を初 めとする37事業に充当してございます。総事業費では約3億円、交付金額で約2億6,000万 円でございました。

最後になりますが、公共投資臨時交付金でございます。この公共投資臨時交付金は、国庫補助を充当されたものに交付するということでございまして、上堺小学校の屋内運動場耐震補強工事でございますとか、大総小学校の屋内運動場耐震補強工事を初めとします教育関係の事業に充当してございます。項目といたしましては9件ございまして、総事業費が約6,500万円、交付金額で1,700万円でございました。

次に、定額給付金の対応というご質問でございました。定額給付金の交付につきましては、 臨時職員を採用するなどして、遺漏のないよう努めたところでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 総務課長。
- ○総務課長(林 英次君) 総務課関係は4点のご質問をいただいたかと思いますけれども、 それらについてご答弁申し上げます。

まず1点目でございますが、21年度、職員給与条例の勧告に伴う影響額でございますが、これは21年12月分から適用ということでの勧告でございまして、給料につきましては 0.061%の減、平均1人600円の減でございます。また、ボーナスにつきましては0.113%の減、1人当たり5万8,000円の減でございます。総額にいたしますと、合わせて1,250万円の減額ということでございます。

次に、2点目の、3年契約の現在の一括請負業務委託を破棄して直接雇用すべきではということでございますけれども、今回の請負額は、保育所保母・用務員の派遣委託についての改善等もございまして、一括請負契約を見直したものでございます。また、臨時職員につきましても、雇用の安定を図ることが目的の1つでございます。このようなことから、契約を

直ちに変えることはできませんが、3年後の契約の中で見直しを図り、改善ができれば、そのように対応してまいりたいというように考えております。

続いて、3点目の身障者の雇用についてでございますけれども、現在の対象職員数は4名でございます。これは、障害者の雇用の促進等に関する法律の中に規定がございまして、雇用率2.1%を確保するようにという規定がございます。ということで4名の雇用をいたしております。22年度末で1名、身障者に退職予定の者がおりまして、これにつきましては、1名を新たに採用する予定となっております。

続いて、4点目の映画「アンダンテ」の反響についてということでございますけれども、 ご承知のように、町内興行、学校上映等々、試写会等を行いまして、町内では約6,000名の 方々に試写会を視聴していただいておりますけれども、町内のごらんになった方々も、非常 にいい映画であったと好評をいただいているところでございます。

この反響でございますけれども、東京のほうからロケ地を訪問してくれた方が三、四名おられるということを伺っております。また、全国の公開上映でございますけれども、現在は東北方面一帯で上映しているということでございまして、これはJAが推進委員会となりまして実施してくれているものでございますけれども、東北地方全体で6万6,000人が映画をごらんになっているということでございます。

ちなみに、岩手県が1万2,000人、宮城県が8,000人、これは概数でございますけれども、 山形県が1万人、秋田県が9,000人、福島県が2万7,000人ということでございます。 以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) それでは、福祉課から2点、ご質問を受けておりますので、回答 したいと思います。

まず第1点目でございますが、収入未済の関係の保育所関係でございます。保育料の関係でございます。保育料の未納につきましては、先ほど、税務課長のほうから答弁したとおり、同じような形態でございまして、収入の低下、それからまた納付意識の低下というのが主な原因かと思われます。

対策といたしましては、うちのほうも担当班で徴収、滞納整理に当たっているわけでございますが、なかなか実績が上がらないのが実情でございます。そうしたことを含めまして、 先ほど、税務課長からも話がありましたとおり、滞納処分を含めました町内統一した組織ということで現在、方向性が定まってまいりましたので、そういう方向でこれから努力してま いりたいというふうに考えております。

それからもう一つ、2点目でございますが、社会福祉協議会の訪問介護事業所の閉鎖の関係でございます。議員おっしゃいましたとおり、社会福祉協議会のほうでは、平成21年度をもって事業を終了しております。これにつきましては、平成12年に介護保険事業が開始されまして、その当時、そういうような事業者がないということで、光の社会福祉協議会のほうでこの事業を始めたように聞いております。そして現在、21年度まで続いてきたわけでございますが、民間事業所の充実等によりましてその目的を達成したということで、平成21年度でその事業を終了したように伺っております。3名の職員がおったわけでございますが、それに伴いまして、正式の手続によりまして3人の方が解雇になったというふうなことで報告を受けております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) それでは、農業問題の1点目でございます。過去5年間の離農者数ということでございますが、農業委員会の選挙人登録名簿によりますと、平成17年1月1日現在で5,269名、平成22年1月1日現在で3,490名ということで、1,779名が減少しております。

ちなみに、新規就農ということで普及センターがやっております経営体セミナー育成ということで、これにつきましては、過去5年間で17名がセミナーを受けております。終了しております。また、平成22年度につきましては、3名が現在受講しているところでございます。以上であります。

- ○議長(野村和好君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(小堀正博君) それでは、町営住宅の関係で2点ご質問いただきましたので、 お答えをさせていただきます。

まず初めに、住宅の改修、建てかえの問題についてでございます。

今、町が管理しております栗山団地、それから小田部団地、ともに築40年を経過しておりまして、議員ご指摘のとおり、老朽化が進んでおります。そういった中で、決算書にも記載のとおり、修繕費として栗山団地で100万円、小田部団地で140万1,000円を執行させていただいたところでございます。

なお、今年度につきましては、栗山団地で270万9,000円、小田部団地で244万1,000円の修 繕費を確保いたしまして修繕に当たる予定でございます。しかしながら、築40年を経過する 中で、先ほど申し上げましたように、非常に老朽化が進んでいるということで、総合計画の 中にもございますとおり、今後、改修、建てかえの検討が必要だというふうに認識しており ます。

それから、樹木、庭の草等ですか、そういった苦情に対する対応はということでございますけれども、町営住宅の条例の中で、入居者の迷惑行為の禁止ということで規定がございます。この規定を読み上げますと、入居者は周辺の環境を乱し、または他に迷惑を及ぼすような行為をしてはならないという規定がございます。したがいまして、その方の居住空間である例えば庭ですとかそういうところにつきましては、当然、入居者の中で適正に管理していただくということになろうかと思います。そういう苦情があった場合には、町としてはその入居者に対し指導しているという状況でございます。

なお、住宅の中で不特定多数の方が利用するような空間につきましては、苦情があれば、 町のほうで対応しているという状況でございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 環境防災課長。
- ○環境防災課長(伊藤定幸君) それでは、私のほうから、消防分団部が行っております寄附 についてお答えをさせていただきます。

寄附行為につきましては、町が各分団部に対してお願いをしているものではありません。 各分団部は、それぞれの運営状況を考慮しながら実施しているものと解しております。また、町といたしましては、各分団部に対し、運営費として運営費補助金を支出している現状にあります。施設整備費につきましては、町が整備してございます施設整備実施要領に基づき、 各消防団が備えております備品等につきましては、町が全額支出している状況にあります。 以上です。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) それでは、越川洋一議員のご質問のうちのまず中学校の1年点検についでございますが、1年点検の結果といたしまして、電気設備工事、機械設備工事、それからグラウンド整備工事については、指摘事項はございませんでした。ただ、建築工事におきまして、指摘事項が7点ほどございました。内容につきましては、主に壁の下の部分になりますが、幅木のはがれですとかサッシ関係のビスどめの緩み、こういったものを締め直すというようなことが主なものでございます。

次に、収入未済の関係でございますけれども、給食費、それから児童クラブの保育料等、

収入の低下や規範意識の低下が原因というふうに考えております。今後、設置が予定されて おります新たな収納対策の組織のほうで対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、教育委員会の活動の点検評価に関する報告についてでございますが、平成20年度、それから21年度分につきましては、それぞれ、3月の議会で報告いたしております。22年度分につきましても、同様に、23年3月の議会において報告を予定いたしております。

それから、横芝中学校の正門前のツリーサークル部とテニスコート南側の舗装工事の関係でございますが、中学校の建設工事は国庫補助事業ということでございます。ただ、植栽の部分につきましては補助対象外ということになっておりまして、立っていた木につきましては、枯れてしまったため、処分いたしました。あとは、町のほうの判断によりまして、ツリーサークル部分、あるいはテニスコート南側の植栽部分の舗装工事を行ったものでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 社会文化課長。
- ○社会文化課長(五木田桂一君) 越川洋一議員のほうからお尋ねの2点、しおさい公園の指定管理の状況について、利用実態はどうかと、また町民サービスの向上につながっているかというお尋ねでございますけれども、利用実態につきましては、平成21年度は、サッカー場の利用が大幅にふえております。これは、大会が開催されたため、大幅にふえたというふうに承知しております。

あと、ほかの施設につきましては、ほぼ前年並みというふうに聞いております。

町民サービスの向上につながっているかどうかということでございますけれども、応対のほうで一部、クレーム等はございますけれども、これまで、運営等につきまして、特に問題はないというふうに思っております。したがいまして、少なくともサービスの低下についてはないというふうに思っております。低下はしていないというふうに思っております。

あと、坂田池公園の管理の状況でございますけれども、昨年度まで臨時職員で対応していたものを委託したわけでございますけれども、その他の部分につきましては、従来どおりシルバーへ委託しております。平成21年度に比べまして平成22年度は、業務の一部見直しを行いまして、38万円ほど金額で減っておりますけれども、今後も適切な管理を実施してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(野村和好君) 町長。

○町長(齊藤 隆君) チャレンジハウスに関する面で1点、答弁漏れがございましたので、 私のほうから答えさせていただきます。

チャレンジハウスにつきましては、銚子連絡道路が有料道路として延長される中で、インターの開発とあわせて計画されてきたものと存じています。現在、銚子連絡道路から先の有料道路としての延伸がなくなり、その前提であるインター開発もなくなったため、同じような形のものはできないものと存じています。しかし、これは地産地消にも関係しますし、雇用の場の創出にも関係しますし、形としては違うものとなると思いますけれども、何かしらこのようなものは考えたいということで言っておったところでございます。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 時間がありませんので、町長、肝心なところの答弁全部抜けているんだよね。だから、あなた調べていただいたのを議会に後日、文書で報告することを約束してください。その中身言います。1つは、非常に大事な点は、信頼回復を図りながら雇用対策を進めたい。あるいは消費購買力を高める施策ですね。これも国民的課題である景気回復にとって、末端自治体としても非常に重要な施策だという位置づけで、今後も雇用政策、あるいは懐を温める、消費購買力を高める対策をお願いしたいというふうに思います。

いろいろあったんですが、ぎゅっと縮めまして、指定管理者制度のかかわりでは、若梅議員の質問の答弁にありましたように、人件費が足りないからということを会社は要求してきたということですけれども、これなんかは完全に企業努力でやるべき問題なんです。そういったことが文書で、数字を伴ってやりとりされているのに、議会が知らないと。これが問題だということですよね。民間委託というのは、基本的にそういう問題があると。今、業務委託もそういう中身があるというふうに思いますけれども、この見直しが1つは必要じゃないのかなと。

それから、社会福祉協議会の点でも、3名の職員が手続をもってやめたというけれども、 やめるに至った経過というのが、役所の中で無権利、無法状態の中にあっていいのかという ことを、やめさせられた人はそういうふうに言っているわけですね。今後もそういう状況が まかり通っていいのかという、そこは答弁されてないわけですよ。そこを調べてひとつ、事 実、実態はどうであったのかと。無法職場でいいのかということで、これは後で答えてもら いたいと思います。

それから、業務委託の問題では、過日、伊藤議員が質問、主張されましたけれども、これ

は住民感情の観点から見て当然の疑問であり、訴えであるというふうに私も理解します。しかし、これを法理論的に考えますと、労働局が全国で指導しているような内容になっているわけです。そこまで踏み込んじゃっているわけですから、改めて、3年と言わずに検討していただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

横芝団地の問題でも、住民がほとほとあきれるような対応しかできない事態の改善という ことにやはり手を入れる必要があると思います。ここをひとつ聞いておきたい。

答弁漏れがありますよね。教育委員会の報告書の問題ですね。これは言われてないと思ったんですが、俺が聞き漏らした。なぜかっていうのをもう一回言ってください。

校庭整理の問題でも、植木部分は補助対象になっていないというけれども、瑕疵担保の期間がまだあるのに、その植木がどこに行ったかわからないということでいいのかと。あいまいでいいのかと。こんなことを今後も続けていこうとしているのかと。こんな事務のやり方ないと。あいまいだと思うんだよね。そこを尋ねます。

それから、消防の問題でも、寄附は違法だと言ったんです。現状を答えただけで、私の要求に対してどうかという見解は全く示されてないと。改めて大事なのは、役場にかかわる公金はすべて歳入に入れなければならないという総計予算主義の原則というのがあるわけですね。これから見ても、消防にかかわる経費から見ても、検討する必要があるんではないかということです。その辺を検討してください。

ですから、植木補償から、町が補正で工事をしてしまったということから、その辺も調べて、さっきの文書で回答の中に入れてください。時間がありませんので。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) ただいまの越川洋一議員のご指摘のうちの植栽に関する部分でございますけれども、植栽については補助事業の対象になっていないということで、町のほうの判断でそういった舗装工事を実施しております。

それから、瑕疵担保の瑕疵の部分につきましては、現在、町の顧問弁護士のほうに相談して、調査を依頼しているところでございますので、その結果を待ちましてご報告させていただきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 教育長。
- ○教育長(井上 哲君) 先ほど、教育委員会の活動の評価と報告の件ですよね。それについては、議員さんおっしゃいますように、19年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

- 一部が改正になりました。20年度からは、それぞれ、教育委員会の活動の自己点検、評価に関する報告書を作成し、それを議会に報告するとともに公表するということになっております。20年度、それから21年度の2回、いずれも3月議会で議長あてに報告したと聞いておりますので、本年度分についても3月に22年度分を報告させていただきたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) 社会福祉協議会の訪問介護事業の関係でございますが、3名の方が解雇されたということでございますが、議員もご存じのとおり、社会福祉協議会は社会福祉法人としまして独立した法人として事業を展開しているわけでございまして、その中で事業決定されてそういう判断をされたということで、町のほうとして直接これをどうこうという立場にないというふうに私は考えておりますので、先ほど回答したのは、社会福祉協議会からの報告を受けてご回答したということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 環境防災課長。
- ○環境防災課長(伊藤定幸君) 先ほどの消防寄附の問題でございますが、議員おっしゃられた内容としては、町の財政に組み入れるべきではないかということでありますが、これは、 先ほども説明を申し上げましたように、地元の各部の行為によって寄附を募っているものでありますので、町の歳入に組み入れるものではないというふうに解しております。 以上です。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) もう時間もなくなってしまいましたので、再質問等で求めた点については、調べて文書で回答してくることを約束いただきたいと思います。いいですね。 終わります。
- ○議長(野村和好君) そのほかの方。鈴木克征議員。
- ○8番(鈴木克征君) 1点だけちょっとお聞きします。

厚い決算書のほうの263ページの一番上でございますけれども、子ども会育成連絡協議会補助金28万6,000円。この件に関しては先ほど、川島議員さんのほうから28万6,000円であるけどと質問させていただいた中で文化課長のほうから、県のほうから補助金が来て、合わせますと56万1,000円ですか。平成20年度は子ども会育成連絡協議会補助金として53万6,000円が決算されているわけなんですけれども、先ほどちょっと説明いただいたんですけれども、

そうすると、今回も56万1,000円がここに来るのかなと。またもう一点は、そうであれば、 県の補助金はどこで子ども会のほうにいっているのか。ちょっとその辺を再度お聞きしたい と思います。

- ○議長(野村和好君) 社会文化課長。
- ○社会文化課長(五木田桂一君) ただいまのご質問でございますけれども、昨年度が53万 6,000円ということで、本年度の28万6,000円との差が相当あるということでございますけれ ども、これにつきましては後日、よく調べまして、恐縮でございますけれども、報告させて いただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(野村和好君) 鈴木克征議員。
- ○8番(鈴木克征君) そうしますと、県の補助金はどこからいっているんですか。27万5,000円ですか。28万6,000円が町で、27万5,000円がどこで子ども会のほうにいっているのか。その辺だけでもわかりませんか。平成20年度の決算53万6,000円、これが今年度56万1,000円であれば、それはいいんですけれども、その経過は後で報告してもらうにしても、県の27万5,000円がどういう形でいっているのか。その辺だけ。
- ○議長(野村和好君) 社会文化課長。
- ○社会文化課長(五木田桂一君) その点も含めまして詳細に調べまして、ご報告申し上げた いと存じます。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) その点につきまして、私もちょっと詳細に調べまして、後ほどあわせてご報告させていただきます。よろしくお願いします。
- ○議長(野村和好君) 議案質疑の途中ですが、ここで休憩とします。 再開は2時ちょうど。

(1 12	T1	-	1 /1 /

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(十俊 ~2 时 0 0 分)	(午後	2時00分)
-----------------	-----	--------

(午後 1時44分)

- ○議長(野村和好君) 鈴木克征議員の質問に対する答弁を求めます。 社会文化課長。
- ○社会文化課長(五木田桂一君) それでは、先ほどの質問に対してお答え申し上げます。

平成21年度から20年度の差、25万円ほど減っているわけでございますけれども、この差につきまして、昨年度、新型インフルエンザの影響によりまして子ども会のほうで事業が非常に少なくなりまして、最終的に精算いたしまして、25万円事業が少なかったということで町のほうに返還いたしましたので、25万円減になっております。

ちなみに、本年度は50万円計上してございます。

以上でございます。

○議長(野村和好君) そのほかございませんか。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第10、議案第9号 平成21年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一議員。

○18番(越川洋一君) 国民健康保険は、高い保険税、滞納の問題、保険証未交付という問題があろうかというふうに考えております。歳入未済が4億1,957万9,184円、21年度は、300万円未満の所得の方で213人、前年より4,900万円ふえているわけですね。

現在、国保の加入世帯率は56.7%、県下で5番目ですかね。滞納世帯が858世帯、県下で41位というふうに理解しております。短期保険証が419世帯、資格証明書が299世帯、発行率5.37%、県下では3位という年であったんじゃないかなというふうに思います。資格証明書

の発行率、いわゆる制裁率は県下で2位ということですよね。

この21年度は、一般会計から3,000万円、基金から4,000万円が繰り入れられました。そして、住民の要求にこたえる方向での国保税の引き下げという努力がされまして、これは評価できるわけですが、国保の問題は、国の負担率をもとの45%に戻させるということが基本だというふうに考えております。国がみずからの責任を回避していることによって、末端では受診抑制、手おくれという、保険財政にふさわしくなく事態が生まれているわけであります。

資格証明書の問題は、2000年4月から義務化されたわけでありますけれども、問題なのは、 資格証明書が保険証ということではなくて、窓口で一たん10割を払い、7割分の払い戻しを 請求できるということですね。この償還払い制度が受診抑制を起こしているわけです。死亡 者もそのために出ているということもあります。滞納に対しては、滞納処分で対応できるわ けですね。ですから、保険証を渡さないというのは、社会保障制度にあっては禁じ手だとい うふうに思います。改めてそのことを主張したいと思いますけれども、担当者のご見解を尋 ねます。

それから、償還払いの中で、7割が後で窓口から払い戻される中で、滞納分を先取りしているという話も聞くわけです。当町ではそういう事実はありませんか。

国民皆保険制度の中で、命に直接かかわる問題で、制裁はないだろうというふうに思うんですね。緊急のインフルエンザ対策、インフルエンザなどに対してもどう対処しろというのかと。人の命は非常に重い、尊重するのが行政だということであります。そういうことで、県内では数市町村、資格証明書を発行してない町もある。資格証明書というのは、被保険者と接触して納付を促す措置だというふうに言われておりますけれども、発行したからといってこれが減らないということも含めて、やはり当町も再考すべきだという点に対して答弁を求めます。

- ○議長(野村和好君) 住民課長。
- ○住民課長(若梅 操君) ただいまの越川洋一議員の資格証明書に関するご質問にお答え申 し上げます。

議員のご質問にもございましたように、資格証明書、正式には国民健康保険被保険者資格 証明書という長い文言にはなっておりますが、ご指摘のとおり、制度改正によりまして、現 在は法律、国民健康保険法第9条第6項に規定されております。法律に規定されておるのは 資格証明書の発行に関することでございますが、この法律に基づきまして、国からの指導に より、一定の基準といいますか、発行の要件といいますか、そういったものはこの法律に細 かく規定されてないものですから、町の要綱ですとか取り扱い基準を定めておるところでは ございますが、資格証明書をそのまま機械的に適用しているわけではもちろんございません。 発行については国の通知によりまして、被保険者と接触することがまず第一であり、その状 況をよく確認した上での対応というのがまず第一であるので、法律の規定を機械的、しゃく し定規的に対応すべきものではないということも、法律の決めとはまた別に、国あるいは県 からの指導にあるものでございまして、町は、事務執行をする立場でございますので、その 法の趣旨あるいは国・県からの指導、通知の趣旨をよく理解いたしまして対応しているとこ ろでございます。

資格証明書というのは、ご質問にありましたとおり、医療機関の窓口におきまして一たん10割の医療費を払った後に、手続をしていただいて、本来、保険者が支払うべき7割相当分を一たん立てかえていただいた被保険者にお返しするという、そういう償還払いの制度をとっておるわけでございますが、実際の事務の流れといたしまして、7割をお返しするに当たりましては、滞納されている保険税になるべく充てていただきたいというような窓口でのお願いという形でしております。機械的、強制的に7割を職権的にこちらでいただくというような趣旨のものでもございませんし、これについてはご理解をいただいた上で、できれば全部充てていただければそれにこしたことはないんですが、そのうちの例えば半分を充てる、あるいは一部を充てるというようなこと、あるいは事情によってちょっと今回はどうしても無理だということについては、強制的に職権的にやるということはいたしておりません。

それと、資格証明書の発行件数が県内で2位とかというようなご指摘がございましたが、 資格証明書の一番最近の数字で申し上げますと、ことし、平成22年6月1日時点の数字でご ざいますが、国保世帯数、横芝光町5,230世帯ございます。その中で資格証明書を発行して いる世帯は189世帯でございまして、率で申し上げますと3.61%ということでございます。 同じ割合を1年前の平成21年6月時点と比較してみますと、21年6月では303世帯ございま して、率でいうと5.8%ございました。それからいたしますと、1年後の本年は、率でいい ますと2.2ポイント、資格証明書の発行世帯の数としては減ってはおります。ただ、これは、 3カ月に一度の納税相談を経ての数字で、3カ月に一度ずつ数字は変化するものではござい ますが、状況としてはそういうことで、3.6%というのが県で何位になるかというような結 果は、まだ県の集計がこちらに参りませんのでわかりませんが、去年の6月での数字、ラン キングといいますか、にこの3.6%を当てはめてみますと、13位に相当する数字にはなって おります。これが最新の数字としての資格証明書の数でございます。 それと、先ほどの議員ご質問の中に、償還払いをするに当たって滞納分先取りの事実はないかというご質問でございました。ちょっと私、意味が十分理解できなかったわけですが、滞納分先取りと議員がおっしゃったのは、7割お返しする分を強制的に町のほうでとってしまうとか、もしそういう意味でのご質問だとすれば、今、私が申し上げましたように、説明をして、ご理解をいただいた上で未納に充てているという運用を過去も今も図っておりますので、もしそういう意味でご質問があったとすれば、滞納分先取りというような事実は横芝光町については全くございません。

それと、昨年流行いたしました新型インフルエンザと資格証明書の関係でございますが、 周辺自治体の幾つかでは、滞納世帯で資格証明書を交付した世帯についても、新型インフル エンザ対応という形で全世帯に短期被保険者証を配付した自治体も例としてはあったように 聞いております。ただ、山武周辺、あるいは町としての判断といたしまして、滞納といいま すか、資格証明書をどうして発行しているかというような制度のあり方等を考えたときに、 いわゆる機械的に配るというのは、納税のモラルの維持とか、そういうことを考えたときに いかがなものかというような判断もございまして、昨年の場合は、新型インフルエンザの治 療によって資格証明書でなく被保険者証がどうしてもというような場合には、窓口に来てい ただいて、状況をお話しいただいた上で、窓口の対応として短期被保険者証を発行しろと。 これは議員もご承知だと思うんですが、当時の閣議決定による国の指導が、これは今も生き ておりますので、そういう形で昨年度は対応させていただこうという方針で、実際、本当に 一、二件ございましたが、発行させていただきました。今年度も、新型インフルエンザに限 らず、予期せぬそういう感染の状況がございましたら、現在もそのように対応しろという 国・県の指導のもとに窓口で対応させていただくつもりでおりますので、現在のところは、 資格証明書世帯にインフルエンザ等の流行が仮にあったとしても、機械的に保険証をお渡し するというようなことは考えてございません。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 現物給付ではなくて償還払いということで、7割分を返還するときにお話しするということでございましたけれども、21年度は、そういう事例というのが何件あって、話し合いというのは、中身はどういうふうで、被保険者の対応はそのときにどうであったのか。それを尋ねます。
- ○議長(野村和好君) 住民課長。

○住民課長(若梅 操君) 窓口で10割を一たん払っていただきまして、後に領収書等をお持ちいただいて窓口で償還払いの手続をしていただくときには、町といたしましては療養費という項目でお支払いするわけですが、ちょっと件数について、そういうケースが何件幾らあったかという集計したデータがございませんので、これについては後で、集計確認いたした上でお答えしたいと思いますが、いずれにいたしましても、件数はそんなに頻繁にあるわけではございませんが、7割お返しする制度になっておりますので、お返しする際の対応といたしましては、何度も申し上げますように、お願いをして、できる限り滞納に充てていただきたいというようなご理解をいただいた上でないと、強制的にうちのほうで職権的にやるということは過去もございませんでしたし、これからもそういう対応はとらないということでございます。件数については後ほど、集計の上、お答えしたいと思います。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) そう多くはないけれども、全くないということじゃない。実際にやる事務の中で、滞納分についてもお支払いいただきたいと実際にやっているから、そういう 答弁をしたわけでしょう。ないということではないよね。後でその件数は調べて知らせると、こういう意味ですね。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野村和好君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第11、議案第10号 平成21年度横芝光町老人保健特別会計決算の 認定についてを議題とします。 これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第12、議案第11号 平成21年度横芝光町後期高齢者医療特別会計 決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(野村和好君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第13、議案第12号 平成21年度横芝光町介護保険特別会計決算の 認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第14、議案第13号 平成21年度横芝光町農業集落排水事業特別会 計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第15、議案第14号 平成21年度横芝光町営東陽食肉センター特別 会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第16、議案第15号 平成21年度横芝光町病院事業会計決算の認定 についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島透議員。

○13番(川島 透君) 決算書494、5ページ。この報告書の中で事業収益について。 いずれにしても、東陽病院は町営になりました。そこで、町民の医療のよりどころとなる べく、さらなる企業努力を要望する観点から質問いたしたいと思います。

病院事業収益12億1,300万円、そして支出で医業費用11億3,100万円、これを差し引きますと、単年度決算では8,132万円の黒字ということでありますが、504ページ、事業収入に関する事項で、事業収益が20年度と比べますと5,000万円弱、4,700万円減っているわけですね。単年度で黒字になりながら、事業の収益が減っている。これはとりもなおさず、一般会計か

らの繰入金がそこに投入されているからであります。

そこで、この前渡された1枚ぺらの資料の中で、21年度の一般会計の繰入金の状況で、東陽病院に対しまして4億3,553万円が投入されております。したがって、収入12億1,300万円、それから繰入金の4億3,500万円を引きますと、7億7,778万円が実際の東陽病院における単年度の収益というふうな計算が出てくるわけであります。したがって、利子的にはそこに4億3,000万円を投入しながら、収益としては……ごめんなさい。8,100万円の単年度黒字。だけども実際には7億7,000万円しか売り上げてないということで、4億3,500万円を引きますと、実質的には3億5,400万円の赤字なわけなんですね。したがいまして、今までの病院の中で、赤字部分は一般会計から繰り入れればよいというような考えではないと思いますが、これから新しい横芝光町のいろいろな事業があると思いますので、なるべくならそちらのほうの繰入金をこれからは少なくしていくような企業努力が必要になってくると思います。そのために事務長にお伺いしたいと思いますが、これを減らすためにはこれからどのような運営をしていけばよいかということをお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 病院事務長。
- ○東陽病院事務長(宮薗博香君) それでは、ただいまの川島議員のご質問にお答え申し上げます。

東陽病院の基本理念でもありますように、常に自己研さんと経営基盤の確立に努め、安心 して暮らせる、心の支えとなる病院として、患者様、ご家族、職員が一体となった、安全で 良質な地域医療を提供していかなければならないものと思っております。

また、先ほど、川島議員が申されましたように、平成20年度と平成21年度の決算を比較しますと、医業収益が落ち込んでいる状況にあります。したがいまして、現在の8名の医師にさらに頑張っていただき、入院収益と外来収益を上げていくことが安定した病院経営につながるものと思っておりますので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 川島透議員。
- ○13番(川島 透君) 今度、新たな検討委員会というのを立ち上げられた町長の英断に期待するわけでありますけれども、今の事務長の答弁を踏まえて、今後、もっと議会も東陽病院の実態というのをつぶさに把握しなければならないと、そういうふうに考えております。

そこで、町長にちょっとお伺いしたいんですけれども、経営全般を担っている病院の院長に、たまにはこういう席に来ていろいろお話ができないものかと、そういうふうに考えるところでありますけれども、その辺のところの見解をお伺いします。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) ただいま、川島透議員から、議会も東陽病院に関心を持っていくということと東陽病院院長のことをお話しいただきました。私も議員時代に、東陽病院の内情というのをもっと知りたいということで、例えば運営検討委員会に住民の代表が入ったりするほうがいいのではないかということでやっておりましたが、4年間、そういうことを言い続けましたけれども、今回、運営検討委員会に議長、そして民生文教委員会の正副委員長さんにも入っていただいて病院の中を知っていただきたいというふうに行ってまいりました。また、町立の病院に4年前になったわけでありますけれども、それ以前は組合立病院で、組合議会というのがあったと思います。組合議会にかわる議会というのは、この4年間なかったわけでありますので、なおのこと、先ほども言いましたように、運営検討委員会というのが大事なものになってくると思い、そこに住民の代表である議会から出ていただくということでお願いしたところであります。

また、そういうような中で今のお話ですけれども、どのようにできるか、運営検討委員会の中でも検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(野村和好君) 若梅喜作議員。
- ○6番(若梅喜作君) 1点お尋ねいたします。

病院経営、厳しい環境の中でいろいろとご努力しているとは思いますけれども、今回の病床の利用率、一般病床は54.4%、療養病床が82.8%ということで、いずれも減少していると、そのような状況にあるようでございます。病院というのは、にぎやかになればいいというような場所ではないと思いますけれども、医者が開業すると患者も一緒についていってしまうというような話もありまして、患者さんは自由に病院を選択できるわけですので、一挙に患者さんをふやせといっても、医師不足の状況の中で大変なことがあろうかと思いますけれども、このような減少の要因はどこにあるのか、どのような見解を持っているか、その辺をお聞きしたいと思います。

また、21年度ではありませんけれども、今年度はMRIという高度な医療機器を導入されたと。またこのようなものも生かしながら、より病院を広く利用してもらうと。そのようなことがこれからも肝要ではないかと思います。そこで、現在のMRIの稼動の状況。

いろいろ話を聞いてみますと、画像診断ですか、そういうのがなかなかできないということで、旭の病院から先生が来ているんだというような話もお聞きいたしました。実際、当初 見込んでいたような利用度に達しているのか。まあ何とかランニングコストぐらいはとれる んではないかと、そのようなお話もありました。その辺の状況も含めてひとつご説明のほうをお願いしたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 病院事務長。
- ○東陽病院事務長(宮薗博香君) それでは、若梅議員に対してお答え申し上げます。

最初に、1点目の病床の利用率でございますが、今、若梅議員が申されましたように、21 年度と比較しますと、22年度は医師が1名ふえておりますが、病床の利用率については、思ったように上がってこない状況であります。

いずれにしましても、東陽病院につきましては、地域の病院として、高度医療よりも地域のある程度の要望に対応していくのがこの地域に合った病院かなというふうに私は思っておりますので、その辺につきましては、これからきょうのような意見があったということを医師のほうにもお伝えした中で、そういうような形で対応できるように今後努力してまいりたいというふうに考えております。

2点目のMRIの稼動状況でございますが、9月6日現在で166件。101日開設しておりますので、1日当たり1.64人の利用というような状況になっております。したがいまして、当初考えていたよりも若干落ち込んでいるのかなという気はいたしますが、これからどんどん活用していただくように、いろいろな方策を考えていきたいと思っております。

また今、MRIにつきましては、先ほど議員が申されましたように、旭から脳外科の先生が来ておりますけれども、その先生が一番使っていただいている。次に整形外科のほうで使っているというような状況でございますので、今後、より有効に活用できるように努力してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 21年度の未収金でありますけれども、1億6,581万8,554円。もしお わかりになりましたら、年度別の件数を教えていただきたいと思います。

それと、クレジットカード払いが東陽病院も始まっていると思いますけれども、その利用 状況を教えていただきたいと思います。

あと、保険証の使えない方は実費払いになるかと思いますが、その実情を教えてください。 ○議長(野村和好君) 病院事務長。

○東陽病院事務長(宮薗博香君) それでは、川島議員のご質問にお答えします。

まず、収入の未済の状況ですが、平成21年度ですと、入院分として7件で約164万円、外 来分として17件で4万3,000円、あと20年度、19年度、18年度、17年度、それぞれあります ので、これにつきましては、後で表でお示ししたいと考えておりますので、ご理解いただき たいと思います。

また、次のクレジットカードの状況でありますけれども、これにつきましてはちょっと、 まだ行ったばっかりで勉強不足で、まだその実態というのは把握しておりませんので、後ほ ど調べてからご報告申し上げたいというふうに考えております。

済みません、1点ですけれども、資格証明書で受診ができるのかということでございますか。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 申しわけありません。保険証等なく、実費でかかる方がいらっしゃると思うんですけれども、そういった今現在の実情がわかれば教えてください。
- ○議長(野村和好君) 病院事務長。
- ○東陽病院事務長(宮薗博香君) 保険証がない方については、多分、実費でかかると思うんですけれども、今、一般的に、夜間とか保険証を持ってないということで町内の方が来た場合につきましては、あらかじめふだんから外来されている方につきましては、後日合わせてちょうだいするような形をとっております。また、夜間等で急に来た場合については、後ほど精算するということで、町内の方であれば、とりあえず5,000円を立てかえでいただいたりというようなことはしております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) お三方触れられましたけれども、21年度は、CTスキャナーの更新、それからMRIの購入ですね。緊急経済対策で当町に2億6,000万円でしたか、来た中で1億6,000万円余り、かなりの部分をMRIに投入したということで、これで患者の入院、病院の成績の向上につながるんじゃないのかなというふうに私も期待したわけですけれども、意外と、購入のときに説明があったほどは利用者がいなかったということですね。経営検討委員会では、どのようにこの利用というものについて検討してきたのかと。

それから、東陽病院の経営改善計画というのが数年前に出されましたよね。指標が設けられて、これは国にも報告されているというふうに思うんですけれども、先ほどもちょっと触れられましたけれども、経営改善計画では病床利用率が73%になっているのに、67.2%ということで、なかなか目標に届かないということです。利用者も利益も少なくなっているというこの現状です。これをどう打開していくのか、ひとつ改めて決意を尋ねておきます。

- ○議長(野村和好君) 病院事務長。
- ○東陽病院事務長(宮薗博香君) それでは、越川議員のご質問にお答えします。

MRIにつきましては、当初言ったよりも稼動率がよくないということにつきましては、 今後、病院内部にある主任者会議、また病院検討委員会等でより具体的な方法等を前向きに 検討していきたいと考えております。

2点目の、東陽病院経営改善計画と比較すると、確かに、目標額と比べると、実績で落ち込んでおります。それにつきましては、こういう実績を踏まえまして謙虚な立場に立ちまして、先ほど申し上げましたように、東陽病院の基本理念でありますように、常に自己研さんと経営基盤の確立に努め、安心して暮らせる、心の支えとなる病院として取り組んでいかなければならないということを考えておりますので、この基本理念を心に据え、今後もより一層頑張っていく所存でありますので、ご協力のほうよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第17、議案第16号 財産の取得についてを議題とします。 これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一議員。

○18番(越川洋一君) 過日、この件についても説明をいただいたわけですけれども、たし か落札率が99.8%ということでしたよね。この入札の内容について、若干の説明を受けまし たけれども、詳しくご説明いただきたい。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) ただいまの越川洋一議員からのご質問でございますが、落札率が 非常に高いということでございます。予定価格の設定につきましては、設計業者のほうに委 託したものでございまして、市場価格の49%を設計価格というふうに設定してございます。

ということで、実際に49%が設計価格ということでございますので、落札価格もちょっと 高目に結果としてなったかなというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) これは1回で決まったの。
- ○議長(野村和好君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(林 新一君) この入札につきましては、過日ご説明申し上げましたが、予 定価格を公表いたしまして、最低制限価格を設けて実施しておりますので、1回の入札で落 札でございます。

その日の入札の回数ということでよろしいんですか。それとも……

[18番議員「その前段は」と発言]

○企画財政課長(林 新一君) 前段はですね、ただいま教育課長が申し上げました49%の予定価格よりもさらに低い予定価格を設定いたしました。それは、設計業者さんもその金額で落札されるでしょうというご意見がございましたので、今回の落札よりも約10%ぐらい低い予定価格で設定しましたところ、指名業者さんがその金額では請け負えないということで、全社が入札辞退ということになりましたので、予定価格を上げまして、再度、指名競争入札を行ったものでございます。

以上でございます。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長(野村和好君) 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり、議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎陳情の件

○議長(野村和好君) 日程第19、陳情の件を議題とします。

ここで、常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長。

[民生文教常任委員会委員長 山﨑貞一君登壇]

○民生文教常任委員会委員長(山崎貞一君) それでは、民生文教常任委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において民生文教常任委員会に付託された陳情第1号 最低基準の改善と待機 児解消・定員増実現のために公立保育園への特定財源復活などを求める意見書の提出を求め る陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、9月7日午後2時40分から、委員全員出席のもと、陳情第1号の審査を行いました。

陳情内容が認定こども園に批判的であることや、当町には待機児がいないため、当町の実情に合致していない等の意見が出ました。

慎重審議の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全員一致で不採択といたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果報告といたします。

[民生文教常任委員会委員長 山﨑貞一君降壇]

○議長(野村和好君) 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま民生文教常任委員会委員長から報告のありました陳情1件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより陳情第1号について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものでありました。

この陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野村和好君) 挙手少数。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長(野村和好君) 日程第20、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

民生文教常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

ここでお諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(野村和好君) 以上で今期定例会に付議された案件のすべてを議了しました。 会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成22年9月横芝光町議会定例会を閉会します。 ご苦労さまでした。

(午後 2時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議 長 野村和好

議員越川洋一

議員杉森幹男